

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄							備考
計画の区分	研究科以外の教育研究上の基本となる組織(学府)の専攻に係る課程の変更							
フリガナ設置者	コリツダガクホウシツン キョウシユウダガク 国立大学法人九州大学							
フリガナ大学の名称	キョウシユウダガクダクイン 九州大学大学院 (Graduate School, Kyushu University)							
大学本部の位置	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号							
大学院の目的	九州大学は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 九州大学大学院は、九州大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的	高度情報社会における情報と人間、情報と社会の新たな調和などの複合的な課題を解決するために、情報ユーザーの知的活動を支え、さらに社会の急速な情報化がもたらす新たな要求に応えられる高度な専門人材の養成を目的としている。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	統合新領域学府 [Graduate School of Integrated Frontier Sciences] ライブラリーサイエンス専攻 (博士後期課程) [Department of Library Science]	年	人	年次人	人	博士 (ライブラリーサイエンス)	平成25年4月 第1年次	福岡県福岡市 東区箱崎6丁目 10番1号
	同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	人文科学府 人文基礎専攻(D) [定員減] (△1) 歴史空間論専攻(D) [定員減] (△1) 言語・文学専攻(D) [定員減] (△1)						
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数		
		講義	演習	実習	計			
	統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻 (博士後期課程)	1科目	2科目	0科目	3科目	14単位		
教員組織の概要	学部等の名称	専任教員等						兼任教員
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	統合新領域学府 ライブラリーサイエンス 専攻(博士後期課程)	4人 (4)	3人 (3)	0人 (0)	0人 (0)	7人 (7)	0人 (0)
	既設分	(別紙のとおり)						

教員以外の職員 の概要	職 種		専 任	兼 任	計		九州大学全体		
	事 務 職 員		917人 (917)	0人 (0)	917人 (917)				
	技 術 職 員		1,790 (1,790)	0 (0)	1,790 (1,790)				
	図 書 館 専 門 職 員		62 (62)	0 (0)	62 (62)				
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計		2,769 (2,769)	0 (0)	2,769 (2,769)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		九州大学全体		
	校 舎 敷 地	682,795 m ²	0 m ²	0 m ²	682,795 m ²				
	運 動 場 用 地	305,067 m ²	0 m ²	0 m ²	305,067 m ²				
	小 計	987,862 m ²	0 m ²	0 m ²	987,862 m ²				
	そ の 他	74,924,335 m ²	0 m ²	0 m ²	74,924,335 m ²				
	合 計	75,912,197 m ²	0 m ²	0 m ²	75,912,197 m ²				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		九州大学全体			
	711,364 m ² (711,364 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	711,364 m ² (711,364 m ²)					
教 室 等	講 義 室	演 習 室	実 験 実 習 室	情報処理学習施設	語学学習施設	九州大学全体			
	373室	573室	2,249室	92室 (補助職員44人)	11室 (補助職員1人)				
専任教員研究室	新設学部等の名称			室 数			九州大学全体		
	統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻 (博士後期課程)			7室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点	九州大学全体 図書 4,107,706 [1,788,822] 学術雑誌 93,517 [39,946]	
	統合新領域学府 ライブラリーサイエ ンス専攻 (修士課程)	2,468,813 [992,029]	58,040 [20,531]	63,287 (57,523)	50,146 (50,146)	139 (139)	410,000 (410,000)		
図 書 館	面 積	閱 覧 座 席 数	収 容 可 能 冊 数		九州大学全体				
	33,563 m ²	2,075 席	4,302,166 冊						
体 育 館	面 積	体 育 館 以 外 の ス ポ ー ツ 施 設 の 概 要						九州大学全体	
	12,268 m ²	・野球場1面 ・400mトラック1面 ・一般運動場 ・25mプール ・その他							
経費の見積り 及び維持方法 の概要	経 費 の 積 累	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度	国費による
		教員1人当り研究費	— 千円	— 千円	図書購入費	— 千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等	— 千円	— 千円	図書購入費	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									

既設 大学等 の 状 況	大 学 の 名 称	九 州 大 学								備 考
	学 部 等 の 名 称	修 業	入 学	編入学	収 容	学位又は称号	定 員	開 設	所 在 地	
		年 限	定 員	定 員	定 員		超 過 率	年 度		
	人文科学府	年	人	年次人	人		倍			
	人文基礎専攻					修士(文学)		平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	修士課程	2	16		32		0.40			
	博士後期課程	3	8		24	博士(文学)	0.62	同上		
	歴史空間論専攻									
	修士課程	2	20		40		0.77			
	博士後期課程	3	10		30		0.60	同上		
	言語・文学専攻									
	修士課程	2	20		40		1.00			
	博士後期課程	3	10		30		1.10			
	比較社会文化学府									
	日本社会文化専攻					修士(比較社会文化)		平成12年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	
	修士課程	2	24		48		1.62			
	博士後期課程	3	20		60	修士(理学)	1.01	同上		
	国際社会文化専攻					修士(比較社会文化)				
	修士課程	2	26		52	博士(比較社会文化)	0.82			
	博士後期課程	3	20		60	博士(理学)	0.56			
	人間環境学府									
	都市共生デザイン専攻					修士(人間環境学)		平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	修士課程	2	20		40		1.12			
	博士後期課程	3	5		15	修士(文学)	0.93	同上		
	人間共生システム専攻					修士(教育学)				
	修士課程	2	11		22	修士(心理学)	0.63			
	博士後期課程	3	9		27	修士(工学)	1.40	同上		
	行動システム専攻									
	修士課程	2	17		34	博士(人間環境学)	0.81			
	博士後期課程	3	10		30		1.03	平成17年度		
	教育システム専攻					博士(文学)				
	修士課程	2	19		38	博士(教育学)	0.73			
	博士後期課程	3	9		27	博士(心理学)	0.81	平成12年度		
	空間システム専攻					博士(工学)				
	修士課程	2	28		56		1.55			
	博士後期課程	3	7		21	臨床心理修士(専門職)	0.70	平成17年度		
	実践臨床心理学専攻									
	専門職学位課程	2	30		60		0.93			
	法学府									
	法政理論専攻					修士(法学)		平成22年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	修士課程	2	72		134		0.63			
	博士後期課程	3	17		51	博士(法学)	0.34			
	法務学府									
	実務法学専攻					法務博士(専門職)		平成16年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	専門職学位課程	3	80		240		0.96			
	経済学府									
	経済工学専攻					修士(経済学)		平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	修士課程	2	20		40		0.97			
	博士後期課程	3	10		30	博士(経済学)	0.60	平成15年度		
	経済システム専攻									
	修士課程	2	27		54	経営修士(専門職)	1.09			
	博士後期課程	3	14		42		0.51	同上		
	産業マネジメント専攻									
	専門職学位課程	2	45		90		0.94			
	理学府									
	物理学専攻					修士(理学)		平成20年度	福岡県福岡	

修士課程	2	4 1		8 2		1.05		市東区箱崎 6丁目10 番1号	
博士後期課程	3	1 4		4 2	博士(理学)	0.47	同上		
化学専攻									
修士課程	2	6 2		1 2 4		0.99	平成12年度		
博士後期課程	3	1 9		5 7		0.66			
地球惑星科学専攻									
修士課程	2	4 1		8 2		0.79			
博士後期課程	3	1 4		4 2		0.73			
数理学府									
数理学専攻							平成12年度	福岡県福岡 市西区大字 元岡744 番地	
修士課程	2	5 4		1 0 8	修士(数理学)	1.02			
博士後期課程	3	2 0		6 0	修士(技術数理学) 博士(数理学) 博士(機能数理学)	0.98			
システム生命科学府									
システム生命科学専攻							平成15年度	福岡県福岡 市東区箱崎 6丁目10 番1号	
博士課程	5	5 4		2 7 0	修士(システム生命科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(情報科学) 博士(システム生命科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(情報科学)	1.48			
医学系学府									
医学専攻							平成20年度	福岡県福岡 市東区馬出 3丁目1番 1号	
博士課程	4	1 0 7		4 2 8	修士(医科学)	1.13			
医科学専攻							平成15年度		
修士課程	2	2 0		4 0	修士(看護学)	0.92			
保健学専攻									
修士課程	2	2 0		4 0	博士(医学)	1.45	平成19年度		
博士後期課程	3	1 0		3 0	博士(看護学)	1.16	平成21年度		
医療経営・管理学専攻							平成13年度		
専門職学位課程	2	2 0		4 0	医療経営・管理学修士(専門職)	1.05			
歯学府									
歯学専攻							平成12年度	福岡県福岡 市東区馬出 3丁目1番 1号	
博士課程	4	4 3		1 7 2	博士(歯学) 博士(臨床歯学) 博士(学術)	1.03			
薬学府									
創薬科学専攻								福岡県福岡 市東区馬出 3丁目1番 1号	
修士課程	2	5 5		1 1 0	修士(創薬科学)	0.89	平成22年度		
博士後期課程	3	1 2		1 2	博士(創薬科学)	2.08	平成24年度		
医療薬科学専攻							平成12年度		
博士後期課程	3	—		—	博士(臨床薬学)	—			
創薬科学専攻							同上		
博士後期課程	3	—		—		—			
臨床薬学専攻							平成24年度		
博士課程	4	5		5		1.20			
工学府									
物質創造工学専攻							平成12年度	福岡県福岡 市西区大字 元岡744 番地	
修士課程	2	3 8		7 6	修士(工学)	1.11			
博士後期課程	3	1 0		3 0	博士(工学)	1.53			
物質プロセス工学専攻							同上		
修士課程	2	3 0		6 0		1.21			
博士後期課程	3	9		2 7		1.06			
材料物性工学専攻							同上		
修士課程	2	3 3		6 6		0.93			
博士後期課程	3	7		2 1		1.37			
化学システム工学専攻							同上		
修士課程	2	3 5		7 0		1.18			
博士後期課程	3	1 0		3 0		1.10			

建設システム工学専攻							同上	
修士課程	2	2 4		4 8		1.02		
博士後期課程	3	8		2 4		1.08		
都市環境システム工学専攻							同上	
修士課程	2	2 8		5 6		1.01		
博士後期課程	3	8		2 4		0.91		
海洋システム工学専攻							同上	
修士課程	2	2 1		4 2		1.38		
博士後期課程	3	8		2 4		0.58		
地球資源システム工学専攻							同上	
修士課程	2	2 0		4 0		1.45		
博士後期課程	3	8		2 4		1.54		
エネルギー量子工学専攻							同上	
修士課程	2	2 8		5 6		1.28		
博士後期課程	3	1 2		3 6		0.58		
機械工学専攻							平成22年度	
修士課程	2	6 2		1 2 4		1.28		
博士後期課程	3	1 9		5 7		0.83		
水素エネルギーシステム専攻							同上	
修士課程	2	3 0		6 0		1.21		
博士後期課程	3	9		2 7		1.10		
航空宇宙工学専攻							平成12年度	
修士課程	2	3 0		6 0		1.33		
博士後期課程	3	1 2		3 6		0.66		
芸術工学府								
芸術工学専攻					修士(芸術工学)		平成15年度	福岡県福岡市南区塩原4丁目9番1号
修士課程	2	9 2		1 8 4	修士(デザインストラテジー)	1.19	(平成16年4月学生受入)	
博士後期課程	3	2 5		7 5		0.85		
デザインストラテジー専攻					博士(芸術工学)	1.21	平成18年度	
修士課程	2	2 8		5 6	博士(工学)	1.53	平成20年度	
博士後期課程	3	5		1 5				
システム情報科学府								
情報学専攻					修士(情報科学)		平成21年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地
修士課程	2	4 0		8 0	修士(理学)	1.15		
博士後期課程	3	1 4		4 2	修士(工学)	0.66		
情報知能工学専攻					修士(学術)		同上	
修士課程	2	4 5		9 0		1.14		
博士後期課程	3	1 5		4 5	博士(情報科学)	0.64		
電気電子工学専攻					博士(理学)		同上	
修士課程	2	5 5		1 1 0	博士(工学)	1.45		
博士後期課程	3	1 6		4 8	博士(学術)	0.99		
総合理工学府								
量子プロセス理工学専攻					修士(理学)		平成12年度	福岡県春日市春日公園6丁目1番地
修士課程	2	3 7		7 4	修士(工学)	1.56		
博士後期課程	3	1 4		4 2	修士(学術)	0.92		
物質理工学専攻							同上	
修士課程	2	3 7		7 4	博士(理学)	1.37		
博士後期課程	3	1 4		4 2	博士(工学)	0.99		
先端エネルギー理工学専攻					博士(学術)		同上	
修士課程	2	3 4		6 8		0.87		
博士後期課程	3	1 2		3 6		0.27		
環境エネルギー工学専攻							同上	
修士課程	2	2 6		5 2		1.15		
博士後期課程	3	9		2 7		0.81		
大気海洋環境システム学専攻							同上	
修士課程	2	3 0		6 0		0.91		
博士後期課程	3	1 1		3 3		0.51		
生物資源環境科学府								
資源生物科学専攻					修士(農学)		平成22年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号
修士課程	2	5 0		1 0 0		1.06		
博士後期課程	3	1 9		5 7	博士(農学)	0.80		
環境農学専攻							同上	
修士課程	2	7 5		1 5 0		0.77		
博士後期課程	3	2 7		8 1		0.58		
農業資源経済学専攻							同上	
修士課程	2	1 3		2 6		0.96		
博士後期課程	3	5		1 5		1.13		

生命機能科学専攻							同上	
修士課程	2	106		212		0.83		
博士後期課程	3	12		36		0.58		
生物産業創成専攻							同上	
博士後期課程	3	14		42		1.06		
統合新領域学府								
ユーザー感性学専攻					修士(感性学)			福岡県福岡市東区箱崎
修士課程	2	30		60	修士(芸術工学)	1.06	平成21年度	6丁目10
博士後期課程	3	4		8	修士(オートモーティブサイエンス)	1.75	平成23年度	番1号
オートモーティブサイエンス専攻					修士(工学)	0.99	平成21年度	福岡県福岡市西区大字
修士課程	2	21		42	修士(学術)	0.90		元岡744
博士後期課程	3	7		21	修士(ライブラリーサイエンス)	1.10	平成23年度	番地
ライブラリーサイエンス専攻					博士(感性学)			
修士課程	2	10		20	博士(芸術工学)			
					博士(オートモーティブサイエンス)			
					博士(工学)			
					博士(学術)			

文学部 人文学科	4	160		640	学士(文学) 学士(学術)	1.04	平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
教育学部	4	50		200	学士(教育学) 学士(学術)	1.08	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
法学部	4	200		800	学士(法学) 学士(学術)	1.01	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
経済学部 経済・経営学科	4	150	3年次 10	620	学士(経済学) 学士(学術)	1.07	平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
経済工学科	4	90	3年次 10	380		1.05	昭和52年度		
理学部 物理学科	4	59	3年次 5	236	学士(理学)	1.09	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
化学科	4	67		268	学士(学術)	1.04	同上		
地球惑星科学科	4	48		192		1.06	平成2年度		
数学科	4	54		226		1.05	昭和24年度		
生物学科	4	49		196		1.11	同上		
医学部 医学科	6	111		637	学士(医学)	1.00	昭和24年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
生命科学科	4	12	48	48	学士(生命医科学)	1.12	平成19年度		
保健学科	4	137	548	548	学士(看護学) 学士(保健学) 学士(学術)	1.04	平成14年度 (平成15年4月学生受入)		
歯学部 歯学科	6	53		336	学士(歯学)	1.03	昭和42年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
薬学部 創薬科学科	4	50		200	学士(創薬科学)	1.09	平成18年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
臨床薬学科	6	30		180	学士(薬学) 学士(学術)	1.04	同上		
工学部 建築学科	4	60		240	学士(工学)	1.05	昭和29年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	
電気情報工学科	4	158		632	学士(学術)	1.05	平成8年度		
物質科学工学科	4	168		672		1.07	平成9年度		
地球環境工学科	4	150		600		1.05	平成10年度		
エネルギー科学科	4	99		396		1.06	"		
機械航空工学科	4	169		676		1.09	平成11年度		
芸術工学部 環境設計学科	4	38		152	学士(芸術工学)	1.06	平成15年度	福岡県福岡市南区塩原4丁目9番1号	
工業設計学科	4	48		192	学士(学術)	1.03	(平成16年4月学生受入)		
画像設計学科	4	38		152		1.05			
音響設計学科	4	38		152		1.06			
芸術情報設計学科	4	40		160		1.02			
農学部 生物資源環境学科	4	229		916	学士(農学) 学士(学術)	1.05	平成10年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
附属施設の概要	なし								

教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員	
			教授	准教授	講師	助教	計		助手
既 設 分	人文科学府 人文基礎専攻	M	7 (7)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	12 (12)
		D	7 (7)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
	歴史空間論専攻	M	10 (10)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	13 (13)
		D	11 (11)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
	言語・文学専攻	M	8 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	18 (18)
		D	8 (8)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
	比較社会文化学府 日本社会文化専攻	M	15 (15)	14 (14)	3 (3)	1 (1)	33 (33)	0 (0)	4 (4)
		D	17 (17)	15 (15)	3 (3)	1 (1)	36 (36)	0 (0)	0 (0)
	国際社会文化専攻	M	21 (21)	9 (9)	2 (2)	2 (2)	34 (34)	0 (0)	4 (4)
		D	21 (21)	9 (9)	2 (2)	2 (2)	34 (34)	0 (0)	0 (0)
	人間環境学府 都市共生デザイン専攻	M	4 (4)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	12 (12)	0 (0)	3 (3)
		D	5 (5)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
	人間共生システム専攻	M	5 (5)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	5 (5)
		D	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
	行動システム専攻	M	6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (1)
		D	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	教育システム専攻	M	6 (6)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	1 (1)
		D	5 (5)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
	空間システム専攻	M	6 (6)	5 (5)	1 (1)	4 (4)	16 (16)	0 (0)	1 (1)
		D	6 (6)	5 (5)	1 (1)	4 (4)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
実践臨床心理学専攻	P	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	2 (2)	
法学府 法政理論専攻	M	21 (21)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	25 (25)	
	D	22 (22)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	41 (41)	0 (0)	25 (25)	

法務学府 実務法学専攻	P	17 (17)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	29 (29)
経済学府 経済工学専攻	M	5 (5)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
	D	5 (5)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
経済システム専攻	M	13 (13)	10 (10)	2 (2)	2 (2)	27 (27)	0 (0)	3 (3)
	D	15 (15)	10 (10)	2 (2)	2 (2)	29 (29)	0 (0)	3 (3)
産業マネジメント専攻	P	10 (10)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	5 (5)
理学府 物理学専攻	M	12 (12)	13 (13)	0 (0)	13 (13)	38 (38)	0 (0)	9 (9)
	D	12 (12)	13 (13)	0 (0)	13 (13)	38 (38)	0 (0)	0 (0)
化学専攻	M	19 (19)	18 (18)	3 (3)	15 (15)	55 (55)	0 (0)	9 (9)
	D	19 (19)	18 (18)	3 (3)	15 (15)	55 (55)	0 (0)	0 (0)
地球惑星科学専攻	M	12 (12)	16 (16)	1 (1)	8 (8)	37 (37)	0 (0)	6 (6)
	D	12 (12)	16 (16)	1 (1)	8 (8)	37 (37)	0 (0)	0 (0)
数理学府 数理学専攻	M	30 (30)	29 (29)	0 (0)	12 (12)	71 (71)	0 (0)	14 (14)
	D	30 (30)	27 (27)	0 (0)	12 (12)	69 (69)	0 (0)	1 (1)
システム生命科学府 システム生命科学専攻	D	30 (30)	27 (27)	2 (2)	26 (26)	85 (85)	0 (0)	11 (11)
医学系学府 医学専攻	D	45 (45)	44 (44)	40 (40)	15 (15)	144 (144)	0 (0)	37 (37)
医科学専攻	M	46 (46)	44 (44)	40 (40)	15 (15)	145 (145)	0 (0)	0 (0)
保健学専攻	M	18 (18)	10 (10)	6 (6)	3 (3)	37 (37)	0 (0)	43 (43)
	D	18 (18)	11 (11)	5 (5)	3 (3)	37 (37)	0 (0)	16 (16)
医療経営・管理学専攻	P	10 (10)	4 (4)	2 (2)	3 (3)	19 (19)	0 (0)	7 (7)
歯学府 歯学専攻	D	18 (18)	16 (16)	19 (19)	46 (46)	99 (99)	0 (0)	51 (51)
薬学府 創薬科学専攻	M	15 (15)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	30 (30)	0 (0)	31 (31)
	D	5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	2 (2)
臨床薬学専攻	D	10 (10)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	3 (3)

工学府 物質創造工学専攻	M	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	14 (14)
	D	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	5 (5)
物質プロセス工学専攻	M	8 (8)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	3 (3)
	D	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
材料物性工学専攻	M	6 (6)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
	D	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	4 (4)
化学システム工学専攻	M	10 (10)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	22 (22)	0 (0)	1 (1)
	D	9 (9)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
建設システム工学専攻	M	5 (5)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	2 (2)
	D	5 (5)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
都市環境システム工学専攻	M	6 (6)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	3 (3)
	D	6 (6)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
海洋システム工学専攻	M	6 (6)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	1 (1)
	D	6 (6)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
地球資源システム工学専攻	M	6 (6)	6 (6)	0 (0)	7 (7)	19 (19)	0 (0)	3 (3)
	D	6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
エネルギー量子工学専攻	M	7 (7)	9 (9)	0 (0)	10 (10)	26 (26)	0 (0)	7 (7)
	D	7 (7)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
機械工学専攻	M	14 (14)	14 (14)	0 (0)	19 (19)	47 (47)	0 (0)	3 (3)
	D	14 (14)	14 (14)	0 (0)	19 (19)	47 (47)	0 (0)	0 (0)
水素エネルギーシステム専攻	M	9 (9)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	19 (19)	0 (0)	9 (9)
	D	9 (9)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
航空宇宙工学専攻	M	11 (11)	7 (7)	0 (0)	8 (8)	26 (26)	0 (0)	6 (6)
	D	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
芸術工学府 芸術工学専攻	M	28 (28)	32 (32)	0 (0)	13 (13)	73 (73)	0 (0)	12 (12)
	D	28 (28)	32 (32)	0 (0)	4 (4)	64 (64)	0 (0)	12 (12)

デザインストラテジー専攻	M	4 (4)	7 (7)	1 (1)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	8 (8)
	D	5 (5)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	8 (8)
システム情報科学府 情報学専攻	M	10 (10)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	4 (4)
	D	10 (10)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
情報知能工学専攻	M	13 (13)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	31 (31)
	D	12 (12)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻	M	17 (17)	11 (11)	0 (0)	9 (9)	37 (37)	0 (0)	8 (8)
	D	15 (15)	11 (11)	0 (0)	9 (9)	35 (35)	0 (0)	0 (0)
総合理工学府 量子プロセス理工学 専攻	M	8 (8)	10 (10)	0 (0)	7 (7)	25 (25)	0 (0)	8 (8)
	D	8 (8)	10 (10)	0 (0)	7 (7)	25 (25)	0 (0)	8 (8)
物質理工学専攻	M	12 (12)	10 (10)	0 (0)	11 (11)	33 (33)	0 (0)	7 (7)
	D	12 (12)	10 (10)	0 (0)	11 (11)	33 (33)	0 (0)	7 (7)
先端エネルギー理工学 専攻	M	9 (9)	10 (10)	0 (0)	7 (7)	26 (26)	0 (0)	7 (7)
	D	9 (9)	10 (10)	0 (0)	7 (7)	26 (26)	0 (0)	7 (7)
環境エネルギー工学専攻	M	5 (5)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	15 (15)	0 (0)	3 (3)
	D	5 (5)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	15 (15)	0 (0)	3 (3)
大気海洋環境システム学 専攻	M	9 (9)	10 (10)	0 (0)	9 (9)	28 (28)	0 (0)	5 (5)
	D	9 (9)	10 (10)	0 (0)	9 (9)	28 (28)	0 (0)	5 (5)
生物資源環境科学府 資源生物学専攻	M	16 (16)	16 (16)	0 (0)	11 (11)	43 (43)	0 (0)	3 (3)
	D	16 (16)	16 (16)	0 (0)	11 (11)	43 (43)	0 (0)	0 (0)
環境農学専攻	M	18 (18)	20 (20)	0 (0)	24 (24)	62 (62)	0 (0)	5 (5)
	D	18 (18)	20 (20)	0 (0)	24 (24)	62 (62)	0 (0)	0 (0)
農業資源経済学専攻	M	4 (4)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	10 (10)	0 (0)	1 (1)
	D	4 (4)	2 (2)	0 (0)	5 (5)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
生命機能科学専攻	M	22 (22)	20 (20)	1 (1)	13 (13)	56 (56)	0 (0)	4 (4)
	D	10 (10)	13 (13)	1 (1)	5 (5)	29 (29)	0 (0)	0 (0)
生物産業創生専攻	D	8 (8)	3 (3)	0 (0)	4 (4)	15 (15)	0 (0)	0 (0)

統合新領域学府 ユーザー感性学専攻	M	11 (11)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	19 (19)	0 (0)	5 (5)
	D	6 (6)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
オートモーティブサイエンス専攻	M	9 (9)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	22 (22)
	D	9 (9)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	3 (3)
ライブラリーサイエンス専攻	M	8 (8)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	5 (5)
文学部 人文学科		32 (32)	23 (23)	1 (1)	0 (0)	56 (56)	0 (0)	50 (50)
教育学部		11 (11)	11 (11)	1 (1)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	12 (12)
法学部		24 (24)	16 (16)	0 (0)	4 (4)	44 (44)	0 (0)	17 (17)
経済学部 経済・経営学科		14 (14)	10 (10)	2 (2)	2 (2)	28 (28)	0 (0)	3 (3)
経営工学科		6 (6)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	3 (3)
理学部 物理学科		12 (12)	14 (14)	0 (0)	14 (14)	40 (40)	0 (0)	1 (1)
化学科		17 (17)	16 (16)	3 (3)	12 (12)	48 (48)	0 (0)	1 (1)
地球惑星科学科		12 (12)	16 (16)	1 (1)	8 (8)	37 (37)	0 (0)	0 (0)
数学科		10 (10)	12 (12)	0 (0)	9 (9)	31 (31)	0 (0)	0 (0)
生物学科		11 (11)	14 (14)	0 (0)	15 (15)	40 (40)	0 (0)	1 (1)
医学部 医学科		36 (36)	38 (38)	55 (55)	205 (205)	334 (334)	0 (0)	187 (187)
生命科学科		5 (5)	3 (3)	2 (2)	4 (4)	14 (14)	0 (0)	31 (31)
保健学科		18 (18)	11 (11)	11 (11)	17 (17)	57 (57)	0 (0)	71 (71)
歯学部 歯学科		18 (18)	16 (16)	19 (19)	46 (46)	99 (99)	0 (0)	94 (94)
薬学部 創薬科学科		5 (5)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	15 (15)	0 (0)	1 (1)
臨床薬学科		10 (10)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	30 (30)	0 (0)	6 (6)
工学部 建築学科		10 (10)	9 (9)	1 (1)	7 (7)	27 (27)	0 (0)	9 (9)
電気情報工学科		34 (34)	30 (30)	0 (0)	0 (0)	64 (64)	0 (0)	20 (20)
物質科学工学科		32 (32)	27 (27)	0 (0)	28 (28)	87 (87)	0 (0)	15 (15)

	地球環境工学科		23 (23)	27 (27)	0 (0)	22 (22)	72 (72)	0 (0)	13 (13)
	エネルギー科学科		19 (19)	19 (19)	0 (0)	22 (22)	60 (60)	0 (0)	12 (12)
	機械航空工学科		34 (34)	23 (23)	0 (0)	32 (32)	89 (89)	0 (0)	20 (20)
	芸術工学部								
	環境設計学科		5 (5)	11 (11)	0 (0)	3 (3)	19 (19)	0 (0)	29 (29)
	工業設計学科		8 (8)	9 (9)	0 (0)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	10 (10)
	画像設計学科		8 (8)	7 (7)	1 (1)	3 (3)	19 (19)	0 (0)	9 (9)
	音響設計学科		8 (8)	5 (5)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	19 (19)
	芸術情報設計学科		7 (7)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	0 (0)	14 (14)
	農学部								
	生物資源環境学科		57 (57)	55 (55)	1 (1)	42 (42)	155 (155)	0 (0)	21 (21)
		大学院							
		修士	581	541	67	248	1,437	0	392
		博士	618	572	84	275	1,549	0	211
	計	専門職	44	14	2	4	64	0	43
		学部	486	452	101	519	1,558	0	669

国立大学法人九州大学 意見伺いに関わる組織の移行表

平成24年度				平成25年度			変更の事由	
入学定員				入学定員				
九州大学				九州大学				
文学部	人文学科	160	一	文学部	人文学科	160		
教育学部		50		教育学部		50		
法学部		200		法学部		200		
経済学部	経済・経営学科	150		経済学部	経済・経営学科	150		
	経済工学科	90			経済工学科	90		
理学部	物理学科	59		理学部	物理学科	59		
	化学科	67			化学科	67		
	地球惑星科学科	48			地球惑星科学科	48		
	数学科	54			数学科	54		
医学部	生物学科	49			生物学科	49		
	医学科	111		医学部	医学科	111		
	生命科学科	12			生命科学科	12		
歯学部	保健学科	137			保健学科	137		
	歯学科	53		歯学部	歯学科	53		
薬学部	創薬科学科	50		薬学部	創薬科学科	50		
	臨床薬学科	30			臨床薬学科	30		
工学部	建築学科	60		工学部	建築学科	60		
	電気情報工学科	158			電気情報工学科	158		
	物質科学工学科	168			物質科学工学科	168		
	地球環境工学科	150			地球環境工学科	150		
	エネルギー科学科	99			エネルギー科学科	99		
	機械航空工学科	169			機械航空工学科	169		
	芸術工学部	環境設計学科	38		芸術工学部	環境設計学科	38	
	工業設計学科	48			工業設計学科	48		
	画像設計学科	38			画像設計学科	38		
	音響設計学科	38			音響設計学科	38		
	芸術情報設計学科	40			芸術情報設計学科	40		
農学部	生物資源環境学科	229		農学部	生物資源環境学科	229		
九州大学大学院				九州大学大学院				
人文科学府	人文基礎専攻 (M)	16	一	人文科学府	人文基礎専攻 (M)	16		
	人文基礎専攻 (D)	8			人文基礎専攻 (D)	7	定員変更	
	歴史空間論専攻 (M)	20			歴史空間論専攻 (M)	20		
	歴史空間論専攻 (D)	10			歴史空間論専攻 (D)	9	定員変更	
	言語・文学専攻 (M)	20			言語・文学専攻 (M)	20		
比較社会文化学府	言語・文学専攻 (D)	10			言語・文学専攻 (D)	9	定員変更	
	日本社会文化専攻 (M)	24		比較社会文化学府	日本社会文化専攻 (M)	24		
	日本社会文化専攻 (D)	20			日本社会文化専攻 (D)	20		
	国際社会文化専攻 (M)	26			国際社会文化専攻 (M)	26		
	国際社会文化専攻 (D)	20			国際社会文化専攻 (D)	20		
人間環境学府	都市共生デザイン専攻 (M)	20		人間環境学府	都市共生デザイン専攻 (M)	20		
	都市共生デザイン専攻 (D)	5			都市共生デザイン専攻 (D)	5		
	人間共生システム専攻 (M)	11			人間共生システム専攻 (M)	11		
	人間共生システム専攻 (D)	9			人間共生システム専攻 (D)	9		
	行動システム専攻 (M)	17			行動システム専攻 (M)	17		
	行動システム専攻 (D)	10			行動システム専攻 (D)	10		
	教育システム専攻 (M)	19			教育システム専攻 (M)	19		
	教育システム専攻 (D)	9			教育システム専攻 (D)	9		
	空間システム専攻 (M)	28			空間システム専攻 (M)	28		
	空間システム専攻 (D)	7			空間システム専攻 (D)	7		
	実践臨床心理学専攻 (P)	30			実践臨床心理学専攻 (P)	30		
	法学府	法制理論専攻 (M)	72		法学府	法制理論専攻 (M)	72	
		法制理論専攻 (D)	17			法制理論専攻 (D)	17	
法務学府	実務法学専攻 (P)	80		法務学府	実務法学専攻 (P)	80		
経済学府	経済工学専攻 (M)	20		経済学府	経済工学専攻 (M)	20		
	経済工学専攻 (D)	10			経済工学専攻 (D)	10		
	経済システム専攻 (M)	27			経済システム専攻 (M)	27		
	経済システム専攻 (D)	14			経済システム専攻 (D)	14		
	産業マネジメント専攻 (P)	45			産業マネジメント専攻 (P)	45		
理学府	物理学専攻 (M)	41		理学府	物理学専攻 (M)	41		
	物理学専攻 (D)	14			物理学専攻 (D)	14		
	化学専攻 (M)	62			化学専攻 (M)	62		
	化学専攻 (D)	19			化学専攻 (D)	19		
	地球惑星科学専攻 (M)	41			地球惑星科学専攻 (M)	41		
数理学府	地球惑星科学専攻 (D)	14			地球惑星科学専攻 (D)	14		
	数理学専攻 (M)	54		数理学府	数理学専攻 (M)	54		
	数理学専攻 (D)	20			数理学専攻 (D)	20		
システム生命科学府	システム生命科学府 (D)	54		システム生命科学府	システム生命科学府 (D)	54		
医学系学府	医学専攻 (D)	107		医学系学府	医学専攻 (D)	107		
	医科学専攻 (M)	20			医科学専攻 (M)	20		
	保健学専攻 (M)	20			保健学専攻 (M)	20		
	保健学専攻 (D)	10			保健学専攻 (D)	10		
	医療経営・管理学専攻 (P)	20			医療経営・管理学専攻 (P)	20		
歯学府	歯学専攻 (D)	43		歯学府	歯学専攻 (D)	43		
薬学府	創薬科学専攻 (M)	55		薬学府	創薬科学専攻 (M)	55		

	創薬科学専攻 (D)	12	
	臨床薬学専攻 (D)	5	
工学府	物質創造工学専攻 (M)	38	
	物質創造工学専攻 (D)	10	
	物質プロセス工学専攻 (M)	30	
	物質プロセス工学専攻 (D)	9	
	材料物性工学専攻 (M)	33	
	材料物性工学専攻 (D)	7	
	化学システム工学専攻 (M)	35	
	化学システム工学専攻 (D)	10	
	建設システム工学専攻 (M)	24	
	建設システム工学専攻 (D)	8	
	都市環境システム工学専攻 (M)	28	
	都市環境システム工学専攻 (D)	8	
	海洋システム工学専攻 (M)	21	
	海洋システム工学専攻 (D)	8	
	地球資源システム工学専攻 (M)	20	
	地球資源システム工学専攻 (D)	8	
	エネルギー量子工学専攻 (M)	28	
	エネルギー量子工学専攻 (D)	12	
	機械工学専攻 (M)	62	
	機械工学専攻 (D)	19	
	水素エネルギーシステム専攻 (M)	30	
	水素エネルギーシステム専攻 (D)	9	
	航空宇宙工学専攻 (M)	30	
	航空宇宙工学専攻 (D)	12	
	芸術工学府	芸術工学専攻 (M)	92
		芸術工学専攻 (D)	25
		デザインストラテジー専攻 (M)	28
	デザインストラテジー専攻 (D)	5	
システム情報科学府	情報学専攻 (M)	40	
	情報学専攻 (D)	14	
	情報知能工学専攻 (M)	45	
	情報知能工学専攻 (D)	15	
	電気電子工学専攻 (M)	55	
	電気電子工学専攻 (D)	16	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻 (M)	37	
	量子プロセス理工学専攻 (D)	14	
	物質理工学専攻 (M)	37	
	物質理工学専攻 (D)	14	
	先端エネルギー理工学専攻 (M)	34	
	先端エネルギー理工学専攻 (D)	12	
	環境エネルギー工学専攻 (M)	26	
	環境エネルギー工学専攻 (D)	9	
	大気海洋環境システム学専攻 (M)	30	
	大気海洋環境システム学専攻 (D)	11	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻 (M)	50	
	資源生物科学専攻 (D)	19	
	環境農学専攻 (M)	75	
	環境農学専攻 (D)	27	
	農業資源経済学専攻 (M)	13	
	農業資源経済学専攻 (D)	5	
	生命機能科学専攻 (M)	106	
	生命機能科学専攻 (D)	12	
	生物産業創成専攻 (D)	14	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻 (M)	30	
	ユーザー感性学専攻 (D)	4	
	オートモーティブサイエンス専攻 (M)	21	
	オートモーティブサイエンス専攻 (D)	7	
	ライブラリーサイエンス専攻 (M)	10	

	創薬科学専攻 (D)	12	
	臨床薬学専攻 (D)	5	
工学府	物質創造工学専攻 (M)	38	
	物質創造工学専攻 (D)	10	
	物質プロセス工学専攻 (M)	30	
	物質プロセス工学専攻 (D)	9	
	材料物性工学専攻 (M)	33	
	材料物性工学専攻 (D)	7	
	化学システム工学専攻 (M)	35	
	化学システム工学専攻 (D)	10	
	建設システム工学専攻 (M)	24	
	建設システム工学専攻 (D)	8	
	都市環境システム工学専攻 (M)	28	
	都市環境システム工学専攻 (D)	8	
	海洋システム工学専攻 (M)	21	
	海洋システム工学専攻 (D)	8	
	地球資源システム工学専攻 (M)	20	
	地球資源システム工学専攻 (D)	8	
	エネルギー量子工学専攻 (M)	28	
	エネルギー量子工学専攻 (D)	12	
	機械工学専攻 (M)	62	
	機械工学専攻 (D)	19	
	水素エネルギーシステム専攻 (M)	30	
	水素エネルギーシステム専攻 (D)	9	
	航空宇宙工学専攻 (M)	30	
	航空宇宙工学専攻 (D)	12	
	芸術工学府	芸術工学専攻 (M)	92
		芸術工学専攻 (D)	25
		デザインストラテジー専攻 (M)	28
	デザインストラテジー専攻 (D)	5	
システム情報科学府	情報学専攻 (M)	40	
	情報学専攻 (D)	14	
	情報知能工学専攻 (M)	45	
	情報知能工学専攻 (D)	15	
	電気電子工学専攻 (M)	55	
	電気電子工学専攻 (D)	16	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻 (M)	37	
	量子プロセス理工学専攻 (D)	14	
	物質理工学専攻 (M)	37	
	物質理工学専攻 (D)	14	
	先端エネルギー理工学専攻 (M)	34	
	先端エネルギー理工学専攻 (D)	12	
	環境エネルギー工学専攻 (M)	26	
	環境エネルギー工学専攻 (D)	9	
	大気海洋環境システム学専攻 (M)	30	
	大気海洋環境システム学専攻 (D)	11	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻 (M)	50	
	資源生物科学専攻 (D)	19	
	環境農学専攻 (M)	75	
	環境農学専攻 (D)	27	
	農業資源経済学専攻 (M)	13	
	農業資源経済学専攻 (D)	5	
	生命機能科学専攻 (M)	106	
	生命機能科学専攻 (D)	12	
	生物産業創成専攻 (D)	14	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻 (M)	30	
	ユーザー感性学専攻 (D)	4	
	オートモーティブサイエンス専攻 (M)	21	
	オートモーティブサイエンス専攻 (D)	7	
	ライブラリーサイエンス専攻 (M)	10	
	ライブラリーサイエンス専攻 (D)	3 課程の変更 (意見伺い)	

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要														
(統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻 博士後期課程)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
特別研究	ライブラリーサイエンス特別研究	1～3通	12				○		4	3				
	小計（1科目）	—	12	0	0	—			4	3	0	0	0	
専攻共 通科目	ライブラリーサイエンス特論	2前	1			○			4	3				集中・オムニバス
	プレゼンテーション演習	1・2前・後	1				○		4	3				
	小計（2科目）	—	2	0	0	—			4	3	0	0	0	
合計（3科目）		—	14	0	0	—			4	3	0	0	0	
学位又は称号	博士（ライブラリーサイエンス）		学位又は学科の分野			文学関係、理学関係、工学関係								
卒業要件及び履修方法						授業期間等								
<p>(修了要件)</p> <p>1. 博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、授業科目は必修科目の3科目を含む14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。</p> <p>2. 在学期間に関しては、学府教授会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>対象となる優れた研究業績は「博士論文に関する査読付き論文」とする。</p> <p>(履修方法)</p> <p>授業科目の履修にあたっては、次の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) ライブラリーサイエンス特別研究：3年間で12単位</p> <p>(2) ライブラリーサイエンス特論：1単位</p> <p>(3) プレゼンテーション演習：1単位</p>						1学年の学期区分				2期				
						1学期の授業期間				15週				
						1時限の授業時間				90分				

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要														
(統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻 修士課程)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
学府共通科目	科学の統合方法論	1前	1			○			1					兼3・集中・オムニバス
	小計（1科目）	—	1	0	0	—			1	0	0	0	0	兼3
特別研究	特別研究Ⅰ	1通	2				○		7	3	1			
	特別研究Ⅱ	2通	4				○		7	3	1			
	小計（2科目）	—	6	0	0	—			7	3	1	0	0	
基礎科目	情報マネジメント論	1前	2			○				1				
	情報システム論	1前	2			○				1				
	情報サービス論	1前	2			○				1				
	情報法制論	1後	2			○								兼1・集中
	学習科学	1前	2			○			1					
	小計（5科目）	—	10	0	0	—			1	2	0	0	0	兼1
PTL・インターンシップ科目	ライブラリーサイエンス PTLⅠ	1後		2			○		3	1				
	ライブラリーサイエンス PTLⅡ	2前		2			○		2	1	1			
	インターンシップ	1前・後・2前		1			○		2	1				
	小計（3科目）	—	0	5	0	—			7	3	1	0	0	
専門科目	情報テキスト論	1前		2		○			1					
	情報リテラシー論	1後		2		○				1				
	インターネットの情報法制	2前		2		○			1					
	コミュニケーション論	1前		2		○			1					
	図書館マネジメント論	1前		2		○					1			兼1・集中
	図書館政策論	1前		2		○								
	レファレンスサービス論	1後		2		○					1			
	ライブラリー資料論	1後		2		○					1			
	ライブラリー特殊資料論	1後		2		○					1			
	文書記録マネジメント論	1後		2		○			1					
	文書記録管理政策論	1前		2		○								兼1・集中
	文書記録活動論	2前		2		○			1					
	文書記録資料論	1前		2		○								兼1・集中
	文書記録特殊資料論	1後		2		○			1					
	情報評価分析論	1前		2		○								兼1
	情報組織化論	1後		2		○					1			
	数理統計	1後		2		○			1					
	自然言語解析	1後		2		○			1					
	データマイニング	2前		2		○								兼1
	情報セキュリティ論	2前		2		○								兼1
	情報サービスと著作権	2前		2		○								兼1
	情報リテラシー演習	1後		2				○			1			
	コミュニケーション演習	1前		2				○		1				
	レファレンスサービス演習	1後		2				○				1		
	ライブラリー資料演習	1後		2				○			1			
	ライブラリー特殊資料演習	2前		2				○			1			
	文書記録資料演習	2前		2				○		1				
文書記録特殊資料演習	2前		2				○		1					
データベース演習	1前		2				○						兼1	
構造化文書運用演習	1前		2				○						兼1	
外国語資料講読演習Ⅰ	1前		2				○		1					
外国語資料講読演習Ⅱ	1後		2				○		1					
外国語資料講読演習Ⅲ	2前		2				○		1					
	小計（33科目）	—	0	66	0	—			7	3	1	0	0	兼9
合計（44科目）			—	17	71	0	—		7	3	1	0	0	兼12
学位又は称号	修士（ライブラリーサイエンス）		学位又は学科の分野			文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、理学関係、工学関係								
卒業要件及び履修方法						授業期間等								
<p>(修了要件)</p> <p>本専攻に2年以上在学し、次の履修方法により40単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績をあげたと認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(履修方法)</p> <p>1から6までに掲げる単位を含む40単位以上を修得しなければならない。</p> <p>1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位</p> <p>2. 科目区分「特別研究」について2科目6単位</p> <p>3. 科目区分「基礎科目」について5科目10単位</p> <p>4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について2科目3単位又は2科目4単位</p> <p>5. 科目区分「専門科目」について9科目18単位</p> <p>6. 次に掲げる科目について2単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、2単位までとする。）</p> <p>(1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目 (ただし、上記2から5までの単位として修得した単位を除く。)</p> <p>(2) 本学府他専攻の授業科目</p> <p>(3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。)</p>						1学年の学期区分		2期						
						1学期の授業期間		15週						
						1時限の授業時間		90分						

授業科目の概要			
(統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻 博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究	ライブラリーサイエンス特別研究	<p>ライブラリーサイエンスに関する独創性の高い研究を行ない、その成果を学会や会議で報告、発表し、最終的に博士論文としてまとめる。</p> <p>各教員の指導担当は、以下のとおりとする。</p> <p>(① 折田悦郎) 記録管理学・アーカイブズ学で取り扱う情報の提供と利用に関する研究</p> <p>(② 三輪宗弘) 記録管理学・アーカイブズ学で取り扱う情報の管理に関する研究</p> <p>(③ 富浦洋一) 情報科学（自然言語処理、機械学習）の手法を用いた情報の組織化・抽出に関する研究</p> <p>(④ 廣川佐千男) 図書館情報学における文書情報の組織化、情報検索、文書群からの情報抽出と可視化による分析に関する研究</p> <p>(⑤ 井上 仁) 情報科学（情報メディア、情報リテラシー、情報システム、教育工学）の手法を用いた情報の提供と利用に関する研究</p> <p>(⑥ 石田栄美) 図書館情報学で取り扱う情報の管理に関する研究</p> <p>(⑦ 渡邊由紀子) 図書館情報学で取り扱う情報の提供と利用に関する研究</p>	
専攻共通科目	ライブラリーサイエンス特論	<p>本専攻博士後期課程専任教員が、ライブラリーサイエンスに関する最新の研究をオムニバス形式により紹介する。最後の1回は、各自の考察結果を持ちより、専任教員、受講学生全体での討論を行う。</p> <p>(オムニバス方式／全8回)</p> <p>第1回 (② 三輪宗弘) 記録管理学・アーカイブズ学で取り扱う情報の管理に関する研究紹介</p> <p>第2回 (① 折田悦郎) 記録管理学・アーカイブズ学で取り扱う情報の提供と利用に関する研究紹介</p> <p>第3回 (⑥ 石田栄美) 図書館情報学で取り扱う情報の管理に関する研究紹介</p> <p>第4回 (⑦ 渡邊由紀子) 図書館情報学で取り扱う情報の提供と利用に関する研究紹介</p> <p>第5回 (④ 廣川佐千男) 図書館情報学における文書情報の組織化、情報検索、文書群からの情報抽出と可視化による分析に関する研究紹介</p> <p>第6回 (③ 富浦洋一) 情報科学（自然言語処理、機械学習）の手法を用いた情報の組織化・抽出に関する研究紹介</p> <p>第7回 (⑤ 井上 仁) 情報科学（情報メディア、情報リテラシー、情報システム、教育工学）の手法を用いた情報の提供と利用に関する研究紹介</p> <p>第8回 (① 折田悦郎、② 三輪宗弘、③ 富浦洋一、④ 廣川佐千男、⑤ 井上 仁、⑥ 石田栄美、⑦ 渡邊由紀子) ディスカッション（テーマ：情報の管理・提供における課題とその解決に向けた図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学のそれぞれの立場からの考え方、および、複数分野の知見と研究成果を利用した課題解決について）</p>	集中・オムニバス方式

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
	プレゼンテーション演習	<p>博士後期課程の1、2年生全員および全専任教員が定期的集まって行なう演習である（1、2年次の前期・後期にそれぞれ1回、1回4時間、合計16時間）。各回、全参加学生それぞれが、自身の取り組んでいる研究内容を発表し、討論を行なう。</p> <p>第1回（1年次前期、4時間）全参加学生による研究発表、全参加者による討論 第2回（1年次後期、4時間）全参加学生による研究発表、全参加者による討論 第3回（2年次前期、4時間）全参加学生による研究発表、全参加者による討論 第4回（2年次後期、4時間）全参加学生による研究発表、全参加者による討論</p>	

KYUSHU UNIVERSITY

箱崎地区

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号 TEL092-642-2111(代表)

病院地区

〒812-8582 福岡市東区馬出3丁目1-1 TEL092-641-1151(代表)

筑紫地区

〒816-8580 春日市春日公園6丁目1番地 TEL092-583-7555(代表)

大橋地区

〒815-8540 福岡市南区塩原4丁目9番1号 TEL092-553-4400(代表)

伊都地区

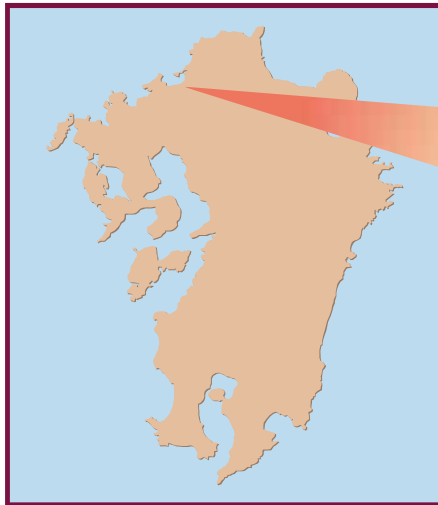
〒819-0395 福岡市西区元岡744番地 TEL092-802-2708(代表)

その他の地区

九州大学病院別府病院	〒874-0838 大分県別府市大字鶴見字鶴見原 4546 TEL0977-27-1600
理学部附属天草臨海実験所	〒863-2507 熊本県天草郡苓北町富岡 2231 TEL0969-35-0003
理学研究院附属地震火山観測研究センター	〒855-0843 長崎県島原市新山 2-5643-29 TEL0957-62-6621
薬学部附属薬用植物園	〒811-2415 福岡県粕屋郡篠栗町津波黒 394 TEL092-947-0089
農学部附属農場	〒811-2307 福岡県粕屋郡粕屋町大字原町 111 TEL092-612-2862
農学部附属農場(高原農業実験実習所)	〒878-0201 大分県竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笹 4045-4 TEL0974-76-1377
農学部附属演習林(福岡演習林)	〒811-2415 福岡県粕屋郡篠栗町津波黒 394 TEL092-948-3101
農学部附属演習林(宮崎演習林)	〒883-0402 宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内 949 TEL0983-38-1116
農学部附属演習林(北海道演習林)	〒089-3705 北海道足寄郡足寄町北5条1-85 TEL01562-5-2608
生物資源環境科学府附属水産実験所	〒811-3304 福岡県福津市津屋崎 2506 TEL0940-52-0163
西新プラザ	〒814-0002 福岡市早良区西新2-16 TEL092-831-8104
東京オフィス	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目10番1号 TEL03-3211-8825 有楽町ビル6階605-606区

①都道府県内における位置関係の図面(箱崎地区)

ACCESS MAP



Published by Kyushu University
6-10-1 Hakozaki, Higashi-ku, Fukuoka 812-8581 JAPAN



②最寄駅からの距離や交通機関がわかる図面



<アクセス>

- 【空路】 福岡空港 → (地下鉄空港線) → 地下鉄「中洲川端駅」下車、
貝塚方面へ乗換 → (地下鉄箱崎線) → 「箱崎九大前駅」で下車
- 【 JR 】 「JR博多駅」 → 「JR箱崎駅」で下車
- 【西鉄】 西鉄福岡駅 → (地下鉄) → 箱崎九大前駅で下車

③校舎の配置図



目次

- 第1章 総則（第1条～第2条の2）
- 第2章 組織等（第3条～第17条）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第27条～第30条）
- 第5章 委員会等（第31条～第37条）
- 第6章 教授会等（第38条～第40条）
- 第7章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】【大学設置基準第2条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

第2章 組織等

（学部）

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】【大学設置基準第4条】

学 部	学 科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科
歯学部	歯学科

薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科
芸術工学部	環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科
農学部	生物資源環境学科

2 各学部は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるものとする。【大学設置基準第2条の2】

3 各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

4 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。【学教法第97条】

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。【学教法第99条】

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。【学教法第99条】

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。【学教法第100条】

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。【大学院設置基準第6条】

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
比較社会文化学府	日本社会文化専攻、国際社会文化専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻

システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻、エネルギー量子工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻、デザインストラテジー専攻
システム情報科学府	情報学専攻、情報知能工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻、大気海洋環境システム学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
<p>備考</p> <p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、生物資源環境科学府生物産業創成専攻は後期3年だけの博士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>	

- 2 各学府は、学府又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるものとする。 **【大学院設置基準第1条の2】**
 - 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 **【大学院設置基準第4条第1項】**
 - 4 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 **【大学院設置基準第3条第1項】**
 - 5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあっては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。 **【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】**
 - 6 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。
 - 7 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。
- 第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文科学研究院
- (2) 比較社会文化研究院
- (3) 人間環境学研究院
- (4) 法学研究院
- (5) 経済学研究院
- (6) 言語文化研究院
- (7) 理学研究院
- (8) 数理学研究院
- (9) 医学研究院
- (10) 歯学研究院
- (11) 薬学研究院
- (12) 工学研究院
- (13) 芸術工学研究院
- (14) システム情報科学研究院
- (15) 総合理工学研究院
- (16) 農学研究院

(基幹教育院)

第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。

2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(高等研究院)

第7条の3 本学に、高度な研究活動を推進するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院は、本学が世界的研究教育拠点として、学界をリードする卓越した研究成果を上げるために、分野を問わず、本学の誇る優れた研究者のうち、その専門分野において極めて高い研究業績を有する者、ポスト・プロフェッサー及び本学の次世代を担う若手研究者が実質的かつ高度な研究活動を展開する場として、全学的な協力体制のもとに設置するとともに、これらの活動を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

3 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 **【学教法第96条】**

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解

決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(健康科学センター)

第11条 本学に、健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職員、学生等の健康管理及び体育指導に関する専門的業務を行うための施設として、健康科学センターを置く。

2 健康科学センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の2 次の表に掲げる附置研究所等は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

(学内共同教育研究施設)

第13条 本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。【学教法第96条】

- (1) 生物環境利用推進センター
- (2) 熱帯農学研究センター
- (3) アイソトープ総合センター
- (4) 中央分析センター
- (5) 留学生センター
- (6) 総合研究博物館
- (7) システムL S I 研究センター
- (8) 国際宇宙天気科学・教育センター

- (9) 韓国研究センター
- (10) 医療系統合教育研究センター
- (11) 超伝導システム科学研究センター
- (12) 感性融合デザインセンター
- (13) 産学連携センター
- (14) 超高压電子顕微鏡室
- (15) 環境安全センター
- (16) 西部地区自然災害資料センター
- (17) 電離気体実験施設
- (18) 大学文書館
- (19) ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター
- (20) アドミッションセンター
- (21) 水素エネルギー国際研究センター
- (22) 未来化学創造センター
- (23) バイオアーキテクチャーセンター
- (24) 鉄鋼リサーチセンター
- (25) 低温センター
- (26) 加速器・ビーム応用科学センター
- (27) 稲盛フロンティア研究センター
- (28) 炭素資源国際教育研究センター
- (29) シンクロトロン光利用研究センター
- (30) 先端融合医療創成センター
- (31) 伊藤極限プラズマ研究連携センター
- (32) 国際教育センター
- (33) 有体物管理センター
- (34) 分子システム科学センター
- (35) 日本エジプト科学技術連携センター
- (36) プラズマナノ界面工学センター
- (37) 先端医療イノベーションセンター
- (38) EUセンター
- (39) 免疫機構研究センター
- (40) 環境発達医学研究センター
- (41) 癌幹細胞研究センター
- (42) リスクサイエンス研究センター
- (43) スクレオチドプール研究センター
- (44) エピゲノムネットワーク研究センター
- (45) アジア保全生態学センター
- (46) ヒトプロテオーム研究センター
- (47) 創薬育薬最先端研究基盤センター
- (48) ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター
- (49) バイオメカニクス研究センター
- (50) 次世代燃料電池産学連携研究センター
- (51) 合成システム生物学研究センター
- (52) 科学技術イノベーション政策教育研究センター
- (53) 最先端有機光エレクトロニクス研究センター
- (54) 国際知的財産法・国際私法センター

2 各学内共同教育研究施設の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院及び附置研究所に、それぞれ同表の右欄に

掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。

【大学設置基準第39条】

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター、高度ICT人材教育開発センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、動物実験施設、ヒト疾患モデル研究センター
工学研究院	循環型社会システム工学研究センター、アジア防災研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター
生体防御医学研究所	遺伝情報実験センター、生体多階層システム研究センター、感染ネットワーク研究センター
応用力学研究所	東アジア海洋大気環境研究センター、高温プラズマ力学研究センター

2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。
(機構)

第15条 本学に、特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織として、機構を置く。

2 前項の機構は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該機構の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

機 構	目 的
高等教育機構	(1) 学部教育及び学府教育に関する共通事項の企画、実施及び支援 (2) 教育の質の保証に関する企画、実施及び支援 (3) 入学者選抜に関する企画及び支援 (4) 学生生活、修学、就職及び進学の支援に関する企画及び実施 (5) 大学全体として組織的に行う教育内容・方法等に係る研究や研修に関する企画、実施及び支援 (6) 教育改革に関する企画、実施及び支援

学術研究推進支援機構	(1) 学術研究の将来戦略等の策定 (2) 産学連携のための研究戦略及び学術交流の推進 (3) COE形成に相応しい多様な研究グループの組織化の推進 (4) 共同研究成果の技術移転の推進
国際交流推進機構	(1) 学術の国際交流の推進 (2) 学生の海外留学及び外国人留学生受入れ等の推進 (3) アジアの総合研究等の推進

3 各機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(情報統括本部)

第15条の2 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全学的な情報基盤の整備

(2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(統合移転推進本部)

第15条の3 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(基金本部)

第15条の4 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。

2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
教育改革企画支援室	教育改革に関する事項を企画及び支援すること。
研究戦略企画室	戦略的研究企画を機動的及び積極的に推進し、研究の活性化、高度化、個性化を図ること。
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
知的財産本部	知的財産の創出、取得、管理及び活用を総合的及び戦略的に実施するとともに、産学官連携を推進し、教育研究の活性化に資すること。
国際交流推進室	国際交流の推進を支援すること。
教育国際化推進室	教育の国際化推進を支援すること。
大学評価情報室	評価及びマネジメントに資する基礎情報の調査・収集・分析に関すること。
新キャンパス計画推進室	新キャンパス計画の推進を支援すること。

環境安全衛生推進室	安全衛生及びエネルギー管理の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
百周年記念事業推進室	百周年記念事業を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
国際法務室	外国の諸機関等との交渉及び契約を支援すること。
基金事業推進室	基金事業の実施に係る企画・立案を行うこと。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事8人以内及び監事2人を置く。 【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。 【学教法第92条】【法人法第11条】

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。 【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。 【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。 【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、その職務を助けるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。 【学教法第92条】

(総長特別補佐)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、総長の指定した職務を助けるため、総長特別補佐若干人を置く。

2 総長特別補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。
(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、病院、附属図書館、健康科学センター及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。
3 部局長の選考手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
4 各部局に、部局長を補佐する副部局長を置くことができる。
5 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。
(施設長等)

第26条 学内共同教育研究施設に長（以下「施設長」という。）を置く。

2 施設長は、第13条第2項に規定する規則の規定により選考された者とする。
3 施設長は、当該学内共同教育研究施設の業務を掌理する。
4 各学内共同教育研究施設に、施設長を補佐する副施設長を置くことができる。

第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議
(役員会)

第27条 本学に、法人法第11条第2項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。 【法人法第11条】

2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
(経営協議会)

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 【法人法第20条】

2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
(教育研究評議会)

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 【法人法第21条】

2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
(総長選考会議)

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第6項までの規定に基づき、総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。 【法人法第12条】

2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。
第5章 委員会等
(委員会等)

第31条 本学に、今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について審議するため、将来計画委員会を置く。

第32条 本学に、予算管理に関する重要事項を審議するため、予算管理委員会を置く。

第33条 本学に、大学評価に関する重要事項を審議するため、大学評価委員会を置く。

第34条 本学に、管理運営等に係る全学的な重要事項を審議し、又は全学の連絡調整を行うため、部局長会議を置く。

第35条 本学に、入学試験に関する重要事項を審議するため、入学試験審議会を置く。

第36条 本学に、学生の厚生補導に関する重要事項を審議するため、学生委員会を置く。

第36条の2 本学に、学部教育及び学府教育に関する重要事項を審議するため、高等教育審議会を置く。

第36条の3 本学に、ハラスメントの防止に関する事項を審議するため、ハラスメント委員会を置く。

第36条の4 本学に、研究活動における不正行為の防止に関する事項を審議するため、研究不正防止委員会を置く。

第36条の5 本学に、男女共同参画の推進に関する事項を審議するために、男女共同参画推進委員会を置く。

第36条の6 本学に、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議するために、人事委員会を置く。

第36条の7 本学に、基金事業に関する事項を審議するために、基金委員会を置く。

第37条 第31条から前条までに規定する委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第6章 教授会等

第38条 部局（病院及び附属図書館を除く。）に、当該部局の教育、研究等に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。 【学教法第93条】

第39条 学内共同教育研究施設に、当該施設の教育、研究等に関する重要事項を審議するため、運営委員会等を置く。

第40条 教授会及び第13条第1項第1号から第13号までの学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）で定める。

第7章 雑則

（雑則）

第41条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和46年4月8日施行）等の規定によるものとする。
- 4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
- 5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成5年4月1日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。
- 6 第13条第1項に規定するシステムL S I研究センターは平成23年3月31日まで、宙空環境研究センターは平成24年3月31日まで、超伝導システム科学研究センターは平成25年3月31日まで存続するものとする。
- 7 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。
- 8 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第13条第1項に規定する未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター及び鉄鋼リサーチセンターは、平成22年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成17年度九大規則第4号）
 - 1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
 - 2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成17年度九大規則第23号）
 - この規則は、平成17年11月7日から施行する。
 - 附 則（平成17年度九大規則第30号）
 - 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
 - 2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 附 則（平成18年度九大規則第2号）
 - この規則は、平成18年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成18年度九大規則第25号）
 - この規則は、平成18年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成18年度九大規則第37号）
 - 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の第13条第1項に規定する産業技術数理研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
 - 3 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
 - 4 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。
 - 附 則（平成19年度九大規則第27号）
 - 1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。
 - 2 改正後の第13条第1項に規定する稲盛フロンティア研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成19年度九大規則第31号）
 - この規則は、平成19年12月26日から施行する。
 - 附 則（平成19年度九大規則第58号）
 - 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 3 新規則第13条第1項に規定する炭素資源国際教育研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。
 - 4 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成20年度九大規則第1号）
 - この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
 - 附 則（平成20年度九大規則第9号）
 - この規則は、平成20年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成20年度九大規則第37号）
 - 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新学則第14条第1項に規定する生体防御医学研究所附属の感染ネットワーク研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成21年度九大規則第1号）
この規則は、平成21年5月1日から施行する。
 - 附 則（平成21年度九大規則第5号）
この規則は、平成21年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成21年度九大規則第12号）
- 1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第13条第33号の規定は、平成21年7月1日から適用する。
- 3 新規則第13条第34号に規定する先端融合医療創成センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成21年度九大規則第20号）
- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第13条第1項に規定する伊藤極限プラズマ研究連携センターは、平成25年3月31日まで存続するものとする。
- 3 新規則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。
 - 附 則（平成21年度九大規則第33号）
- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第36号に規定する国際教育センターは、平成26年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成21年度九大規則第49号）
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新規則第12条の2第1項に規定する共同利用・共同研究拠点は、文部科学大臣の認定期間である平成22年4月1日から平成28年3月31日までの間存続するものとする。
- 4 新規則第14条第1項に規定する生体防御医学研究所附属の生体多階層システム研究センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。
- 5 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第7項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。
 - 附 則（平成22年度九大規則第1号）
- 1 この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター及び鉄鋼リサーチセンターは平成27年3月31日まで、分子システム科学センターは平成24年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成22年度九大規則第6号）
この規則は、平成22年7月1日から施行する。
 - 附 則（平成22年度九大規則第12号）
- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究セ

ンターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する日本エジプト科学技術連携センターは平成27年3月31日まで、応用知覚研究センターは平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第30号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定するプラズマナノ界面工学センターは平成26年3月31日まで、先端医療イノベーションセンターは平成32年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第45号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第47号）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定するEUセンターは平成27年5月31日まで、免疫機構研究センターは平成26年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第74号）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する環境発達医学研究センターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第78号）

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する癌幹細胞研究センターは、平成27年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第81号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定するリスクサイエンス研究センター及びヌクレオチドプール研究センターは平成27年3月31日まで、エピゲノムネットワーク研究センターは平成25年3月31日まで存続するものとする。
- 3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、システムLSI研究センターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。
- 4 九州大学学則（平成18年度九大規則第37号）附則第2項の規定にかかわらず、産業技術数理研究センターは、廃止する。

附 則（平成23年度九大規則第1号）

- 1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定するアジア保全生態学センターは、平成26年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第4号）

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定するヒトプロテオーム研究センターは、平成25年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第8号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成27年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第10号）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する創薬育薬最先端研究基盤センターは、平成28年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第12号）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定するユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センターは、平成33年9月30日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第68号）

- 1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定するバイオメカニクス研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第72号）

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する次世代燃料電池産学連携研究センターは、平成34年3月31日まで、合成システム生物学研究センターは平成28年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第80号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新規則第13条第1項に規定する国際宇宙天気科学・教育センターは平成34年3月31日まで、科学技術イノベーション政策教育研究センターは平成38年3月31日まで、最先端有機光エレクトロニクス研究センターは平成26年3月31日まで、国際知的財産法・国際私法センターは平成28年3月31日まで存続するものとする。
- 4 九州大学学則の一部を改正する規則（平成22年度九大規則第1号）附則第2項の規定にかかわらず、分子システム科学センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 5 九州大学学則の一部を改正する規則（平成23年度九大規則第68号）附則第2項の規定にかかわらず、バイオメカニクス研究センターは、平成28年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成24年度九大規則第 号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

1 改正理由

統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻博士後期課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学学則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)								
(略)	(略)								
<p>第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">学 府</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、生物資源環境科学府生物産業創成専攻は後期3年のみの博士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>	学 府	専 攻	(略)		<p>第6条 (同左)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">学 府</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻は修士課程、生物資源環境科学府生物産業創成専攻は後期3年のみの博士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>	学 府	専 攻	(略)	
学 府	専 攻								
(略)									
学 府	専 攻								
(略)									
(略)	(略)								
<p><u>附 則</u> この附則は、平成25年4月1日から施行する。</p>	(略)								

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 入学、再入学、転学及び編入学等（第9条～第17条の3）
- 第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）
- 第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）
- 第5章 退学、留学及び休学（第33条～第36条）
- 第6章 表彰、除籍及び懲戒（第37条～第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条～第45条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）
- 第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第6条第7項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

【大学院設置基準第4条】

2 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

【大学院設置基準第36条】

3 後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。

【大学院設置基準第4条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第4条】

5 前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

6 第4項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

【大学院設置基準第3条】

8 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

【大学院設置基準第3条】

第3条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2年とする。

【専門職大学院設置基準第2条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

【専門職大学院設置基準第18条】

（在学期間の限度）

第4条 九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年、一貫制博士課程は10年とする。

2 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

（定員）

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（学年及び学期）

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府において定める。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

（休業日）

第8条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学記念日 5月11日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

（入学の時期）

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、各学府において、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

【学教法規則第163条】

（修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格）

第10条 修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの 【学教法第102条、学教法規則第155条】

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定

める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

（博士後期課程及び後期のみ博士課程の入学資格）

第11条 博士後期課程及び後期のみ博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

（医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格）

第12条 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定

める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

(入学資格審査)

第13条 第10条第1項第9号、第11条第8号及び前条第1項第7号の入学資格審査の実施方法等については、各学府において、別に定める。

(入学の出願)

第13条の2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第14条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、各学府において、別に定める。

第14条の2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条の規定を準用するものとする。

【大学院設置基準第1条の3】

(入学の手續及び許可)

第14条の3 総長は、第14条第1項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付（入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第14条の4 第33条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、各学府の定めるところにより選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願い出たときは、学年の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。

3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学願を提出するものとする。

2 学府長は、当該学府教授会において転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。

(転学府及び専攻の変更)

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、学

年の始めに限り、考査の上、許可することがある。

- 2 前条の規定は、前項の転学府を志望する場合に準用する。
- 3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。
- 4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。
(編入学)

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願い出たときは、考査の上、許可することがある。

- 2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府において別に定める。
(再入学等の手続及び許可)

第17条の3 再入学、転学(第16条の転学を除く。)及び編入学(以下「再入学等」という。)に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等 (教育課程の編成方針)

第17条の4 本大学院の学府(専門職大学院を除く。)は、当該学府及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、各学府は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

【大学院設置基準第11条】

(大学院共通教育)

第17条の5 本大学院に、各学府が編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

- 2 前項の課程を大学院共通教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。
(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導(専門職大学院にあつては、授業科目の授業。以下同じ。)によって行うものとする。

【大学院設置基準第12条】

- 2 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

- 3 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

- 4 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府において別に定める。

(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府において定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 各学府において、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して当該学府が定める時間の授業をもって1単位とする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、各学府において、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 各学府は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学府は、学修の成果及び学位論文(専門職大学院にあつては、学修の成果)に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学院設置基準第14条の2】

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条の4 各学府は、当該学府の授業科目の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

【大学院設置基準第14条の3】

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府の定めるところにより、指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもってあらわし、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、各学府が教育研究上必要と認めたときは、当該学府が定めるところにより、各授業科目の成績は、A+、A、B、C及びDの5種の評語をもってあらわし、A+、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とすることができるものとする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

3 各学府において、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第24条 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて10単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

2 前項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、10単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、各学府の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

第27条の2 第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

【大学院設置基準第16条の2】

(博士課程の修了要件)

第28条 博士課程(医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。)の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2

年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

2 第2条第7項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【大学院設置基準第17条】

3 各学府において必要と認めるときは、第1項(前項の規定に基づき適用する場合を含む。)の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

5 各学府において必要と認めるときは、前項の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件)

第29条 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学府が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準36条】

(後期のみの博士課程の修了要件)

第29条の2 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学府が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に1年(第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

2 各学府において必要と認めるときは、前項の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(学位論文等及び最終試験)

第30条 第27条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第31条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査し、決定する。

2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

(学位の授与)

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第104条、学位規則第2条】

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第5章 退学、留学及び休学
(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、総長は、学府長の申請により、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学府長は、総長の承認を得て、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては3年を、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰、除籍及び懲戒
(表彰)

第37条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長がこれを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第38条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学府長は、総長の承認を得て、除籍することができる。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学府長は除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日まで入学料をに納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第40条 学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、総長の命により、学府長が懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	4月30日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	10月31日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。

3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準31条】

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 【専門職大学院設置基準第6条】

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。 【専門職大学院設置基準第8条】

2 第18条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。 【専門職大学院設置基準第8条】

(履修科目の登録の上限)

第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

2 前項の規定にかかわらず、第22条(第3項を除く。)、第23条、第25条第1項及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

(専門職学位課程の修了要件)

第56条 専門職学位課程(法科大学院を除く。)の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上

在学し、専門職大学院（法科大学院を除く。）が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

（専門職学位課程の在学期間の短縮）

第57条 専門職大学院は、第25条第1項の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

（法科大学院の法学既修者）

第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則（昭和50年5月20日施行）等の規定によるものとする。

附 則（平成16年度九大規則第195号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第32号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第39号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第33号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第60号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第39号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第51号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第82号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第1号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第 号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	<u>7</u>	8	8	193 うち修士課程 112 博士後期課程 <u>81</u>
	歴史空間論専攻	20	20	<u>9</u>	10	10	
	言語・文学専攻	20	20	<u>9</u>	10	10	
	計	56	56	<u>25</u>	28	28	
比較社会文化学府	日本社会文化専攻	24	24	20	20	20	220 うち修士課程 100 博士後期課程 120
	国際社会文化専攻	26	26	20	20	20	
	計	50	50	40	40	40	
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	5	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	7	7	7	
	計	95	95	40	40	40	
法学府	法政理論専攻	72	62	17	17	17	185 うち修士課程 134 博士後期課程 51
経済学府	経済工学専攻	20	20	10	10	10	166 うち修士課程 94 博士後期課程 72
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47	47	24	24	24	

理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	429 うち修士課程 288 博士後期課程 141
	化学専攻	62	62	19	19	19	
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14	
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数理学専攻	54	54	20	20	20	168 うち修士課程 108 博士後期課程 60
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	110 うち修士課程 80 博士後期課程 30
	保健学専攻	20	20	10	10	10	
	計	40	40	10	10	10	
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	<u>12</u>	—	<u>160</u> うち修士課程 110 博士後期課程 <u>50</u>
	(医療薬科学専攻)	—	—	—	<u>—</u>	14	
	(創薬科学専攻)	—	—	—	<u>—</u>	12	
	計	55	55	12	<u>12</u>	26	
工学府	物質創造工学専攻	38	38	10	10	10	1,118 うち修士課程 758 博士後期課程 360
	物質プロセス工学専攻	30	30	9	9	9	
	材料物性工学専攻	33	33	7	7	7	
	化学システム工学専攻	35	35	10	10	10	
	建設システム工学専攻	24	24	8	8	8	
	都市環境システム工学専攻	28	28	8	8	8	
	海洋システム工学専攻	21	21	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	

	エネルギー量子工学専攻	28	28	12	12	12	
	機械工学専攻	62	62	19	19	19	
	水素エネルギーシステム専攻	30	30	9	9	9	
	航空宇宙工学専攻	30	30	12	12	12	
	計	379	379	120	120	120	
芸術工学府	芸術工学専攻	92	92	25	25	25	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	デザインストラテジー専攻	28	28	5	5	5	
	計	120	120	30	30	30	
システム情報科学府	情報学専攻	40	40	14	14	14	415 うち修士課程 280 博士後期課程 135
	情報知能工学専攻	45	45	15	15	15	
	電気電子工学専攻	55	55	16	16	16	
	計	140	140	45	45	45	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	37	37	14	14	14	508 うち修士課程 328 博士後期課程 180
	物質理工学専攻	37	37	14	14	14	
	先端エネルギー理工学専攻	34	34	12	12	12	
	環境エネルギー工学専攻	26	26	9	9	9	
	大気海洋環境システム学専攻	30	30	11	11	11	
	計	164	164	60	60	60	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	50	50	19	19	19	719 うち修士課程 488 博士後期課程
	環境農学専攻	75	75	27	27	27	

	農業資源経済学専攻	13	13	5	5	5	231
	生命機能科学専攻	106	106	12	12	12	
	生物産業創成専攻	—	—	14	14	14	
	計	244	244	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	4	4	<u>4</u>	<u>158</u> うち修士課程 122 博士後期課程 <u>36</u>
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエンス専攻	10	10	<u>3</u>	—	—	
	計	61	61	<u>14</u>	11	<u>11</u>	
総	計	1,721	1,711	581	<u>581</u>	<u>595</u>	<u>5,189</u> うち修士課程 3,432 博士後期課程 <u>1,757</u>

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）

（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		博 士 課 程					
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	54	54	270
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	—	428
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172
薬学府	臨床薬学専攻	5	<u>5</u>	—	—	—	<u>10</u>
総 計		209	<u>209</u>	204	204	54	<u>880</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員			収 容 定 員
		専 門 職 学 位 課 程			
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60
法務学府	実務法学専攻	80	80	80	240
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総 計		175	175	80	430

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学大学院通則の一部改正について（案）

平成24年度九大規則第 号
 施行：平成25年 4月 1日

1 改正理由

統合新領域学府にライブラリーサイエンス専攻博士後期課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学大学院通則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)
(略)	(略)
(定員) 第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。 (略)	(定員) 第6条 (同左)
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</u>	

新

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1 年 次	2 年 次	1 年 次	2 年 次	3 年 次	
人文学府	人文基礎専攻	16	16	<u>7</u>	8	8	<u>193</u> うち修士課程 112 博士後期課程 81
	歴史空間論専攻	20	20	<u>9</u>	10	10	
	言語・文学専攻	20	20	<u>9</u>	10	10	
	計	56	56	<u>25</u>	28	28	
(略)							
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	<u>12</u>	—	<u>160</u> うち修士課程 110 博士後期課程 50
	(医療薬科学専攻)	—	—	—	<u>—</u>	14	
	(創薬科学専攻)	—	—	—	<u>—</u>	12	
	計	55	55	12	<u>12</u>	26	
(略)							
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	4	4	<u>4</u>	<u>158</u> うち修士課程 122 博士後期課程 36
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエンス専攻	10	10	<u>3</u>	—	—	
	計	61	61	<u>14</u>	11	<u>11</u>	
総 計		1,721	1,711	581	<u>581</u>	<u>595</u>	<u>5,189</u> うち修士課程 3,432 博士後期課程 <u>1,757</u>

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		博 士 課 程					
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
(略)							
薬学府	臨床薬学専攻	5	<u>5</u>	—	—	—	<u>10</u>
総 計		209	<u>209</u>	204	204	54	<u>880</u>

(備考) 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3 (略)

旧

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1 年 次	2 年 次	1 年 次	2 年 次	3 年 次	
人文学府	人文基礎専攻	16	16	<u>8</u>	8	8	<u>196</u> うち修士課程 112 博士後期課程 84
	歴史空間論専攻	20	20	<u>10</u>	10	10	
	言語・文学専攻	20	20	<u>10</u>	10	10	
	計	56	56	<u>28</u>	28	28	
(略)							
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	<u>二</u>	—	<u>174</u> うち修士課程 110 博士後期課程 64
	(医療薬科学専攻)	—	—	—	<u>14</u>	14	
	(創薬科学専攻)	—	—	—	<u>12</u>	12	
	計	55	55	12	<u>26</u>	26	
(略)							
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	4	4	<u>二</u>	<u>151</u> うち修士課程 122 博士後期課程 29
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエンス専攻	10	10	<u>二</u>	—	—	
	計	61	61	<u>11</u>	11	<u>7</u>	
総 計		1,721	1,711	581	<u>595</u>	<u>591</u>	<u>5,199</u> うち修士課程 3,432 博士後期課程 1,767

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		博 士 課 程					
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
(略)							
薬学府	臨床薬学専攻	5	二	—	—	—	5
総 計		209	204	204	204	54	875

(備考) 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3 (略)

九州大学学位規則（案）

平成16年度九大規則第86号

施行：平成16年 4月 1日

最終改正：平成25年 4月 1日

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、大学院通則第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者に対し授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

（専門職学位の授与の要件）

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与）

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府において別に定める。

（博士論文の提出）

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあつては2年以上、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては4年以上在学し、各学府の定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつては2年、医学系、歯学及び薬学の博士課程にあつては3年、一貫制博士課程にあつては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府において定める。ただし、博士後期課程、医学系、歯学及び薬学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府の定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

（論文の審査）

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。

2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。

第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。

(審査結果の報告)

第15条 学府教授会が、前条の決定を行ったときは、その氏名、論文審査要旨、最終試験の成績及び議決の結果を、文書をもって、総長に報告しなければならない。

(論文提出による博士)

第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)をされた者に対し行うことができる。

2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後論文を提出した場合も、前項の例による。

3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。

4 既納の審査手数料は、返還しない。

5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。

第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。

3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。

2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

第19条 学力の確認は、試問による。

2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。

3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。

第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。

(専門職学位の授与)

第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府において別に定める。

(学位記の授与)

第22条 総長は、第15条(第20条において準用する場合を含む。)の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 総長は、卒業の認定、修士課程修了の認定及び専門職大学院の課程修了の認定の報告に基づき、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。

(学位授与の報告等)

第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第24条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位(法務博士(専門職)を除く。)を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第2のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において博士の学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があつたときは、総長は、高等教育審議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 高等教育審議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者(21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。)については、九州大学学位規則(昭和32年11月19日施行)の規定によるものとする。

3 九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 部 印	学 位 記 (本籍(都道府県名)) 氏 名 年 月 日生
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める	
年 月 日	九州芸術工科大学教育課程担当 九州大学芸術工学部長 印
本学芸術工学部長の認定により学士(芸術工学)の学位を授与する	
大 学 印	九州大学総長 印
第 号	

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名))		
学 府 印	氏 名	年 月 日 生	
<p>本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">九州芸術工科大学大学院教育課程担当 九州大学大学院芸術工学府長</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
<p>本学大学院芸術工学府長の認定により修士 (芸術工学) の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">九州大学総長</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
大 学 印			
<p>芸術第 号</p>			

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名))		
学 府 印	氏 名	年 月 日 生	
<p>本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">九州芸術工科大学大学院教育課程担当 九州大学大学院芸術工学府長</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
<p>本学大学院芸術工学府長の認定により博士 (〇〇) の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">九州大学総長</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
大 学 印			
<p>芸術博士第 号</p>			

- 附 則 (平成16年度九大規則203号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成17年度九大規則第55号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成18年度九大規則第19号)
この規則は、平成18年6月1日から施行する。
- 附 則 (平成18年度九大規則第118号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第74号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第11号）

1 この規則は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31日に九州大学大学院薬学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第151号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第113号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第4号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第 号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第 1 (学士の学位)

学 部	学 位 の 名 称
文学部	学士 (文学) 学士 (学術)
教育学部	学士 (教育学) 学士 (学術)
法学部	学士 (法学) 学士 (学術)
経済学部	学士 (経済学) 学士 (学術)
理学部	学士 (理学) 学士 (学術)
医学部	学士 (医学) 学士 (生命医科学) 学士 (看護学) 学士 (保健学) 学士 (学術)
歯学部	学士 (歯学)
薬学部	学士 (創薬科学) 学士 (薬学) 学士 (学術)
工学部	学士 (工学) 学士 (学術)
芸術工学部	学士 (芸術工学) 学士 (学術)
農学部	学士 (農学) 学士 (学術)

備考 各学部の専攻分野の名称中「学術」については、21世紀プログラムの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第 2 (修士の学位及び博士の学位)

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士 (文学)	博士 (文学)

比較社会文化学府	修士（比較社会文化） 修士（理学）	博士（比較社会文化） 博士（理学）
人間環境学府（臨床実践心理学専攻を除く。）	修士（人間環境学） 修士（文学） 修士（教育学） 修士（心理学） 修士（工学）	博士（人間環境学） 博士（文学） 博士（教育学） 博士（心理学） 博士（工学）
法学府	修士（法学）	博士（法学）
経済学府（産業マネジメント専攻を除く。）	修士（経済学）	博士（経済学）
理学府	修士（理学）	博士（理学）
数理学府	修士（数理学） 修士（技術数理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学）
システム生命科学府	修士（システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学）	博士（システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）
医学系学府（医療経営・管理学専攻を除く。）	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学）	博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学）
歯学府	—————	博士（歯学） 博士（臨床歯学） 博士（学術）
薬学府	修士（創薬科学）	博士（創薬科学） 博士（臨床薬学）
工学府	修士（工学）	博士（工学）
芸術工学府	修士（芸術工学） 修士（デザインストラテジー）	博士（芸術工学） 博士（工学）
システム情報科学府	修士（情報科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（情報科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
総合理工学府	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）

統合新領域学府	修士（感性学） 修士（芸術工学） 修士（工学） 修士（オートモーティブサイエンス） 修士（ライブラリーサイエンス） 修士（学術）	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） 博士（ライブラリーサイエンス） 博士（学術）
---------	---	---

別表第3（専門職学位）

専門職大学院	学位の名称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士（専門職）
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士（専門職）
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士（専門職）
法科大学院 （法務学府実務法学専攻）	法務博士（専門職）

別記様式

(1) 第3条により本学を卒業した者（21世紀プログラムの課程を修めて本学を卒業した者を除く。）に授与する学位記の様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">学 部 印</div>	<p>学 位 記 (本籍(都道府県名))</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める</p> <p>年 月 日</p> <p>九州大学〇〇学部長 印</p> <p>本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したので学士(〇〇)の学位を授与する</p> <p>大 学 印 印</p> <p>九州大学総長</p> <p>策 号</p>
--	---

(2) 第3条により21世紀プログラムの課程を修めて本学を卒業した者に授与する学位記の様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">学 部 印</div>	<p>学 位 記 (本籍(都道府県名))</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>本学所定の21世紀プログラムの課程を修めたので本学の卒業を認め学士(学術)</p>
--	---

の学位を授与する

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">大 学 印</div>	年 月 日 九州大学総長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
第 号		

(3) 第4条第1項により修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	本学大学院○○学府○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
年 月 日	九州大学	
△修第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(4) 第4条第2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の様式

学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	本学大学院○○学府○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士(○○)の学位を授与する	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
年 月 日	九州大学	
△修第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(5) 第5条により博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	本学大学院○○学府○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
年 月 日	九州大学	
△博甲第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(6) 第6条により専門職学位課程を修了した者(法科大学院(法務学府実務法学専攻)の専門

職学位課程を修了した者を除く。) に授与する学位記の様式

学	位	記	
	(本籍	(都道府県名))	
	氏	名	
	年	月	日生
本学大学院〇〇学府〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇修士(専門職)			
の学位を授与する			
年	月	日	
九州大学			印
△専第	号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(7) 第6条により法科大学院(法務学府実務法学専攻)の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

学	位	記	
	(本籍	(都道府県名))	
	氏	名	
	年	月	日生
本学法科大学院(法務学府実務法学専攻)の専門職学位課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する			
年	月	日	
九州大学			印
法専第	号		

(8) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者に授与する学位記の様式

学	位	記	
	(本籍	(都道府県名))	
	氏	名	
	年	月	日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する			
年	月	日	
九州大学			印
△博第	号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(9) 学位申請関係書類の様式

ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

			年	月	日
九州大学総長殿					

〇〇学府〇〇学専攻
〇〇年入学
氏名印

学位論文審査願

このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

イ 第16条第3項による学位申請書様式

年 月 日

九州大学総長殿

本籍：
氏名： 印

学位申請書

貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。
なお所定の手数料を納入いたします。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

ウ 添付書類の様式
① 論文目録様式

論 文 目 録

区分 甲乙

氏 名

主論文 1 編〇冊

題 名

(印刷公表の方法及びその時期 (未公開の場合は予定を記入))

参考論文 〇編〇冊

題 名

1

2 (同上)

3

備考

- 1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
- 2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。
- 3 参考論文が 2 以上ある場合は、その題名を列記すること。

② 履歴書様式

履 歴 書

区分 甲乙

(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	男 女	
本 籍 (都道府県名)		都 道 府 県	
現 住 所	都道 府 県	区市 郡 町 村	番地
学 歴	年 月 日 年 月 日		
職 歴	年 月 日 年 月 日		
研究歴	年 月 日 年 月 日		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日		氏 名 印	

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。

1 改正理由

統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻博士後期課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学学位規則新旧対照表（関係分）

(新)			(旧)		
(略)			(略)		
(学位の名称) 第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第2のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第3のとおりとする。			(学位の名称) 第26条 (同左)		
(略)			(略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (修士の学位及び博士の学位)			別表第2 (修士の学位及び博士の学位)		
学 府	学 位 の 名 称		学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士		修 士	博 士
(略)			(略)		
統合新領域学府	(略)	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） <u>博士（ライブラリーサイエンス）</u> 博士（学術）	統合新領域学府	(略)	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） 博士（学術）
(略)			(略)		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
別記様式 (略)			別記様式 (略)		
附 則					
この規則は、平成25年4月1日から施行する。					

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院統合新領域学府（以下「本学府」という。）において必要と認める事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条 本学府の修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学府教授会において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学府教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学府教授会の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

第3条 本学府の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士

の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院通則第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学府教授会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第4条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 学力検査の方法については、本学府教授会が定める。

(学期)

第5条 1学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業及び研究指導)

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法、試験等)

第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあつては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻(次項に規定するオートモーティブサイエンスグローバルコースを除く。)にあつては別表第2、ライブラリーサイエンス専攻にあつては別表第3のとおりとする。

2 本学府オートモーティブサイエンス専攻修士課程に国際コース(英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。)として、オートモーティブサイエンスグローバルコースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第4のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第8条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、統合新領域学府長(以下「本学府長」という。)に届け出なければならない。

2 指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、本学府教授会で定めるところにより、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

第9条 試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。

第10条 単位修得の認定は、本学府教授会の承認を得た方法により各授業科目の授業担任者が、これを行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性学専攻修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位(オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては8単位)、ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては2単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 本学府の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出た

ときは、本学府教授会の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修士課程の修了要件)

第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては30単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文（ユーザー感性学専攻にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては48単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては53単位以上、ライブラリーサイエンス専攻にあつては54単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期課程において、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第15条 修士論文（ユーザー感性学専攻にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）は、在学期間中、本学府教授会の定める期日までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。

第16条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の承認を得て提出するものとする。ただし、本学府教授会が優れた研究業績を上げた者とは、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することがで

きる。

第17条 最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。

(科目等履修生)

第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第9条及び第10条の規定を準用する。

第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本学府教授会において定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第105号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第120号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第66号）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則第12条の規定は、平成23年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第138号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則（別表第3を除く。）は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第 号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1

ユーザー感性学専攻

(修士課程)

一 履修方法

- 1 から 6 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。
1. 科目区分「学府共通科目」について 1 科目 1 単位
 2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 6 単位
 3. 科目区分「ユーザー感性学基礎」について 2 科目 4 単位
 4. 科目区分「P T L・インターンシップ」について 2 科目 4 単位
 5. 科目区分「コース専門科目」のうち、自らが履修するコースの科目について 5 科目 10 単位
 6. 次に掲げる科目について 11 単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、6 単位までとする。）
 - (1) ユーザー感性学専攻の授業科目（ただし、上記 2 から 5 までの単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		科学の統合方法論	1
専攻共通科目	特別研究	特別研究（1）	2
		特別研究（2）	4
	ユーザー感性学基礎	感性科学概論	2
		感性コミュニケーション概論	2
		感性価値クリエーション概論	2
	P T L・インターンシップ	ユーザー感性学 P T L（感性科学 I）	2
		ユーザー感性学 P T L（感性科学 II）	2
		ユーザー感性学 P T L（感性コミュニケーション I）	2
		ユーザー感性学 P T L（感性コミュニケーション II）	2
		ユーザー感性学 P T L（感性コミュニケーション III）	2
		ユーザー感性学 P T L（感性コミュニケーション IV）	2

		ユーザー感性学P T L（感性価値クリエーションⅠ）	2
		ユーザー感性学P T L（感性価値クリエーションⅡ）	2
		ユーザー感性学P T L（感性価値クリエーションⅢ）	2
		ユーザー感性学P T L（感性価値クリエーションⅣ）	2
		インターンシップ	2
コース専門科目	感性科学コース	感性人類学	2
		人間発達学	2
		心理物理学	2
		感覚生理心理学	2
		感情生理心理学	2
		適応行動論	2
		感性生理学	2
		感性心理学	2
		美学	2
		感性哲学	2
		感覚生理心理学演習	2
		感情生理心理学演習	2
	感性コミュニケーションコース	生涯発達心理学	2
		異文化間コミュニケーション論	2
		感性表現論	2
		実践子ども学	2
		現代子ども文化論	2

	小児家族看護学	2
	チャイルド・ライフ・スペシャリスト論	2
	小児・家族コミュニケーション演習	2
	ファシリテーション演習	2
	実践形成型フィールドワーク演習	2
	創造的ディスカッション演習	2
感性価値クリエーションコース	次世代感性産業論	2
	ブランド価値創成論	2
	情報価値編集論	2
	関係のデザイン論	2
	景観価値形成論	2
	自然環境価値形成論	2
	地域文化デザイン論	2
	クオリティカルテ価値評価論	2
	プロジェクトマネジメント論	2
	感性価値認知論	2
	ユーザー参加型デザイン論	2
	感性価値抽出論	2
	感性マーケティング論	2

(博士後期課程)

一 履修方法

科目区分「特別研究」1科目12単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
特別研究	ユーザー感性学特別研究	12
分野専門科目	感性科学特論	2
	感性コミュニケーション特論	2
	感性価値クリエーション特論	2
	上級PTL演習A	2
	上級PTL演習B	2
	上級PTL演習C	2

別表第2

オートモーティブサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 4 までに掲げる単位を含む 38 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位

2. 科目区分「専攻共通科目」について(1)から(3)に掲げる単位を含む16単位以上

(1) 科目区分「オートモーティブサイエンス基礎」について2科目5単位

(2) 科目区分「特別研究」についてオートモーティブサイエンス演習Ⅰ～Ⅳ又は経営管理演習Ⅰ～Ⅳのいずれかの4科目8単位

(3) 科目区分「インターンシップ」のうちインターンシップⅠについて1科目3単位

3. 科目区分「分野専門科目」のうち自らが履修する分野について7科目14単位（自らが履修する分野の概論科目1科目2単位を含む。）

4. 次に掲げる科目について7単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、4単位までとする。）

(1) オートモーティブサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2及び3の単位として修得した単位を除く。）

(2) 本学府他専攻の授業科目

(3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		科学の統合方法論	1
専攻共通科目	オートモーティブサイエンス基礎	オートモーティブサイエンス概論	1
		国際コミュニケーション演習	4
	特別研究	オートモーティブサイエンス演習Ⅰ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅱ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅲ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅳ	2
		経営管理演習Ⅰ	2
		経営管理演習Ⅱ	2
		経営管理演習Ⅲ	2
		経営管理演習Ⅳ	2
	インターンシップ	インターンシップⅠ	3
インターンシップⅡ		2	

			インターンシップ III	2	
			インターンシップ IV	2	
	特別演習		オートモーティブサイエンス特別演習 I	1	
			オートモーティブサイエンス特別演習 II	1	
			オートモーティブサイエンス特別演習 III	1	
分野専門 科目	先端材料科学 分野	概論科目	オートモーティブ先端材料科学概論	2	
			自動車用鉄鋼材料学	2	
			自動車用材料の接合および複合学	2	
			塑性変形学	2	
			自動車用非鉄金属材料制御学	2	
			エネルギー材料科学	2	
			自動車用高分子材料学	2	
			セラミック材料物性学	2	
			自動車用触媒科学	2	
			オートモーティブ環境科学 I	2	
			自動車用表示材料特論	2	
			自動車用半導体デバイス基礎	2	
		ダイナミクス 分野	概論科目	オートモーティブダイナミクス概論	2
				構造・動力学特論	2
				構造・動力学演習	2
				自動車空気力学特論	2
				自動車空気力学演習	2
				自動車動力源特論	2
				自動車動力源演習	2

		モービルソース環境科学	2
		自動車強度学特論	2
		高剛性自動車構造学特論	2
情報制御学分野	概論科目	オートモーティブ情報制御学概論	2
		動的システム特論	2
		組込みハードウェア特論	2
		組込みソフトウェア特論	2
		ロバスト制御特論	2
		移動体通信基礎論	2
		自動車センサーシステム特論	2
		自動車パワーエレクトロニクス特論	2
		自動車情報計測制御演習	2
		自動車情報計測制御実習	2
		自動車電子デバイス特論	2
人間科学分野	概論科目	オートモーティブ人間科学概論	2
		エクステリア・エアロ デザイン	2
		インテリア・インタフェース デザイン	2
		自動車感性評価学	2
		交通心理学	2
		自動車安全文化論	2
		自動車応用利用論	2
		車と人間	2
		海外都市計画	2
		交通情報・誘導学	2
	交通流工学	2	

		オートモーティブ環境科学Ⅱ	2
社会科学分野	概論科目	自動車産業概論	2
		経営管理特論	2
		企業戦略マネジメント	2
		イノベーション・マネジメント	2
		プロダクション・マネジメント	2
		市場システム分析	2
		グローバル経営	2
		エコロジーの経済	2
		交通の経済学	2
		産業法規特論	2
		生産管理	2

(博士後期課程)

一 履修方法

1 から 3 までに掲げる単位を含め 1 5 単位以上修得しなければならない。

1. 科目区分「専攻共通科目」について「上級国際コミュニケーション演習」 2 単位
2. 科目区分「専攻共通科目」について「オートモーティブサイエンス特論」 1 単位
3. 科目区分「特別研究」について 1 科目 1 2 単位

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	上級国際コミュニケーション演習	2
	リサーチ・ワークショップ	2
	インターンシップ	3
	オートモーティブサイエンス特論	1
特別研究	オートモーティブサイエンス特別研究A	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究B	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究C	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究D	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究E	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究F	1 2

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 6 までに掲げる単位を含む 40 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位
2. 科目区分「特別研究」について2科目6単位
3. 科目区分「基礎科目」について5科目10単位
4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について2科目3単位又は2科目4単位
5. 科目区分「専門科目」について9科目18単位
6. 次に掲げる科目について2単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、2単位までとする。）
 - (1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2から5までの単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
学府共通科目	科学の統合方法論	1
特別研究	特別研究 I	2
	特別研究 II	4
基礎科目	情報マネジメント論	2
	情報システム論	2
	情報サービス論	2
	情報法制論	2
	学習科学	2
PTL・インターンシップ科目	ライブラリーサイエンス PTL I	2
	ライブラリーサイエンス PTL II	2
	インターンシップ	1
専門科目	情報テキスト論	2
	情報リテラシー論	2
	インターネットの情報法制	2

コミュニケーション論	2
図書館マネジメント論	2
図書館政策論	2
レファレンスサービス論	2
ライブラリー資料論	2
ライブラリー特殊資料論	2
文書記録マネジメント論	2
文書記録管理政策論	2
文書記録活動論	2
文書記録資料論	2
文書記録特殊資料論	2
情報評価分析論	2
情報組織化論	2
数理統計	2
自然言語解析	2
データマイニング	2
情報セキュリティ論	2
情報サービスと著作権	2
情報リテラシー演習	2
コミュニケーション演習	2
レファレンスサービス演習	2
ライブラリー資料演習	2
ライブラリー特殊資料演習	2
文書記録資料演習	2
文書記録特殊資料演習	2

データベース演習	2
構造化文書運用演習	2
外国語資料講読演習Ⅰ	2
外国語資料講読演習Ⅱ	2
外国語資料講読演習Ⅲ	2

(博士後期課程)

一 履修方法

1 及び 2 に掲げる単位を含め 1 4 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「特別研究」について 1 科目 1 2 単位

2. 科目区分「専攻共通科目」について 2 科目 2 単位

二 授業科目

<u>科 目 区 分</u>	<u>授 業 科 目</u>	<u>単 位</u>
特別研究	ライブラリーサイエンス特別研究	<u>1 2</u>
専攻共通科目	ライブラリーサイエンス特論	<u>1</u>
	プレゼンテーション演習	<u>1</u>

別表第 4

オートモーティブサイエンスグローバルコース

一 履修方法

- 1 から 4 までに掲げる単位を含む 30 単位以上を修得しなければならない。
1. 科目区分「能力開発特別スクーリング科目」について 6 科目 12 単位
 2. 科目区分「基本科目」について「Corporate Strategy in Automotive Industry」、「Automotive Science and Engineering」及び「Automotive Advanced Science」を含む 4 科目 8 単位
 3. 科目区分「高等専門科目」について 1 科目 2 単位
 4. 次に掲げる科目について 8 単位以上
 - (1) 科目区分「基本科目」又は「高等専門科目」（ただし、上記 2 及び 3 の単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 他学府で開講される英語による授業科目

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
能力開発特別スクーリング科目	International Communication Seminar 1	2
	International Communication Seminar 2	2
	Automotive Science Seminar 1	2
	Automotive Science Seminar 2	2
	Automotive Science Seminar 3	2
	Automotive Science Seminar 4	2
基本科目	Automotive Advanced Material Science	2
	Automotive Dynamics	2
	Automotive Information Control System	2
	Automotive Human Science	2
	Automotive Social Science	2
	Corporate Strategy in Automotive Industry	2
	Automotive Science and Engineering	2
	Automotive Advanced Science	2
高等専門科目	Functional Inorganic Materials	2
	Polymer Physical Chemistry	2
	Applied Fluid Dynamics	2

	Environmental Economics	2
--	-------------------------	---

1 改正理由

大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻博士後期課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学大学院通則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院統合新領域学府（以下「本学府」という。）において必要と認める事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) <u>外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院通則第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(授業科目、単位、履修方法、試験等)</p> <p>第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあつては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻（次項に規定するオートモーティブサイエンスグローバルコースを除く。）にあつては別表第2、ライブラリーサイエンス専攻にあつては別表第3のとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては48単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては53単位以上、<u>ライブラリーサイエンス専攻にあつては54単位以上</u>（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期後期課程において、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエン</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院統合新領域学府（以下「本学府」という。）において必要と認める事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(授業科目、単位、履修方法、試験等)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては48単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては53単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期後期課程において、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上）を修得し、かつ、必要</p>

ス専攻にあつては15単位以上、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行期規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモティブサイエンス専攻にあつては15単位以上、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻
(修士課程)

(略)

(博士後期課程)

一 履修方法

1及び2に掲げる単位を含め14単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「特別研究」について1科目12単位

2. 科目区分「専攻共通科目」について2科目2単位

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
特別研究	ライブラリーサイエンス特別研究	12
専攻共通科目	ライブラリーサイエンス特論	1
	プレゼンテーション演	1

な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行期規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモティブサイエンス専攻にあつては15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻
(修士課程)

(略)

	置	
<p>別表第4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域 学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から 適用し、平成25年3月31日に本学に在学し、同年 4月1日以降も引き続き在学する者については、なお 従前の例による。</p>		別表第4 (略)

九州大学教授会通則

平成16年度九大規則第8号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成23年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第40条の規定に基づき、教授会及び九州大学学則第13条第1項第1号から第13号までの学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 各学部の教授会（以下「学部教授会」という。）の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授

(2) 病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

2 各学府の教授会（以下「学府教授会」という。）の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

3 各研究院の教授会（以下「研究院教授会」という。）の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

4 基幹教育院の教授会（以下「教育院教授会」という。）の構成員は、基幹教育院所属の教授とする。

5 各附置研究所の教授会（以下「研究所教授会」という。）の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

6 健康科学センターの教授会の構成員は、健康科学センター所属の教授とする。

7 情報基盤研究開発センターの教授会の構成員は、情報基盤研究開発センター所属の教授とする。

8 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 学部教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 学部長の選考に関する事。

(2) 附属施設の長の選考に関する事。

(3) 教育研究評議会の評議員の選出に関する事。（教育学部及び法学部を除く。）

(4) 学部の教育研究を担当する教員の選考に関する事。

(5) 附属病院に係る教員人事に関する事。

(6) 非常勤講師等の選考に関する事。

(7) 学部に係る重要事項に関する事。

(8) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。

(9) 学生の入学、卒業、休学、退学等に関する事。

(10) 学生の除籍、懲戒等に関する事。

(11) 外国人留学生、研究生等に関する事。

(12) 学部内の諸規則等の制定改廃に関する事。

(13) 学部の自己点検・評価に関する事。

(14) その他学部の管理運営に関する事。

2 学府教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 学府長の選考に関する事。

(2) 附属施設の長の選考に関する事。

(3) 学府の教育研究を担当する教員の選考に関する事。

(4) 非常勤講師等の選考に関する事。

(5) 学府に係る重要事項に関する事。

(6) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。

- (7) 学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事。
 - (8) 学生の除籍、懲戒等に関する事。
 - (9) 修士論文、博士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査等学位の授与に関する事。
 - (10) 外国人留学生、研究生等に関する事。
 - (11) 学府内の諸規則等の制定改廃に関する事。
 - (12) 学府の自己点検・評価に関する事。
 - (13) その他学府の管理運営に関する事。
- 3 研究院教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 研究院長の選考に関する事。
 - (2) 附属施設の長の選考に関する事。
 - (3) 研究院に所属する教員の人事に関する事。
 - (4) 教員の教育・研究業務に係る重要事項に関する事。
 - (5) 研究員等に関する事。
 - (6) 研究院内の諸規則等の制定改廃に関する事。
 - (7) 研究院の自己点検・評価に関する事。
 - (8) その他研究院の管理運営に関する事。
- 4 教育院教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 基幹教育院に所属する教員の人事に関する事。
 - (2) 教員の教育・研究業務に係る重要事項に関する事。
 - (3) 研究員等に関する事。
 - (4) 特別聴講学生等に関する事。
 - (5) 基幹教育院内の諸規則等の制定改廃に関する事。
 - (6) 基幹教育院の自己点検・評価に関する事。
 - (7) その他基幹教育院の管理運営に関する事。
- 5 研究所教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 研究所長の選考に関する事。
 - (2) 附属施設の長の選考に関する事。
 - (3) 研究所に所属する教員の人事に関する事。
 - (4) 教員の研究業務に係る重要事項に関する事。
 - (5) 研究員等に関する事。
 - (6) 研究生等に関する事。
 - (7) 研究所内の諸規則等の制定改廃に関する事。
 - (8) 研究所の自己点検・評価に関する事。
 - (9) その他研究所の管理運営に関する事。
- 6 健康科学センター及び情報基盤研究開発センター(以下「センター」という。)の教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) センターの長の選考に関する事。
 - (2) センターに所属する教員の人事に関する事。
 - (3) 教員の教育・研究業務に係る重要事項に関する事。
 - (4) 研究員等に関する事。
 - (5) 研究生等に関する事。
 - (6) センター内の諸規則等の制定改廃に関する事。
 - (7) センターの自己点検・評価に関する事。
 - (8) その他センターの管理運営に関する事。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代議員会等)

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(次項において「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(運営委員会等)

第8条 運営委員会等の構成員は、当該施設所属の教授及び当該施設に置かれる教授以外の者であって当該施設の教育研究に関係する教授とする。

2 運営委員会等には、准教授その他の職員を加えることができる。

第9条 運営委員会等においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 施設の長(副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる施設の長を除く。)の選考に関する事。

(2) 施設の教員人事に関する事。

(3) 教員の研究業務に係る重要事項に関する事。

(4) 共同利用に係る業務の重要事項に関する事。

(5) 研究員等に関する事。

(6) 研究生等に関する事。

(7) 施設内の諸規則等の制定改廃に関する事。

(8) 施設の自己点検・評価に関する事。

(9) その他施設の管理運営に関する事。

2 前項第2号に掲げる事項のうち、教員の選考のための資格審査については、原則として、当該施設に設置する教員選考委員会において行うものとする。ただし、必要に応じて、当該施設の教育研究に関係する部局の教授会において行うことができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会、運営委員会等の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会、各運営委員会等が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第246号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第40号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第14号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

九州大学大学院統合新領域学府教授会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）第10条の定めるところにより、統合新領域学府（以下「学府」という。）の教授会の議事の手続その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、学府の教育研究を担当する専任の教授、准教授、講師をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学府長の選考に関する事。
- (2) 副学府長の選考に関する事。
- (3) 学府の教育研究を担当する教員の選考に関する事。
- (4) 非常勤講師等の選考に関する事。
- (5) 学府に係る重要事項に関する事。
- (6) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。
- (7) 学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事。
- (8) 学生の除籍、懲戒等に関する事。
- (9) 修士論文及び博士論文の審査等学位の授与に関する事。
- (10) 外国人留学生及び研究生等に関する事。
- (11) 学府内の諸規則等の制定改廃に関する事。
- (12) 学府の中期目標・中期計画に関する事。
- (13) 学府の自己点検・評価に関する事。
- (14) その他学府の管理運営に関する事。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学府長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、学府長があらかじめ指名する副学府長が前項の職務を代行する。

(開催日)

第5条 教授会は、原則として第二水曜日に開催する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

2 学府長は、特に必要と認める場合には、臨時に教授会を招集することができる。

(通知)

第6条 学府長は、緊急やむを得ない場合を除き、教授会開催日の3日前までに、審議する事項を添えて各構成員に通知しなければならない。

(議事)

第7条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、この内規の改正並びに第3条第1号から第3号まで、第5号、第8号及び第9号に掲げる事項について審議する場合には、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 教授会構成員のうち、教授会当日に次の各号の一に該当する場合は、定足数の基礎となる数から除く。

(1) 休職者

(2) 育児休業中の者

(3) 出張者及び研修者

(4) 引き続き1月を越えて病気休暇中の者

3 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この内規の改正及び第3条第9号に掲げる事項に係る議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 教授会に関する事務は、工学部等事務部がこれを処理する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 設置の背景	1
(2) 教育研究上の理念と目的、養成する人材像及び進路	8
(3) 入学者及び社会における需要の予測	10
2. 専攻等の名称及び学位の名称	14
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	14
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	16
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	17
6. 学生定員（入学定員、収容定員）	22
7. 施設・設備等の整備計画	22
8. 既存学部（修士課程）との関係	23
9. 入学者選抜の概要	23
10. 管理運営	24
11. 自己点検・評価	25
12. 情報の公表	26
13. 教員の資質の維持向上の方策	26
14. 設置時期	28

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の背景 (資料1)

1) 情報の管理・提供の意義とライブラリーサイエンス (資料1-a)

人類の文化は、それまでに蓄積された情報の上に築かれてきたことは言うまでもない。蓄積された情報を利用し、時にはそこから新たな知としての情報を創造し、さらにこれらを後世に継承するというサイクルが、人類の文化を進歩させてきたと言える。「知の創造・継承活動」を支えるには、「情報」の管理(情報の評価・選別、収集、整理・保存を含む。)と、必要な情報の提供が不可欠である。そして、知の創造・継承のプロセスにおいては、ユーザーの視点に立った情報の管理・提供を行うことで、ユーザーの知の創造・継承活動を支える「場」が重要な役割を果たす。ここで言う「場」とは、情報の管理・提供を行う人やシステム、蓄積された情報、情報を求めるユーザー同士の相互作用あるいは情報の管理・提供を行う人とユーザーとの間の相互作用、さらにそれらの入れ物としての場所を包含した概念である。我々は、ユーザーの視点に立った情報の管理・提供を行うことで、ユーザーの知の創造・継承活動を支える「場」を「ライブラリー」と呼び、ライブラリーを科学する新しい学問分野を「ライブラリーサイエンス」と呼んでいる。

たとえば、「ライブラリー」の代表例である大学図書館や専門図書館、公共図書館は、情報の管理・提供を通して、人々の知的活動を支えている。特に大学図書館は、大学における学生や教育研究者の学習、教育、研究活動を支える重要な学術情報基盤であり、大学における中核機関と言える。

民間企業などにおける記録管理の「場」も「ライブラリー」である。どのような決定に基づいてどのような業務を行ったかという、組織で生産される記録情報は、組織における意思決定の参考となる再利用可能な貴重な知的財産であり、さらに、訴訟での利用などの社会に対する説明責任に備えるための情報でもある。また、発電所における安全点検などの記録や医薬品製造会社における安全実験などの記録は、現在起こっている問題の原因を調査したり、潜在的な問題の発見やその対策に利用したりできる貴重な情報である。つまり、民間企業などにおける記録管理の「場」は、情報の管理・提供を通して、その組織の活動そのものを支えている。

公文書館等、国や地方公共団体の公文書管理の「場」も「ライブラリー」である。公文書も意思決定の過程を記録した情報であり、今後の政策等を決定する際の参考となる再利用可能な貴重な知的財産である。また、公文書の適切な保存と公開は、国民・市民の知る権利の保障という民主主義の根幹を支えるものである。つまり、国や地方公共団体の公文書管理の「場」は、公文書の管理・提供を通して、国や地方公共団体における意思決定を支え、国民・市民の知る権利を保障している。

これまで、図書館資料の管理・提供は図書館情報学で取り扱い、記録情報の管理・提供は記録管理学・アーカイブズ学で取り扱ってきた。図書館資料は、不特定多数の者の利用

を前提とした資料群であり、通常複製物の形で流通するという特徴を持つ。それらは、不特定多数の利用者の便のために、資料の内容に基づく体系化（分類）が行われている。一方、記録情報は、原則として人間活動の一次的産物としての生の記録であって、大量の複製物の形で流通するものではなく、通常は記録群として存在し、その中にそれらの記録を生成した組織の機構や機能を反映した体系的な資料群である。このため、その記録情報を生成した組織や時間的順序といった文脈に基づいた体系化（整理）が行われている。不特定多数の利用者を前提として作成されるものではなく、個人情報や組織の機密などが含まれる場合もあり、公開／非公開の区別をする必要がある。

ライブラリーサイエンスは、情報の管理・提供に関する学問分野である図書館情報学と記録管理学・アーカイブズ学、さらに両者の情報の管理・提供を技術的に支える情報科学の3分野を中心として関連する複数の学問分野を統合した学問分野である。

2) 情報の管理・提供に関する課題（資料1-b）

上記1) で述べたように、情報の管理・提供は我々にとって重要な意義を持つが、利用者が必要とする情報を、利用者の求めに応じて迅速かつ容易に提供できるものでなければ意味がない。しかし、ICT 環境の発展と法令や流通の変化、国際化の進展に伴い、次のような情報の管理・提供に関する様々な課題が生じている。

(a) 電子媒体で蓄積・流通する膨大な情報の管理・提供

国や地方公共団体あるいは企業では、ワープロ等の電子的手段により膨大な量の記録情報が生成されている。管理スペースの問題が事実上無いに等しい電子媒体で蓄積される情報に関しては、記録情報の管理において重要な概念である「廃棄」は、もはや不要になりつつあるとも思われる。しかし、これまでの記録情報の管理で行われてきたような整理だけでは、その膨大さゆえ、貴重な情報が埋没してしまい、有効活用できない。そもそも、膨大な情報を限られたレコードマネージャーやアーキビストだけで整理するのは困難である。電子媒体で蓄積される膨大な記録情報に対して、ユーザーが求める情報を迅速かつ容易に入手できるような新たな管理・提供法を構築しなければならない。それには、記録管理学・アーカイブズ学の他、図書館情報学、情報科学の分野での知見や研究成果を利用する必要がある。

電子ジャーナル、電子書籍など電子媒体で流通する学術情報が急激に増加している。特に電子ジャーナルに関しては、学問領域の細分化や統合・融合の進展、中国等の新興国における科学研究の伸長もあり、出版される科学論文数は膨大な数に上る。これまでの情報の管理・提供法では、ユーザーは、あるテーマについて学術論文を調査する際に読むべき適切な論文を絞り込むのに多大な労力を要する。電子媒体で流通する膨大な学術情報に対して、ユーザーが求める情報を迅速かつ容易に入手できるような新たな管理・提供法を構築しなければならない。それには、ユーザーにとって検索支

援につながる有効な情報とは何かを、ユーザーの情報利用の観点から考察すること、
そのような有効な情報をどのようにして抽出するかという情報科学上の技術的検討、
また、その実現可能性に関する学術情報流通上の問題の検討が必要である。

(b) Web上の情報の信憑性

インターネットの普及に伴い、Web上には膨大な情報が蓄積されている。新聞のよ
うな情報源と異なり、信憑性に問題があるものも存在するが、Webは、今やなくては
ならない情報源となりつつある。玉石混淆のWeb上の情報の利用に当たっては、ユー
ザーが信憑性を判断するために利用できる情報を提供することが重要である。その実
現のためには、まず、どのような情報が信憑性判断のために有用であるかを、図書館
情報学や記録管理学・アーカイブズ学における情報の評価・選別等を参考に考察し、
そのような情報を Web上から自動抽出するための情報科学上の技術的検討が必要であ
る。

(c) 様々な性質を持つ情報の一元管理

ある出来事を後世に伝えるため、その出来事に関する記録を保存するような場合
を想定すると、様々な性質を持つ情報を取り扱わなければならなくなる。たとえば、「東
日本大震災アーカイブ」（国立国会図書館）の収集対象としては、新聞及びテレビやラ
ジオでの報道、東日本大震災に関する雑誌や書籍、福島原子力発電所や東京電力及び
政府の記録情報などが考えられる。あるいは、個人が撮影した映像、電子メールやブ
ログ記事までも含まれるかも知れない。これらには、すでに広く報道された情報の他
に、個人情報や機密情報を含む可能性もあり、図書館資料の性質を持つものと記録情
報の性質を持つものとが混在する。さらには、文字、映像や写真、音声など、メディ
アも様々である。ある出来事に関する記録の保存では、このような性質の異なる情報
を同時に扱うための管理・提供法を構築しなければならない。それには、図書館
情報学と記録管理学・アーカイブズ学を統合した情報の管理・提供法が必要である。

(d) アクティブ・ラーナー育成のための学習環境の開発・整備

中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年12月）によ
れば、今日の大学教育の改革は、国際的には、「何を教えるか」よりも「何ができるよ
うになるか」に力点が置かれている。この流れの中で、生涯にわたって自律的に学び
続ける自律的学習者（アクティブ・ラーナー）の育成を目指し、教育課程の改革が推
し進められている。科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会に設置されて
いる学術情報基盤作業部会が作成した「大学図書館の整備について（審議のまとめ）」
（平成22年12月）では、「これまでも学習の場として活用されてきた大学図書館の
貢献が一層期待されるようになった。この動向を踏まえて、大学図書館において『ラ
ーニング・コモンズ』と呼ばれる学習環境の整備が進みつつある。さらに、e-Learning、
特に、学習マネジメントシステム（LMS：Learning Management System）及び学

習成果進捗管理のための e-ポートフォリオの導入が急速に進展しており、これらの展開と情報資源のナビゲーション機能との統合が課題となってくると考えられる。また、このように学習のための電子的環境が整備されるとともに、学習のための教科書、参考図書等の図書を電子的に提供することが急務となってくる。」と述べられている。このように、大学図書館には、LMS や e-ポートフォリオ等と統合した学術情報の効果的ナビゲーション機能を取り入れた自律的学習者育成のための学習環境の開発・整備が求められている。それには、図書館情報学に加え、教育工学や情報メディアといった情報科学の知見を基にした学術情報の新たな管理・提供法を構築する必要がある。

(e) 記録管理・公文書管理の人材の養成と地方における公文書管理のあり方

日本の企業における記録情報の管理は米国等に比べ遅れていると言われている。平成23年12月に九州大学主催で開催された「レコードマネジメント・シンポジウム～レコードマネジメントが組織と社会を変える～」での山下貞麿氏（日本レコードマネジメント株式会社代表取締役会長）の講演によれば、その理由は「米国では組織や人が変わり易いため、記録管理の専門家を置いて組織として管理しなければならなかった。一方、日本の多くの組織では、終身雇用とファミリー的な人間関係があり、記録はルールを作って厳しく管理しなくても、担当者が自主的に良心的に管理してくれるという信頼関係のもとに記録情報管理が成り立っていた。」という社会習慣の違いにある。しかし、国際化が進み、国際競争に耐え得るためには、欧米並みの記録管理が求められ、記録情報の適切な管理・提供を行える人材を早急に養成しなければならない。

公文書の管理においても諸外国に比べ日本は遅れている。読売新聞（平成24年4月30日）の御厨貴氏（東京大学客員教授）の記事によれば、戦後の占領統治の中で、議事録や記録をなるべく残さない習慣がついていったのではないかという。年金記録紛失などに見られる公文書管理の問題が明らかとなり、福田康夫首相（当時）が法制化を指示し、平成21年、「公文書等の管理に関する法律」（いわゆる、公文書管理法）が成立した（平成23年4月1日施行）。これにより、諸外国レベルの文書管理が要求されることとなった。しかし、我が国の国立公文書館の職員数は諸外国の同様の組織に比べ格段に貧弱であり、職員の充実が急務である。また、公文書管理法は基本的には、国の行政機関の公文書の管理に関する法律であるが、第34条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と定められている。地方公共団体は、基本的には公文書管理法に則った管理を行うことになるが、地方公共団体ごとの事情もあるため、そのような個別の事情を考慮した公文書の適正な管理システムを構築する必要がある。たとえば、熊本県は公文書管理法に対応するため、平成23年3月に「熊本県行政文書等の管理に関する条例」を制定し、現用文書から非現用文書へ、さらに歴史文書として永久保存すべき文書への適切な移行のためのシス

テム構築に積極的に取り組んでいる。その際、膨大な行政文書の中から、どのような文書を残すのかという問題に直面している。これは、「廃棄と選択」というこれまで県の行政が直面したことの無い問題であり、その基準作りは試行錯誤で進められているのが現状である。熊本県には、水俣病に関する取り組みや裁判関係の資料があるという事情及び県内に独自に公文書の管理を行う政令指定都市があるという事情がある。このような事情を考慮したシステムを構築しなければならない。なお、九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻（以下「本専攻」という）は、熊本県から「廃棄と選択」の制度構築に関して相談を受けており、本専攻の専任教員が協力している。また、行政文書の収集、整理、廃棄の各基準設定に早くから取り組んできた福岡県太宰府市は、平成24年4月に「情報・公文書館推進課」を設置し、太宰府市公文書館（アーカイブス）の設置を積極的に進めており、同市の公文書館構想調査研究委員会の委員にも本専攻の専任教員が就任している。

3) 本専攻博士後期課程設置の必要性

① 情報の管理・提供に関する課題を解決する研究者の養成

情報の管理・提供に関する課題の多くが、前述の(a)~(d)の課題のように、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学という3つの学問分野の内、複数の学問分野での知見や研究成果を用いて解決が図られるものである。また、前述の(e)で述べたように、我が国における記録情報の適切な管理・提供を行う人材の養成は差し迫った重要な課題であり、そのためにそのような人材を養成する教育者を養成する必要がある。

本専攻博士後期課程では、このような複合的な課題を解決し、ライブラリーサイエンスを深化・発展させる研究者を養成する。なお、記録管理学・アーカイブズ学に軸足を置いて研究を進めた者は、記録情報の適切な管理・提供を行う人材を養成する教育者とも成り得る。

② 研究者養成に関する内外の状況

米国では、ALA (American Library Association; 米国図書館協会) が作成した図書館情報学修士号の認定基準を満たす大学院を修了した者だけが司書資格を得ることができる。平成24年1月現在、米国、カナダ、プエルトリコの63校がALA認定校として登録されており、その内Ph.Dプログラムを有する大学は59% (37校) である。ALAでは認定基準の中で中核的な領域を設定しており、Ph.Dプログラムを有する37校の内、17校がRecord ManagementとArchival Studyの両領域を有している。このように、米国では、ALAが認定している博士後期課程を有する図書館情報学関連の大学院は多く、それらは図書館情報学だけでなく記録管理学やアーカイブズ学を対象領域として含んでいる。

一方、我が国では、図書館情報学を中心とした博士後期課程を有するのは筑波大学、慶應義塾大学などに限られており、アーカイブズ学を中心とした博士後期課程を有するのは

学習院大学のみである。日本における記録情報の管理は、実学として存在し、セミナーや講習会などが開かれているが、これらは個別のケースにおける管理法、廃棄の指針などを教えるにとどまっているものが多い。国や地方公共団体あるいは企業等としての記録情報の管理を考えるためには、管理の基本的な考え方と個々の事情に応じた管理の細則、つまり、汎用性と個別性を組み合わせた、情報の適切な管理・提供のあり方を探求する必要がある。また、前述したように、記録情報の適切な管理・提供を行える人材を早急に養成する必要があり、そのためにはまず、このような人材を養成する教育者を養成する必要がある。しかしながら、我が国では、現在、記録管理学を中心に研究・教育を行う研究者養成機関は存在しない。

このように、我が国は海外に比べ、情報の管理・提供に関連する分野の研究者養成機関の数が極めて少ないと言える。

③ 本専攻博士後期課程の独創性

(1) の 2) で挙げた課題のように、情報の管理・提供に関する課題には、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学の内、複数の分野の知見や研究成果を合わせて初めて解決できる課題が多い。そのため、本専攻博士後期課程では、学生の研究課題に応じてこれらの分野を統合的に教育研究する。これは、日本の他の大学には見られない独創的な教育研究である。

4) 本学に開設する意義

①「学府・研究院制度」の活用と「統合新領域学府」への配置

従来の大学院では、「研究科」という形で教育組織と研究組織が一体となっており、研究科や専攻を再編する場合には、教員組織の再編も必要となり、教育組織に引きずられて研究組織が解体され、研究機能に負の影響を与えることが少なくなかった。このため九州大学では、平成12年4月に、大学院の「研究科」を高度専門職業人や研究者育成の教育組織である「学府」と、教員の研究組織である「研究院」とに分離し、それぞれの必要性に応じて独自に再編できる制度基盤を整備した。このことによって、複数の研究院に所属する教員が、新たな大学院教育の必要性に応じて、専任教員として「学府」における教育を担当する組織編成が可能となった。また、この「学府・研究院制度」を活用し、平成21年4月に、第18番目の学府（大学院）として新たなフロンティア開拓の拠点である「大学院統合新領域学府」を設置した。

統合新領域学府は、科学的な知の統合と創造を通じて、現代の科学や社会が対峙する複合的かつ根源的な課題の究明に取り組み、その知的成果を社会に還元するとともに、自らそのような知の担い手として活躍する高度な専門人材を組織的に養成することを目的としている。この設立理念のもとで、本学府には「ユーザー感性学専攻」、「オートモーティ

ブサイエンス専攻」及び「ライブラリーサイエンス専攻」という新しい知の創造と高度な専門人材の育成を目指した3つの専攻が設置されている。「ライブラリーサイエンス専攻」（修士課程）は、ユーザーにとって真に意義ある情報の管理・提供を実現することを理念とし、平成23年4月に設置された。

② 本学の情報の管理・提供の「場」の先進性とその活用

本学の附属図書館は、世界的な研究教育拠点を目指す九州大学における重要な学術情報基盤であり、蔵書数及び電子ジャーナルのタイトル数において国内屈指のレベルにある。そして学術情報基盤のさらなる充実のために様々な取り組みを行っている。なかでも、情報通信技術を活用したサービス機能の高度化、電子ジャーナルを始めとする多様な学術情報のさらなる整備、ディスカバリ・サービス等による効果的な提供、機関リポジトリの構築による教育研究成果物の電子化と発信、貴重資料のデジタル化などは国内をリードしており、さらに、学びの場としての機能向上のために、平成21年にはラーニングコモンズを設置した。このような図書館機能の高度化のために、全国に先駆けて研究開発室を設置（平成8年）したほか、電子リソースを統括的に扱う組織、「eリソースサービス室」を国立大学で初めて設置（平成20年）するなど、強力な推進体制を整備している。

また、付設記録資料館は、近代産業コレクション、地域資料などの特色ある史資料を系統的に収集してきた既存の組織を統合したものであり、大学附属図書館の付設組織としては、国内唯一の存在である。

さらに、平成23年には、附属図書館に付設教材開発センターを設置した。このセンターでは、インストラクショナルデザインに基づいた教材、教育方法を開発・適用し、自律的な学習能力と実践力を育成する教育技術の普及と促進を行うこと、また、携帯端末やデジタル放送等の新技術に対応する教材コンテンツの開発を通じて、学習意欲を高めるコンテンツの作成技法や作成効率を高める作成ツールを提供することを目的としている。

本学の大学文書館は、全国に先んじて平成4年に大学史料室として設置され、平成17年に大学文書館に改称された。開学100周年を迎えた九州大学の史料を保存、管理するほか、公共性の高い学内の文書を保存し、運営にかかる問題解決のための資料を提供している。なお、本学大学文書館は、公文書管理法に基づき、国立公文書館に類する機能を有する施設として、内閣総理大臣の指定を受けている。

これら大学附属図書館、付設記録資料館、付設教材開発センター、大学文書館は、情報の管理・提供、知の創造・継承活動を支える「場」として重要な役割を果たしている。本専攻には上記の各組織に携わる教員も在籍していることから、それぞれの「場」における現実の課題を把握することや、共同研究などを通してライブラリーサイエンス専攻における研究成果を実践的な場で評価することが可能である。

(2) 教育研究上の理念と目的、養成する人材像及び進路(資料2-a、資料2-b)

本専攻では、ユーザーにとって真に意義ある情報の管理・提供を実現することを教育研究上の理念とする。

修士課程は、上記理念のもと、ユーザーの視点に立って、情報の管理・提供の場で実践的に活躍する人材(サブジェクトライブラリアン、アーキビストやレコードマネージャー、情報を管理・提供する機関や部門の管理責任者及び情報システムの開発者など)を養成することを教育研究上の目的としている。図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学を中心とする授業科目で、情報の管理・提供に関連する知識を身に付けさせ、PTL(Project Team Learning)、インターンシップ及び修士論文研究を通して、現状における課題を把握し、状況を改善するための考え方を身に付けさせている。さらに、「ライブラリーサイエンス」の研究者を目指す学生の基盤的な知識及び能力を身に付けさせることも、修士課程における教育研究上の目的の一つである。

博士後期課程は、修士課程で身に付けた基盤的な知識及び能力を前提として、(1)の2)で示したような情報の管理・提供に関する課題を解決し、ライブラリーサイエンスを深化・発展させる人材を養成することを教育研究上の目的とする。なお、本専攻修士課程修了者以外の博士後期課程入学者の場合は、必要に応じて修士課程の授業科目を履修するよう指導する。

上記のような人材を養成するためには、以下のような能力を身に付けさせる必要がある。

- ① 図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学のいずれかに軸足を置くものの、他の2分野の知見や研究成果を利用して、課題を解決する能力(いわゆるT字型の研究能力)
- ② ユーザーの視点に立って、どのような情報の管理・提供が意義あるかを考察する能力
- ③ 情報の管理・提供の課題を把握し、従来の枠組みにとらわれることなく、情報の管理・提供のより良い枠組みを探究する能力

たとえば、(1)の2)の(a)の前半で挙げた「電子媒体で蓄積される膨大な記録情報に対して、ユーザーが求める情報を迅速かつ容易に入手できるような新たな管理・提供法の構築」という課題に対しては、解決の糸口として、記録情報の管理に、図書館資料に対する組織化や情報科学の技術による自動組織化を導入することが考えられる。このため、記録管理学・アーカイブズ学で培われてきた「整理」だけでなく、図書館情報学における内容に基づく「分類」や情報科学における計算機処理による「自動組織化」も関連する要素として把握しておく必要がある(つまり①の能力が必要)。また、その記録情報を生成した組織(一方のユーザー)にとって、どのようなメタデータが付与されていれば、経営戦略や政策などの決定の際の参考になる情報や説明責任を果たすための情報を取り出せるか、国民・市民(もう一方のユーザー)にとって、どのようなメタデータが付与されていれば、

行政機関をチェックするための情報を入手できるか等を検討する必要がある（つまり②の能力が必要）。さらに、「整理」「分類」を情報専門職の者だけが行うのではなく、born digital であることを生かし、文書生成管理システムを用いて、記録情報の作成者自身がメタデータを付与（あるいはその範囲を拡大）することも検討する価値がある。このように、従来の枠組みにとらわれることなく、情報へのアクセス性を高める新たな枠組みを探究できなければならない（つまり③の能力が必要）。

また、同じく（1）の2）の（a）の後半で挙げたもう一つの課題「電子媒体で流通する膨大な学術情報に対して、ユーザーが求める情報を迅速かつ容易に入手できるような新たな管理・提供法の構築」に対しては、その解決策の一つとして、キーワードで検索して得た論文集合を自動的に組織化し、鳥瞰図的情報を利用者に提示することが考えられる。それには、自動組織化に関する技術的な検討は勿論必要であるが、それだけではなく、ユーザーにとって検索支援につながる有効な情報とは何かを、ユーザーの情報利用の観点から考察することも必要である。さらに、契約外の電子ジャーナルの論文に対して、検索の便として、論文のフルテキストの内容をどこまで、そしてどのような形態で利用することを許すかという出版社や学術情報検索サービスなどの側から見た学術情報流通上の問題も検討する必要がある。このように、自動組織化に関する情報科学の知見や研究成果と、ユーザーの情報利用や学術情報流通上の課題といった図書館情報学の知見を利用する能力（つまり①の能力）が必要であり、また、ユーザーの視点に立った考察を行う能力（つまり②の能力）が必要である。そしてそもそも、このような新たな組織化を考えるためには、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想（つまり③の能力）が必要であることは言うまでもない。

上記①、②、③の能力を備えた人材には、次のような進路が考えられる。

- 大学等の教育・研究機関
情報の管理・提供の場における様々な課題を解決し、ライブラリーサイエンスを深化・発展させるとともに、次の世代の人材養成を行う大学等の教員である。ライブラリーサイエンス及びこれに関連する分野（図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学）での活躍が期待できる。
- 情報の管理・提供組織
図書館や公文書館、企業の記録管理部門といった情報の管理・提供の現場で、情報流通、ユーザーのニーズ、情報通信技術、情報法制の変化に即した情報の管理・提供の新しいモデルを提案し、組織を牽引する人材である。具体例としては、
 - 大学図書館の新たなプロジェクトのリーダーとして活躍するライブラリアン（大学図書館職員であり研究者）
 - 記録情報の管理システム（記録情報の管理のための記録情報の取り扱いの規則や組織内の仕組み）を構築し、組織に浸透させる教育を行うレコードマネージャ

ーやアーキビスト

- ユーザーの必要とする情報へのアクセス性を高めるシステム、情報の新たな管理・提供サービスを行うシステム等に関する研究を行う企業のエンジニア・研究者

などが考えられる。

(3) 入学者及び社会における需要の予測

1) 入学者の予測 (資料3-a)

本専攻修士課程の学生22名(2年生9名、1年生13名)に対し、平成24年4月に本専攻博士後期課程への進学希望に関するアンケート調査を行った。修士2年生では、本専攻の博士後期課程への進学を希望している学生が1名、進学を検討している学生が1名、就職を希望しているが進学も検討している学生が2名いた。修士1年生では、進学を希望している学生はいなかったが、進学を検討している学生が2名、就職を希望しているが進学も検討している学生が2名いた。この他、平成24年5月現在、本専攻博士後期課程への入学を希望している研究生が、本専攻に2名在籍している。

また、九州地区大学図書館協議会の加盟館等(81館)の図書館職員に対し、平成24年5月に、本専攻博士後期課程への入学希望に関するアンケート調査を行い、71名からの回答を得た。修士課程修了(見込)以上の学歴を有する18名の回答者の内、働きながら通学できる環境(職場の許可、または九州大学附属図書館との人事交流等の利用)が整えば希望すると回答したものが6名、入学したいが検討中と回答したものが2名であった。最終学歴が大学卒業までの53名の回答者の内、働きながら通学できる環境が整えば希望すると回答したものが12名、入学したいが検討中であると回答したものが7名であった(最終学歴が大学卒業までの者への調査は、修士課程(本専攻修士課程を含む。)に入学し、修士の学位を取得した後、本専攻博士後期課程に入学を希望するという長期的な需要調査のために行った)。図書館職員を続けながらの修学は勤務先との調整が必要になるが、九州大学附属図書館では、博士後期課程への入学希望があれば、九州大学附属図書館以外の図書館職員の場合でも勤務しながら修学できるように、人事交流制度等を利用して積極的に支援することとしている。なお、本専攻修士課程では既に、人事交流制度等を利用して、他大学の図書館職員1名が本学附属図書館に出向して修学中である。

一方、職員を送り出す側の大規模な国立大学附属図書館12館、私立大学図書館8館に、自機関の図書館職員が本専攻博士後期課程への入学を希望した場合の対応を平成24年5月にアンケート調査で尋ねたところ、11館(国立大学附属図書館9館、私立大学図書館2館)から回答を得た。その内、許可すると回答した館が1館、人事交流制度等を利用して支援すると回答した館が2館、人事交流制度等を利用した支援を検討すると回答した館が5館であった。このように、大学図書館職員の本専攻博士後期課程への入学希望者につ

いては人事交流制度等を利用した支援が期待できる。

以上の調査結果から、本専攻の修士課程においては、進学を希望・検討している学生は修士1、2年生とも2名を見込むことができる。これに加え、研究生からの入学者も若干名見込まれる。その他、大学図書館職員を対象としたアンケート調査結果からわかるように、図書館職員からの入学希望者が毎年1、2名程度期待できる。専攻 Web ページによる広報活動の他、ライブラリーサイエンスに関連したシンポジウムや講演等の開催およびそれらの模様を撮影した動画の YouTube 上での公開といった活動が成果を上げ、開設2年目の修士課程においては入学生の全国的な広がりを見せ始めている。入学者数予測のためのアンケート調査は九州地区を対象として行ったが、今後も前述の活動を継続するとともに学会活動等を推進することにより、博士後期課程においても、入学生の全国的な広がりが期待できる。したがって、毎年3～5名の進学／編入学の希望者が期待でき、継続的に博士後期課程の定員3名を確保できると考えられる。

2) 社会における需要の予測 (資料3-b、資料3-c、資料3-d)

前述の学術情報基盤作業部会「大学図書館の整備について(審議のまとめ)」は、今後大学図書館が取り組んでいくべき課題を挙げている。それらの課題の内、たとえば、以下の課題に取り組む人材には高度に専門的な能力が必要と考えられる。

- 大学図書館以外の学内施設が所蔵する資料、機関リポジトリのデータ、また、インターネット上の学術情報などの収集、蓄積、提供への大学図書館の適切な対応
- サーチエンジン、学術論文に関するデータベースや主題等に特化した書誌データベースなどの大学図書館機能への組み入れ
- 研究者間のコミュニケーションを促進し、研究プロセスで生み出される論文になる前の学術情報を蓄積・共有するための、いわゆる e-Science やサイバー・サイエンス・インフラストラクチャ (CSI) の構築、運用
- 大学図書館を、学内における知識・情報流通の結節点と位置付ける仕組み・システムの構築
- 研究者が必要な文献に容易にアクセスできるように、必要な情報資源を関連付けたナビゲーション機能及びディスカバリー機能の強化

さらに、養成すべき人材の中に、「研究者として図書館情報学の発展を担うライブラリアン」を挙げ、「研究者として大学図書館の新たなプロジェクトを開発するために調査研究等を行うライブラリアンは、大学図書館に所属しながらも研究を行う職員であり、大学院において研究者としての知識とスキルを学び、修士もしくは博士の学位を取得する必要がある。」と述べている。

また、第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)では、「研究情報基盤は、我が国の研究開発活動を支える基盤的情報インフラであり、…(中略)…国として、研究成果の情報発信と流通体制の一層の充実に向けて、研究情報基盤の強化に向けた取組を推進する。」と述べられている。そして次のような推進方策が挙げられている。

- 国は、大学や公的研究機関における機関リポジトリの構築を推進し、論文、観測、実験データ等の教育研究成果の電子化による体系的収集、保存やオープンアクセスを促進する。また、学協会が刊行する論文誌の電子化、国立国会図書館や大学図書館が保有する人文社会科学も含めた文献、資料の電子化及びオープンアクセスを推進する。
- 国は、デジタル情報資源のネットワーク化、データの標準化、コンテンツの所在を示す基本的な情報整備、更に情報に関連付ける機能の強化を進め、領域横断的な統合検索、構造化、知識抽出の自動化を推進する。また、研究情報全体を統合して検索、抽出することが可能な「知識インフラ」としてのシステムを構築し、展開する。
- 国は、大学や公的研究機関が、電子ジャーナルの効率的、安定的な購読が可能となるよう、有効な方策を検討することを期待する。また、国はこれらの取組を支援する。

以上のことから、大学図書館及び情報の管理・提供に関する情報システムを開発する企業には、今後、本専攻博士後期課程で養成する能力を有する人材が必要になることが予想される。このように、本専攻博士後期課程での教育研究は、学術情報基盤作業部会「大学図書館の整備について（審議のまとめ）」や第4期科学技術基本計画で述べられている要請や期待に応えるものであり、国の方針に沿うものである。

一方、記録情報の管理については、平成23年の公文書管理法の施行、企業等の記録管理の重要性の認識の高まりを受け、今後、記録情報の管理を行う人材（修士課程修了者）に対する需要は格段に高まることが予想され、そのような人材を養成する大学等の教育・研究者に対する需要も高まると考えられる。さらに、情報の管理・提供に関する研究成果を現場での管理・提供に還元できれば、益々、教育・研究者に対する需要も高まると考えられる。このようにして、日本における記録情報の管理・提供の分野が成熟してくれば、記録情報の管理・提供の現場で研究を行う人材に対する需要も生じてくると考えられる。

なお、本専攻博士後期課程で養成する能力を有する人材の必要性に関して、長尾真氏（前国立国会図書館長）及び西川康男氏（Association of Records Managers and Administrators (ARMA) International 東京支部会長）より要望書が届いている。

そこで、具体的な需要を明らかにするために、情報の管理・提供に関わる組織の管理者に対し、本専攻博士後期課程の概要を示し、以下のような質問から成るアンケート調査を行った。

- 貴組織において、本専攻博士後期課程で養成する能力が必要と思うか。
- 本専攻博士後期課程修了者が貴組織への就職を希望した場合、採用するか。

アンケート調査は、平成24年5月に、26組織（大規模な国立大学附属図書館12館、私立大学図書館8館、情報システム会社2社、地方公共団体2団体、レコードマネジメント会社2社）に対して行い、16組織（国立大学附属図書館9館、私立大学図書館2館、情報システム会社1社、地方公共団体2団体、レコードマネジメント会社2社）から回答を得た。

本専攻博士後期課程で養成する能力の必要性については、16組織中15組織が必要で

あると回答した。これらの能力に関して、大学図書館からは「これまで以上に、図書館単独ではなく大学全体の教育研究目標・計画に沿った事業企画力、自館の蔵書にとどまらない情報収集・管理能力が、図書館職員に必要である。」、情報システム会社からは「図書館システムの開発においては、図書館利用者やそれをサポートする図書館職員への有用な情報提供が必要であり、既存のユーザ要求だけでなく、近い将来の情報システムの在り方を提案する必要がある。」、地方公共団体からは「これらの能力を持つリーダー的人材はぜひとも必要であり、今後一層必要性が増していくと考える。」などの意見があった。情報の管理・提供に関わる組織において、実際に本専攻博士後期課程で養成する能力を持った人材が求められていることがわかる。

本専攻博士後期課程修了者の大学図書館での採用に関する調査（回答11館）では、採用したいと回答したのは2館であり、採用を検討すると回答したのは5館であった。その他の4館は、図書館独自の採用を行っていない、人事権がないなどの回答であった。なお、大学図書館において高い専門性と研究能力を持った人材が必要とされている例として、一橋大学附属図書館が、サブジェクトライブラリアンとして専門助手（任期5年、再任可）を4名採用している例がある。応募の資格として、博士後期課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者としている。この例のように、今後、大学図書館における非常に高い専門性を持った博士号取得者の有効性が広く認められれば、大学図書館への就職も拡大すると期待できる。

本専攻博士後期課程修了者の情報システム会社での採用に関する調査（回答1社）では、採用したいという回答を得た。なお、外資系出版社においては編集などコンテンツ系の職種において博士号取得者を採用している。また、学術情報流通基盤の変化に対応した新しい流通モデルを推進する人材として博士号取得者を採用した実績もある。平成24年2月に行った外資系出版社（1社）へのインタビューでは、「新しい流通モデルを推進するには、大学図書館関係者、研究者に対して概要を説明して納得させる必要があり、今後も学術情報流通を熟知した博士号取得者がいれば雇いたい。」という意見があった。

本専攻博士後期課程修了者の地方公共団体及びレコードマネジメント会社での採用に関する調査（回答4組織）では、採用を検討すると回答したのは3組織、採用しないと回答したのは1組織であった。採用しないと回答した組織は地方公共団体であり、採用しない理由として、「財政的に厳しく公文書館を新たに設置することが困難であり、当分の間、直接専門職を必要とする状況ではない。」ということだった。ただし、「自治体の取り組みとして、歴史的に重要な公文書を廃棄することがないよう、職員によるレコードスケジュール制の採用、廃棄時の第三者の意見聴取に関する仕組みの構築などを進めているため、本専攻博士後期課程で養成する人材は有用であると考えられ、多数の人材を輩出いただきたい。また、リーダー的な人材が必要ではないか。」という意見も述べられていた。

以上の調査結果より、本専攻博士後期課程修了者の情報の管理・提供に関わる組織への就職は十分可能であると考えられる。

さらに、教育・研究機関への就職に関しては、ライブラリーサイエンスの他、関連分野である図書館情報学、アーカイブズ学、記録管理学、情報科学などの分野の教員・研究者としての就職が期待できる。

2. 専攻等の名称及び学位の名称

専攻名：大学院統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻

学位：博士（ライブラリーサイエンス） Doctor of Library Science

本専攻名、学位名の英語表記「Library Science」は、数十年前には「図書館学」と訳される学問領域を指していたが、今日では、その学問領域の対象は拡大しており、その表記は「図書館情報学 Library and Information Science」という表記へほぼ移行している。日本では Library Science は図書館学を指すものの、図書館のサービスや機能の変化により、「ライブラリー」に対するイメージは「多様な情報を管理・提供する情報センター」へと移りつつある。また、現在我が国には、記録管理学やアーカイブズ学がライブラリーサイエンスに含まれるという認識は薄いですが、海外では事情が異なる。メリーランド大学の College of Information Studies では、修了者に Master of Library Science (MLS) の学位を与えており、アーカイブズ、記録及び情報の管理に関する科目を選択した場合は、MLS の学位とともにアメリカ・アーキビスト協会 (Society for American Archivists) が推奨する要件を得ることが可能である。また、インディアナ大学の School of Library and Information Science においても、記録管理とアーカイブズに関連した科目を選択することによって、Master of Library Science の学位とともに、記録管理学とアーカイブズ学を特に専攻したことを資格証明書に記載することが可能となっている。

本専攻でいう「ライブラリーサイエンス」及びその英語表記「Library Science」も、日本における図書館情報学の範囲だけではなく、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学を中心として関連する複数の学問分野を統合した新しい概念である。これらのことから、専攻名及び修士の学位の名称をライブラリーサイエンス (Library Science) とした。したがって、博士の学位の名称もライブラリーサイエンス (Library Science) とする。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色（資料4）

自らが独立して研究を行うための研究者に求められる一般的能力及び「1. 設置の趣旨及び必要性」の（2）で挙げたライブラリーサイエンス研究に固有の3つの能力を身に付けさせ、博士論文を完成させるために、次の表に示すように、1つの講義科目と2つの演習科目でカリキュラムを構成する。

科目区分	授業科目	単位	選択区分	授業形式
特別研究(3年間)	ライブラリーサイエンス特別研究	12	必修	演習
専攻共通科目	ライブラリーサイエンス特論	1	必修	講義
	プレゼンテーション演習	1	必修	演習

入学者は、本専攻博士後期課程の教育研究の柱である図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学の3つの分野に関して、基盤的な知識と能力は身に付いており、また、ライブラリーサイエンスの研究を進めるに当たって必要となる情報法制と学習科学に関する知識もあるものと想定する。これらの知識や能力が不足する学生の場合は、後述の「5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」の(3)の1)履修指導で述べるように、修士課程で開設されている授業科目を1年次に受講するよう指導する。

「ライブラリーサイエンス特別研究」は3年間に渡る演習科目である。ライブラリーサイエンスに関する独創性の高い研究を行い、その成果を学会や会議で報告・発表し、最終的に博士論文としてまとめる。この過程で、研究計画の立案、文献調査、実験あるいはデータの収集、結果の解析及びその解釈と考察などを行うことにより、自らが独立して研究を行うための研究者に求められる一般的能力を獲得する。本特別研究では、専門性の異なる複数の指導教員（主指導教員1名、副指導教員2名、さらに必要に応じて、本専攻博士後期課程の専任教員以外の九州大学に所属する教員、または他の大学や研究所等の教員等をアドバイザー委員として加える。）の様々な観点や立場からの指導・助言を仰ぐ。これらを参考にして、自身の研究対象の分野を深く探求するとともに、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学のそれぞれの知見や研究成果を利用して課題を解決する能力、従来の枠組みにとらわれることなく情報の管理・提供のより良い枠組みを探求する能力を身に付ける。また、課題を解決するために考案する理論やモデル、手法をユーザーの視点に立って評価あるいは実際にユーザーが評価したデータを収集し解析することにより、ユーザーの視点に立って、どのような管理・提供が意義あるかを考察する能力を身に付ける。

「ライブラリーサイエンス特論」は、様々な専門性を持つ本専攻博士後期課程の専任教員がライブラリーサイエンスに関する最新の研究についてオムニバス形式により紹介し、専任教員と学生との間で討論を行う。これにより、情報の管理・提供に関する様々な研究事例を通して、図書館情報学からの課題解決に向けた考え方、記録管理学・アーカイブズ学からの課題解決に向けた考え方、情報科学からの課題解決に向けた考え方のそれぞれを、知識として身に付けることができる。これらの知識は、「ライブラリーサイエンス特別研究」における研究活動を通して、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学のそれぞれの知見や研究成果を利用して課題を解決する能力を身に付ける際の基礎を与える。本特論は、ある程度自身の研究を進め、課題解決のために何が問題でどこに困難があるか

などを把握した後に行うのが効果的であると考えられるため、2年次前期の5月を目処に行う集中講義として開設する。

「プレゼンテーション演習」は、博士後期課程の全学生及び全専任教員が定期的に（1、2年次の前・後期にそれぞれ1回、1回4時間、合計16時間）集まって行う演習科目である。本演習では、博士後期課程の学生が取り組んでいる研究内容を発表させることにより、学生のプレゼンテーション能力を養成するとともに、他の学生の発表を聴講することにより、ライブラリーサイエンス研究に関する幅広い知識を修得させる。また、主・副指導教員以外の教員も交えた討論を行うことにより、研究の深化を図る。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色（資料5）

博士後期課程には、専任教員7名を配置する。

本専攻は、ユーザーにとって真に意義ある情報の管理・提供を実現することを理念としている。情報の管理・提供に関する教育研究を行うためには、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学が重要な学問分野であり、また、両者の情報の管理・提供を技術的に支えるものとして、情報科学も重要な学問分野となる。ライブラリーサイエンスは、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学の3つの学問分野を中心として関連する複数の学問分野を統合した新たな学問分野であり、本専攻の柱となる学問分野もこれら3分野である。

修士課程では、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学、情報法制や学習科学などに関する基礎科目と専門科目及びPTL・インターンシップ科目を通して、情報の管理・提供を実践する人材に求められる知識や能力を身に付け、これらを基礎・基盤としつつ、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学の3分野について研究を行う。博士後期課程では、これら3分野について、それぞれの知識を統合しつつ、より一体的・発展的な研究を行う。このため、博士後期課程の専任教員は、図書館情報学分野を専門とする教員3名、記録管理学・アーカイブズ学分野を専門とする教員2名、情報科学分野を専門とする教員2名、合計7名で構成する。ただし、3つのグループ（コース）に分かれて教育研究を行うのではなく、「3. 教育課程の編成の考え方及び特色」で述べた各授業科目の内容、「5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」の（3）の2）で述べる教育・研究指導方法から分かるように、3分野を一体とした、分野の統合性を高めた教育・研究指導を行う。

なお、教員の年齢構成は、30代から50代までバランス良く分布しており、長期的な教育水準の維持向上及び教育研究の活性化を行うに当たって支障のない構成になっている。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 修了要件

博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、授業科目は必修科目の3科目14単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。

在学期間に関しては、本学府教授会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。対象となる優れた研究業績は「博士論文に関する査読付き論文」とする。

(2) 単位修得の要件

必修科目である、「ライブラリーサイエンス特別研究」（12単位）、「ライブラリーサイエンス特論」（1単位）、「プレゼンテーション演習」（1単位）を単位修得の要件とする。この他、下記（3）の1）に示すように、入学者の背景に応じて、本専攻修士課程で開設されている授業科目を履修するよう指導することがある。

(3) 履修・教育・研究指導

「1. 設置の趣旨及び必要性」の（2）で述べた人材を養成するためには、専門性の異なる複数の教員が、様々な観点や立場から指導・助言することが必要である。このため、1名の主指導教員と2名の副指導教員を配置し、ライブラリーサイエンスの教育・研究指導を行う。研究テーマによっては、主・副指導教員の他、本専攻博士後期課程の専任教員以外の九州大学に所属する教員、または他の大学や研究所等の教員等をアドバイザー委員として加え、研究指導を行う。ただし、アドバイザー委員は、主・副指導教員とは異なり短期集中の指導を行い、必要に応じて招集する。

1) 履修指導

博士後期課程で開設している授業科目（「ライブラリーサイエンス特別研究」「ライブラリーサイエンス特論」「プレゼンテーション演習」）はすべて必修科目であり、この3科目のみが単位修得の要件である。ただし、入学者の背景に応じて、本専攻修士課程で開設されている授業科目を1年次に履修するよう指導することがある。修士課程の科目を履修させる学生は、基本的には、本専攻修士課程以外の修了者で、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学のいずれかに関連する修士課程（あるいは修士課程のコース）の修了者及び情報の管理・提供組織で働く社会人等を想定している。履修科目の決定は、主指導教員と2名の副指導教員が当該学生と面談し、学生の背景を考慮して指導・助言す

る。基本的には以下のように履修を指導するが、研究テーマによっては他の基礎科目や専門科目の履修を勧めることもある。また、本専攻修士課程修了者の場合でも、修士課程での履修状況や研究テーマによっては、未履修の専門科目の履修を勧めることもある。

図書館情報学に関連する修士課程修了者及び図書館で働く社会人の場合は、記録管理学・アーカイブズ学に関連する専門科目「文書記録マネジメント論」「文書記録管理政策論」「文書記録活動論」「文書記録資料論」「文書記録特殊資料論」の内から必要な授業科目の履修を指導する。

記録管理学・アーカイブズ学に関連する修士課程修了者及び文書館／資料館／企業等の情報の管理・提供部門で働く社会人の場合は、図書館における情報の管理・提供に関連する専門科目「図書館マネジメント論」「図書館政策論」「レファレンスサービス論」「ライブラリー資料論」「ライブラリー特殊資料論」の内から必要な授業科目の履修を指導する。

情報学に関連する修士課程修了者の場合は、基礎科目の内「情報システム論」と「学習科学」を除く「情報マネジメント論」「情報サービス論」「情報法制論」及び専門科目のいずれかの「資料論」の内から必要な授業科目の履修を指導する。

具体的な入学者と修了後の進路及び特別研究のテーマを設定した場合の履修モデルを添付する（資料6-(1)～資料6-(4)）。なお、特別研究のテーマは、例であり、これらに限るものではない。

2) 教育・研究指導（資料7-a）

主指導教員は、学生の希望する研究テーマに基づいて、2名の副指導教員を決定し、適宜副指導教員を交え、学生の教育・研究指導に当たる。

まず、主・副指導教員は、学生と面談し、学生の背景及び研究テーマに応じて、必要があれば修士課程の授業科目の受講を指導する。入学後1ヵ月を目処に、主指導教員、副指導教員の指導・助言の下、研究の構想を具体化させ、研究計画を立案させる。その後、主・副指導教員は、定期的に学生から研究の進捗状況の報告を受け、指導・助言を行う。主指導教員は、中間目標としての学会や会議での報告や発表の計画を指導し、報告や発表に対して指導・助言を行う。これと並行して、1年次、2年次には、「プレゼンテーション演習」を通して、プレゼンテーション能力を養成するとともに、他の学生の発表により、ライブラリーサイエンス研究に関する幅広い知識を修得させ、また、主・副指導教員以外の教員や学生も交えた討論を行うことにより、自身の研究を深化させる。また、2年次前期の5月を目処に集中講義として開設される「ライブラリーサイエンス特論」を通して、ライブラリーサイエンスに関する幅広い知識と考え方を身に付けさせると同時に、現在の情報の管理・提供の課題及びその解決に至る考え方を学ばせる。さらに、研究テーマが、その成果を利用して情報の管理・提供の現場で起きている課題を解決できるものである場合、附属図書館、付設記録資料館、付設教材開発センター、大学文書館等の学内の組織及び学外の組織（現在、千葉大学アカデミック・リンク・センター及び日本レコードマネジメント株式会社から協

力の約束を得ている。)との共同研究に学生を参画させ、現場での課題の解決とその評価を実施する。主指導教員は、3年次12月末までには、査読制のある学術雑誌への採録決定が得られるように学術雑誌への投稿を指導する。並行して、3年次前期を目処に学位論文の構想を計画させ、3年次末までに学位が取得できるように、学位論文執筆の指導を行う。3年次1月以降は公聴会等の準備を指導する。

情報の管理・提供に関する課題には、図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学の内、複数の分野の知見や研究成果を利用して初めて解決されるものも多い。副指導教員は、自身が専門とする分野についての指導・助言を行い、主指導教員を補佐する。特に、それぞれの副指導教員は、主指導教員及び他の副指導教員とは異なる観点や立場からの指導・助言を行う。このように、異なる専門性を有する3名の指導教員が、様々な観点や立場から指導・助言するという分野の統合性を高めた教育・研究指導を行うことで、学生に、「1. 設置の趣旨及び必要性」の(2)で述べた、「①複数の分野の知見や研究成果を利用して問題を解決する能力」、「③従来の枠組みにとらわれることなく、情報の管理・提供のより良い枠組みを探求する能力」を身に付けさせる。また、それぞれの立場から、ユーザーの視点に立った評価を行うよう指導することで、「②ユーザーの視点に立って、どのような情報の管理・提供が意義あるかを考察する能力」を養う。

本専攻は平成23年8月にアジア太平洋iスクールコンソーシアム(CiSAP: Consortium of iShools Asia Pacific)に加盟した。CiSAPには、現在、我が国の他、オーストラリア、シンガポール、タイ、中国などの11か国、23学部・学科が所属している。我が国からは本専攻と筑波大学(情報学群、大学院図書館情報メディア研究科)のみが加盟している。また、現在、本学附属図書館は米国イリノイ大学の図書館との部局間交流協定の話を進めている。国際競争力強化のため、このような連携を利用した博士後期課程学生に対する1ヵ月程度の海外の情報の管理・提供組織での研修を検討している。

3) 具体例(資料7-b)

以下に、具体的な入学者及びその研究テーマ例を想定し、履修指導、教育・研究指導を具体的に説明する(資料6-(4)に対応)。

対象とする入学者の属性: 本専攻以外の修士課程修了者(情報科学系)

研究テーマ: 「学術情報検索支援のための学術論文の組織化に関する研究」

キーワードで検索して得た論文集合を自動的に組織化し、鳥瞰図的情報をユーザーに提示する手法に関する研究である。まず、ユーザーにとって検索支援につながる有効な情報とは何かを、ユーザーの情報利用の観点から考察する。次に、この結果を基に、クラスタリング、複数文書の自動要約、重要概念抽出などにより、検索支援に有効な組織化を行う手法を開発する。多くの場合、アブストラクトまでは学術論文検索サイトで入手することはでき、サイトによってはAPI(Application Program Interface)を介してプログラムにより書誌情報やアブストラクトをダウンロードすることもでき

る。大規模実験としては、プログラムにより自動的にダウンロードしたあるキーワードに該当する学術論文の書誌情報とアブストラクトを対象として組織化を行い、組織化の精度で評価を行う。また、契約内の電子ジャーナルの論文のフルテキストを手作業でダウンロードし、Introduction 部分や Conclusion 部分などを組織化の対象とした場合、論文のフルテキストを組織化の対象とした場合の小規模実験も行う。アブストラクトだけではなく、フルテキストあるいはその一部までを組織化の対象とした場合の方が、ユーザーにとって有用な情報を提供できるのであれば、

- 論文検索サイトにおける、組織化された情報の提供あるいは論文全体を復元できないことを保証する形態での組織化に必要な情報の提供
- 契約外の論文に対する論文検索サイトでの上記のようなサービスに関する出版社の許可

などの学術情報流通の変化が期待できる。論文のオープンアクセスに向けた動きも含む学術情報流通の現状を踏まえ、この点を考察する。

履修指導、教育・研究指導

情報科学（自然言語処理、機械学習）の手法を用いた情報の組織化・抽出に詳しい専任教員が主指導教員となり、図書館情報学が取り扱う情報の管理（組織化）に詳しい専任教員（副指導教員 A）及び図書館情報学が取り扱う情報の提供と利用に詳しい専任教員（副指導教員 B）が副指導教員となる。

修士課程で開設されている「情報マネジメント論」「情報サービス論」「情報法制論」「ライブラリー資料論」「文書記録資料論」「自然言語解析」を履修するよう指導する。

入学後 1 ヶ月を目処に、主指導教員、副指導教員の指導・助言の下、研究の構想を具体化させ、研究計画を立案させる。想定される研究計画は、以下の通りである。

- (a-1) 1 年次 5 月～6 月：ユーザーの情報利用の観点からの学術情報検索支援に有効な組織化に関連する文献の調査
- (a-2) 1 年次 7 月～9 月：上記を基に、学術情報検索支援に有効かつ自動化が可能な組織化を考察し、具体的な組織化のアルゴリズムの設計、予備的な実験を行い、結果を図書館情報学関連の査読付国際会議に投稿
- (b-1) 1 年次 10 月～12 月：予備実験結果を踏まえ、必要があれば、組織化手法の改良を図り、並行して、関連研究の文献調査
- (b-2) 1 年次 1 月～2 年次 6 月：大規模評価実験（評価基準は組織化の精度）
- (b-3) 2 年次 7 月～8 月：上記実験結果の評価・考察をし、これらをまとめ、自然言語処理、情報検索あるいは図書館情報学関連の査読付学術雑誌に投稿
- (c-1) 2 年次 9 月～12 月：アブストラクトのみを対象とする組織化、Introduction 及び Conclusion も対象とする組織化、論文のフルテキスト

を対象とする組織化の有効性の比較実験（小規模実験、被験者による学術情報検索支援のための組織化としての有効性で評価）

(c-2) 2年次1月～3月：上記実験結果と学術情報流通に関する文献調査に基づき、本支援システムの学術情報流通に与える影響を考察し、図書館情報学関連の査読付国際会議に投稿

(d-1) 3年次4月：学位論文の構想立案

(d-2) 3年次5月～8月：学位論文執筆（文献調査も含む）

(d-3) 3年次9月：学位論文提出

(a)では、主指導教員と副指導教員 A が協力して指導・助言を行う。主指導教員は主に技術的な観点から、副指導教員 A は主に組織化に関してユーザーの情報利用の観点から、指導・助言を行う。

(b)では、主指導教員が技術的な観点からの指導・助言を行う。

(c-1)では、主指導教員と副指導教員 A が協力して指導・助言を行う。主指導教員は主に技術的な観点から、副指導教員 A は主に利用者の学術情報検索支援としての有効性の評価の観点から、指導・助言を行う。

(c-2)では、主指導教員と副指導教員 B が協力して指導・助言を行う。主指導教員は主に技術的な観点から、副指導教員 B は主に学術情報流通の観点から、指導・助言を行う。

(d)では、主指導教員が学位論文の構成や執筆に関して指導・助言を行い、必要に応じて、副指導教員も指導・助言を行う。

全期間に渡り、1ヵ月に1度程度の進捗状況の報告を、主・副指導教員全員を交えて行う。なお、研究を進める過程でデータマイニング等の技術が必要になった場合は、本学大学院システム情報科学研究院の教員がアドバイザー委員として指導に参加する。

4) 社会人学生への支援体制

本専攻博士後期課程にはフルタイムで勤務する社会人学生の入学が想定される。このため、以下のような支援を行う。

- ① フルタイムで勤務する社会人学生に対しては、長期履修制度を活用し、5年間の履修により課程の修了を可能とする。（資料7-c）
- ② 「ライブラリーサイエンス特別研究」における研究指導では、電子メールやインターネット上のテレビ会議システム（たとえば Skype など）を活用し、フルタイムで勤務する社会人学生でも十分な研究指導が受けられるように工夫する。また、対面での研究指導が必要な場合も休日での実施も含め可能な限り柔軟に対処する。

(4) 学位審査

学位審査は、学府教授会が定める論文調査委員（以下「調査委員」という）により、論文の調査及び最終試験により行われる。調査委員は3名以上（1名の主査と2名以上の副査）とする。なお、審査の公平性を担保するため、論文調査委員会に1名以上の外部教員（本専攻博士後期課程の専任教員以外の九州大学に所属する教員、または他の大学や研究所等の教員等）を委員として加える。論文の調査及び最終試験は、公聴会により行われ、最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について口頭又は筆答により行われる。なお、課程博士の学位を請求しようとする者は、論文調査委員による論文の調査及び最終試験に先立ち、あらかじめ所属する専攻の予備調査会の審査を受けなければならない。また、博士論文は、国立国会図書館及び本学図書館等で公開される。さらに、学位論文要旨は電子版として Web 上で公開される。

6. 学生定員（入学定員、収容定員）

入学定員 3名（収容定員 9名）

「1. 設置の趣旨及び必要性」の（3）の1）で述べた入学者の予測により、毎年の入学希望者が3～5名程度見込めること、専任教員によるきめ細やかな修学指導及び充実した教育研究実施環境を保障することなどから総合的に判断し、入学定員は3名に設定した。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 施設の整備

本学府は、伊都地区に本部を、箱崎地区に支部を置いているが、九州大学の施設整備計画により箱崎地区支部が伊都地区へ移転するまでの間、本専攻は箱崎地区に開設し、以下のとおり、旧工学部5号館を使用する。

使用施設	設置場所
講義室 2室 (169 m ²)	旧工学部5号館4階・5階
演習室 1室 (24 m ²)	旧工学部5号館4階
教員研究室 7室 (185 m ²)	旧工学部5号館4階等
教員控室 1室 (24 m ²)	旧工学部5号館4階
非常勤講師室 1室 (21 m ²)	旧工学部5号館4階
院生研究室 2室 (126 m ²)	旧工学部5号館4階
専攻事務室 1室 (58 m ²)	旧工学部5号館4階
会議室 1室 (34 m ²)	旧工学部5号館4階
計 16室 (641 m ²)	

(2) 設備の整備

授業では、講義室及び演習室を使用する。講義室及び演習室には、机・椅子のほか、プロジェクタ、スクリーンを設置する。

いつでも学習に専念できるよう、院生研究室には各人専用の棚付きのデスクと椅子、収納ワゴン等の什器類を設置する（資料8）。

また、個人の持込みパソコンを容易かつ安全にネットワークに接続して学習できるよう、講義室、演習室及び院生研究室には無線 LAN を整備する。

8. 既存学部（修士課程）との関係（資料9）

本学では、教員は研究院に所属し、教育研究の目的に応じて学部又は大学院の壁を越えて教員の配置を可能にする仕組み「学府・研究院制度」を導入している。本専攻は、ユーザーの視点に立った真に意義ある情報の管理と提供の実現を理念とし、様々な学問分野を統合し構成されている。本専攻の基礎となる学部はないが、様々な研究院等に所属する教員が修士課程の教育研究に関わっており、修士課程では文学、歴史学、工学、経済学等、広範な学部からの進学者を受け入れている。

博士後期課程で受け入れる学生は、本専攻の修士課程修了者だけでなく、本学の他学府又は他大学の大学院修士課程で図書館情報学、記録管理学、アーカイブズ学、情報科学に関連する分野を学んだ者も想定している。また、図書館、文書館、資料館、企業の文書管理部門、情報分析部門など実際の情報の管理と提供の場で働く社会人の受入れも想定している。

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッションポリシー

次のような資質と問題意識を持つ人材を対象として、入学者選抜を行う。

1. 専攻の専門に関わる諸問題を学際的に解決し、社会に成果を還元したいという意欲を有していること。
2. 社会において、先導的役割を果たし、求められる責任を果たす意欲を有していること。
3. 基本的なコミュニケーション能力、幅広い教養を有し、専攻の専門に係る研究を推し進めていくに十分な基礎的な専門知識、思考力、柔軟な発想力を有していること。
4. 社会人に当たっては、職場での経験、問題意識を大学において理論的に深化、体系化させたいという意欲を有していること。

(2) 選抜方法

入学者の選抜は、本学の入学資格を有する者を対象に、問題意識、学習意欲、専門知識、思考力、将来計画等を総合的に評価して行う。本専攻博士後期課程には、様々な背景や専門性を持つ者の応募が予期されるため、分野間の公平性・透明性を担保する観点から、選抜は、多様な専門分野に対応できる出願書類による審査と複数教員による口頭試問を組み合わせ実施する。出願書類は、本専攻の志望理由、過去の業績・実績（修士論文、その他の学術論文及びそれらの要旨を含む。）、入学後の研究計画、修了後の進路計画から成る。出願書類審査と口頭試問は全入学希望者（本専攻修士課程からの進学希望者を含む。）に共通して実施する。入学資格については以下のとおりである。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院通則第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

10. 管理運営

- (1) 九州大学教授会通則に基づき、学府長等の選考等、学府の授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事並びに学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事等、学府の管理運営に係る重要な事項については、学府の教育研究を担当する専任の教授、准教授及び講師で構成する学府教授会（原則毎月1回開催）において審議を行う。
- (2) 専攻の管理運営に関する重要事項については、専攻の教育研究を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教で構成する専攻運営会議（原則月1回開催）において審議

を行う。

1 1. 自己点検・評価

(1) 九州大学における取組み

本学では、国立大学法人評価への対応を、本学の大学運営等に係る自己点検・評価と位置づけ、大学評価専門委員会を中心に組織的な取組みを行っている。毎年度の年度計画の実施状況を学内で自己点検・評価し、その結果を踏まえた次年度計画の策定を行っている。

学内での点検・評価の結果は、本学の中期目標達成に向けた運営等の改善に活用するとともに、国立大学法人評価委員会による評価結果についても、毎年度、学内の関係委員会において分析を行い、課題や改善点を整理した上で学内に対応を促すなど、評価を適切に改善につなげる取組みを推進している。

なお、本学は、大学での本格的な自己点検・評価体制の整備及び確立の一環として、主に自己点検・評価等に必要な基礎データの管理システムの設計・運用とともに、評価情報の調査・分析・研究を主要な任務とした「評価情報開発室」を平成13年7月に設置した。

さらに、本学は、全教員を対象に教員業績評価を実施している。教員業績評価では「①教員自身の教育研究活動の把握と改善向上」及び「②部局の将来構想における諸施策への活用」を目的として、全学での基本的枠組みを設定し、部局の特性に配慮した実施体制や実施方法を定め、部局ごとに実施している。

平成16年4月の法人化に伴い、一層の機能の強化・拡充を目指して、評価情報開発室を「大学評価情報室」として再編成し、本学における点検・評価活動への支援及び学内外への情報の提供等を行っている。当室では、本学における教育研究活動等の状況について教員自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するための取組みの一つとして「大学評価情報システム」の運用を開始した。本システムを用いて、本学の全教員約2千数百名が自らの教育研究等の活動(全44項目)を入力し、それらの情報を本学 Web ページ上で「九州大学研究者情報」として公開しており、月間10万件を超える国内外からのアクセスを維持している。

(2) 統合新領域学府における取組み

本学府の自己点検・評価については、本学府に設置された自己点検・評価委員会において実施する。また、自己点検・評価委員会の点検・評価結果については、本学府に設置された外部評価委員会において、外部者による点検を行う。

1. 委員の構成

自己点検・評価委員会の委員は、本学府の専任教員をもって構成する。外部評価委員会の委員は、他大学の教員、外部有識者をもって構成する。

2. 実施方法

自己点検・評価に関し、資料の収集・整理及び点検、評価を自己点検・評価委員

会が実施し、その結果については外部評価委員会の検証を受ける。これらの検証を踏まえ、改善方法の策定を行い、取組みを行う。自己点検・評価の実施状況、実施内容はホームページやパンフレット等により公表する。

3. 点検・評価の活用

自己点検・評価結果、外部評価結果を本専攻の研究と運営に反映させる。

4. 自己点検・評価項目

本学府の点検・評価項目は、①入学者の選抜、②教育内容、③教育の達成状況、④研究内容、⑤管理運営状況である。

1 2. 情報の公表

本専攻の情報については、本学府のホームページやプレス発表、九州大学の各種パンフレットを通じて積極的に公表する。公表内容は次のとおりである。

- (1) 専攻の概要（理念・目的）
- (2) 入試関連情報
- (3) 授業方法、授業内容情報
- (4) 教員組織、各教員情報
- (5) 修了者の進路情報
- (6) 自己点検・評価情報
- (7) 管理・運営体制情報
- (8) その他

また、学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる教育研究活動等の状況について、本学のホームページで公表している。【ホームページ>教育>教育情報】

(<http://www.kyushu-u.ac.jp/education/information/php>) (資料10)

1 3. 教員の資質の維持向上の方策

(1) 九州大学における取組み

九州大学では、教員の資質の維持向上策に関する取組みを教務委員会及び教育改革企画支援室が共同で行っている。講師には、学内教員にとどまらず、学外からの講師も招聘して行っている。主な内容は以下のとおりである。

- 平成20年4月4日：新任教員の研修
- 平成20年9月9日：学生の修学情報の管理・活用を通じた教育実践
- 平成21年1月20日：教育GPを通じた教育改革
- 平成21年4月3日：新任教員の研修

- 平成21年9月8日：体験活動を通じた学習成果の達成について
- 平成22年1月26日：学習成果達成のための教育プログラムの開発
- 平成22年4月2日：新任教員の研修
- 平成22年9月10日：学生の自殺予防とメンタルヘルス対応
- 平成22年9月28日：学生の「学力」と「学ぶ力」はどのように変わったか～今日の初年次学生の学習特性について～
- 平成23年4月4日：新任教員の研修
- 平成23年6月30日：教育の質向上支援プログラム成果発表会
- 平成24年3月1日：心の危機の予防と連携～われわれ教職員にできること
- 平成24年4月5日：新任教員の研修
- 平成24年5月28日：教育の質向上支援プログラム成果発表会

その他、教育改革企画支援室及び高等教育開発推進センターが共同で、昨今の高等教育政策の動向をテーマに教育改革研究会を年5回開催した。また、健康科学センターが学生の心身の問題に関するテーマで、情報基盤研究開発センターが、情報通信技術の教育への活用に関するテーマでセミナー・講演会を行っている。

平成22年4月から本学事務局各課及び附属図書館等が協力し、本学の理念・方針、運営組織、教育研究体制、サービス・倫理規程、施設整備利用、各種事務手続等について簡潔にまとめた「教員ハンドブック」をFDの一環として作成し、大学の運営方針等の共有、法令遵守の徹底及び教育研究に専念できる環境の醸成を目指している。

(2) 統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻における取組み

本専攻では、以下のように各教員の資質向上を図るとともに、授業内容の評価を行い改善に結び付ける。

1. 教務委員会等による教育改善

本学における全学的な組織である「教務委員会」を活用し、学生の授業評価及び外部評価を踏まえながら授業内容、教材の開発と教育スキルの向上を図る。また、本専攻においては、教育の質の向上を図るため、専攻運営会議で諸課題への対応策を協議するとともに、教員と学生との合同懇談会（ラウンドテーブル）を開催し、学生の意見や要望等を教育研究活動に反映していく体制を構築している。

2. 産業界及び社会情勢の実情把握とFD

定期的なアンケート、面談を通じて産業界及び社会情勢の変化を適切に把握し、学際的に取り組むべき課題について検討し、授業内容の見直しを図る。

3. 教員の業績評価

本学では、各教員が自己評価を通じて教育研究活動の現状を自ら把握し、改善向上の手掛かりにすることなどを目的として、定期的な業績評価を行っている。具体的には、各教員が「教育」「研究」「国際交流」「社会連携」「管理運営」の5分野の活動状況を自己評価し、その結果について、部局長等が3年ごとに評価を行

うものである。

1 4. 設置時期

平成25年4月1日

資 料 目 次

【資料 1】

- 資料 1 設置の背景
- 資料 1-a 情報の管理・提供の意義とライブラリーサイエンス
- 資料 1-b 情報の管理・提供に関する課題（例）

【資料 2】

- 資料 2-a 教育研究上の理念と目的、養成する人材像及び進路
- 資料 2-b 修士課程との比較（身に付ける能力、人材像等）

【資料 3】

- 資料 3-a 入学者の予測
- 資料 3-b 社会における需要の予測（1）
- 資料 3-c 設置に関する要望書
- 資料 3-d 社会における需要の予測（2）

【資料 4】

- 資料 4 教育課程の編成の考え方及び特色

【資料 5】

- 資料 5 教員組織の編成の考え方及び特色

【資料 6】

- 資料 6-(1) 履修モデル 1：本専攻修士課程修了者→図書館職員／大学等教員
- 資料 6-(2) 履修モデル 2：図書館職員→図書館職員
- 資料 6-(3) 履修モデル 3：人文系修士課程修了者→レコード・マネージャー/アーキビスト
- 資料 6-(4) 履修モデル 4：情報科学系修士課程修了者→エンジニア／大学等教員

【資料 7】

- 資料 7-a 修了までのスケジュール（一般的方針）
- 資料 7-b 修了までのスケジュール（具体例）
- 資料 7-c 修了までのスケジュール（長期履修の場合の一般的方針）

【資料 8】

- 資料 8 院生研究室の見取り図

【資料 9】

- 資料 9 教育研究の柱となる分野と既存組織との関連

【資料 10】

- 資料 10 教育研究活動等の状況に関する情報の公表内容

平成21年度開設

1) 情報の管理・提供の意義とライブラリーサイエンス

- **知の創造・継承活動** : 情報の利用 ⇒ 新たな知(情報)の**創造** ⇒ 情報の**継承**
⇒ 文化の進歩
- ユーザーの視点に立った情報の管理・提供を行うことで、ユーザーの知の創造・継承活動を支える「**場**」(=「**ライブラリー**」)の重要性
- **ライブラリーサイエンス** : ライブラリーを科学する新たな学問分野

2) 情報の管理・提供に関する課題

- ICT環境の発展
- 法令や流通の変化
- 国際化の進展

- 電子媒体で蓄積・流通する膨大な情報の管理・提供
- Web上の情報の信憑性
- 様々な性質を持つ情報の一元管理
-

3) 本専攻博士後期課程設置の必要性

- ① 情報の管理・提供に関する課題を解決する研究者の養成
図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学の知見を統合
- ② 我が国は、情報の管理・提供に関する研究者養成機関が海外に比べ少ない
- ③ 本専攻博士後期課程の独創性: **上記3分野を統合的に教育研究**

4) 本学に開設する意義

- ① 本学独自の**学府・研究院制度**を活用した**統合新領域学府**に平成23年4月ライブラリーサイエンス専攻(修士課程)を設置
- ② 大学附属図書館、付設記録資料館、付設教材開発センター、大学文書館の先進性と、それらの、人材養成、学問領域の開拓の場としての活用

大学院 統合新領域学府

学府のコンセプト

出口(ユーザーの視点)から科学を再構築する。



オートモーティブサイエンス専攻



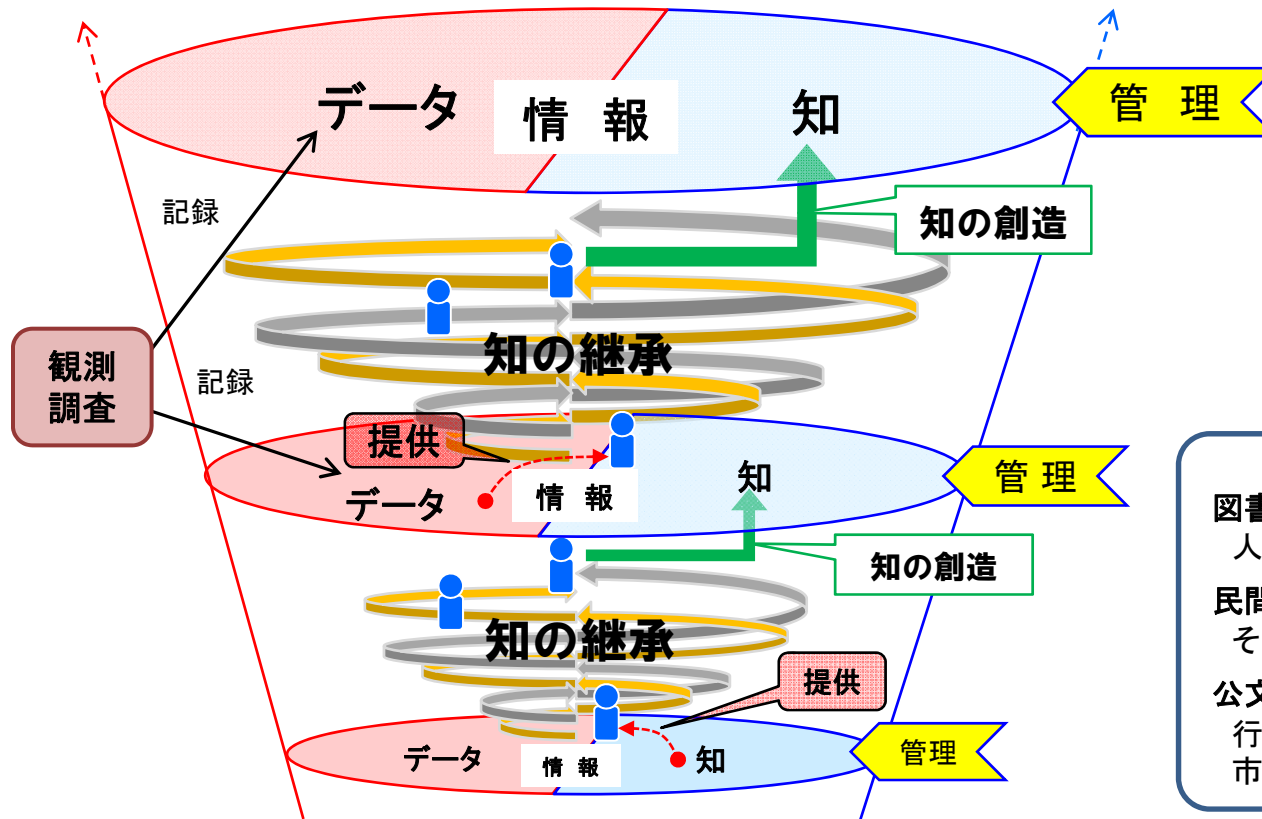
ユーザー感性学専攻



ライブラリーサイエンス専攻

● 修士課程(23年4月)

● 博士後期課程(25年4月)



ライブラリーの例

図書館:

人々の知的活動を支えている

民間企業における記録管理の「場」:

その組織の活動そのものを支えている

公文書の管理の「場」:

行政機関における意思決定を支え、国民・市民の知る権利を保障している

■ライブラリー

ユーザーの視点に立った、情報の管理と提供を行うことで、ユーザーの知の創造・継承活動を支える「場」(管理・提供される情報及び知的活動を支える機能を含む)

※現在、「Library」は図書館に限定されて使用される言葉ではない

■ライブラリーサイエンス

ライブラリーを科学する新しい学問分野

(柱: 図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学)

これまでの情報の取り扱い

- **図書館資料** ← 図書館情報学
不特定多数の者が利用する複製物
内容に基づく体系化(分類)
- **記録情報** ← 記録管理学・アーカイブズ学
人間活動の一次的産物としての生の記録
生成された文脈に基づく体系化(整理)

(a) 電子媒体で蓄積・流通する膨大な情報の管理・提供

- 電子媒体で蓄積される膨大な記録情報の新たな管理・提供法
 - ← 記録管理学・アーカイブズ学^他、図書館情報学、情報科学の知見や研究成果の利用
- 電子媒体で流通する膨大な学術情報の新たな管理・提供法
 - ← 検索支援に有効な情報をどのようにして抽出するかという情報科学上の技術的検討、その実現可能性に関する学術情報流通上の問題の検討

(b) Web上の情報の信憑性

ユーザーが信憑性を判断するための情報提供

- ← 図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学における情報の評価・選別に関する知見、信憑性判断に利用する情報をWeb上から自動抽出するための情報科学上の技術的検討

(c) 様々な性質を持つ情報の一元管理（ex.「東日本大震災アーカイブ」）

収集対象：報道、雑誌・書籍、政府等の記録情報、個人が撮影した映像、電子メール、ブログ（メディアも様々：文字／映像や写真／音声）

- ← 図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学を統合した情報の管理・提供

(d) アクティブ・ラーナー育成のための学習環境の開発・整備

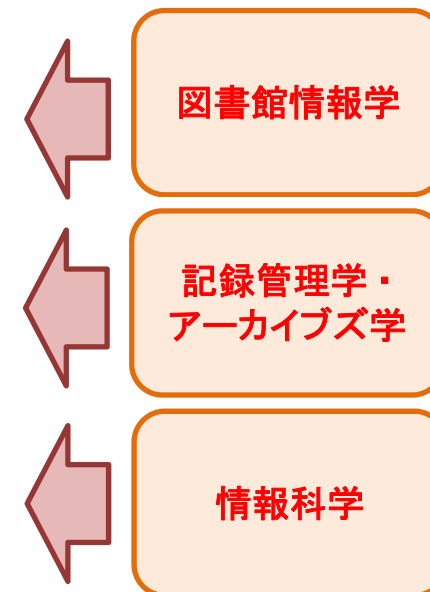
LMS や e-ポートフォリオ等と統合した学術情報の効果的ナビゲーション機能

- ← 図書館情報学、情報科学（教育工学、情報メディア）の知見や研究成果の利用

(e) 記録管理・公文書管理の人材の養成と地方における公文書管理のあり方

適切に記録情報の管理・提供を行う人材の養成が急務

地方公共団体ごとの事情を考慮した文書の適正な管理システムの構築



【理念】 ユーザーにとって真に意義ある情報の管理・提供の実現

【教育研究上の目的】

- 修士課程 : 情報の管理・提供の場で実践的に活躍する人材の養成
- 博士後期課程 : 情報の管理・提供に関する課題を解決し、ライブラリーサイエンスを深化・発展させる人材(研究者)の養成

身に付ける能力

- ① **T字型の研究能力**
図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学のいずれかに軸足をおくものの、他の2分野の知見や研究成果を利用して、課題を解決する能力
- ② **ユーザーの視点に立って、どのような情報の管理・提供が意義あるかを考察する能力**
- ③ **従来の枠組みにとらわれることなく、情報の管理・提供のより良い枠組みを探究する能力**

(例) 電子媒体で蓄積される膨大な記録情報の新たな管理・提供法

- ① ←
 - 記録管理学・アーカイブズ学での文脈に基づく体系化(整理)
 - 図書館情報学での内容に基づく体系化(分類)
 - 情報科学での計算機による自動組織化
- ② ← どのような組織化がなされていれば、ユーザーが求める情報にアクセスできるかの検討
- ③ ← born digitalであることを生かし、文書生成管理システムを用いた記録情報の作成者自身による組織化(メタデータ付与)

進路

- **大学等の教育・研究機関**
ライブラリーサイエンスを深化・発展させ、人材養成を行う大学等の教員として活躍。
(分野)
 - ライブラリーサイエンス
 - 関連分野(図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学)
- **情報の管理・提供組織**
情報の管理・提供の新たなモデルを提案し、組織を牽引するリーダーとして活躍。
(具体例)
 - 大学図書館の新たなプロジェクトのリーダー(大学図書館職員かつ研究者)
 - 記録情報の管理システムを構築し、組織に浸透させる教育を行うレコードマネージャーやアーキビスト
 - 情報システムの研究を行う企業のエンジニア・研究者

修士課程	博士後期課程
<p>入学者の属性</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の管理・提供について興味を持つ者 ある主題について学んだ経験がある者 	<p>入学者の属性</p> <ul style="list-style-type: none"> ライブラリーサイエンス専攻修士課程修了者 図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学のいずれかに関連する修士課程(あるいは修士課程のコース)の修了者 図書館、文書館、資料館や企業等における情報の管理・提供部門で働く社会人
<p>身に付ける能力</p> <p>〔レコードマネジャー、アーキビストを目指す者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り扱う資料の生成プロセスを把握し、情報を評価選別し、機能的に整理・保存する能力 情報システムを活用する能力 <p>〔サブジェクトライブラリアンを目指す者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報を評価選別し、機能的に整理・保存する能力 特定の主題領域の知識の概要と資料の背景知識を把握することによりユーザーをガイドできる能力 情報システムを活用する能力 <p>〔情報の管理・提供機関等の管理責任者を目指す者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り扱う文書や資料等の情報の特徴とそれに応じた適切な情報提供の在り方に関する知識 ユーザーのニーズを把握する能力と、それに応えるための方策、技術、情報システム、法制度に関する知識 <p>〔情報システムの開発等を行うエンジニアを目指す者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の管理・提供組織の機能と役割、取り扱う情報の概要、及び情報の管理・提供に関連する法制度に関する知識 情報検索、情報の自動組織化、データマイニング等のシステムを開発するための知識と能力 	<p>身に付ける能力</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学のいずれかに軸足を置くものの、他の2分野の知見や研究成果を利用して課題を解決する能力(いわゆるT字型の研究能力) ユーザーの視点に立って、どのような情報の管理・提供が意義あるかを考察する能力 従来 of 枠組みにとらわれることなく、情報の管理・提供のより良い枠組みを探求する能力
<p>人材像及び進路</p> <p>情報の管理・提供の場で、ユーザーの視点に立って実践的に活躍する次のような人材</p> <ul style="list-style-type: none"> レコードマネジャー／アーキビスト サブジェクトライブラリアン 情報を管理・提供する機関や部門の管理責任者 情報システムの開発等のエンジニア <p>※ 情報の管理・提供に関する研究者を目指す者は、博士後期課程へ進学</p>	<p>人材像及び進路</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の管理・提供の場における様々な課題を解決し、ライブラリーサイエンスを深化・発展させるとともに、次の世代の人材養成を行う大学等の教員 図書館や公文書館、企業の記録管理部門といった情報の管理・提供の現場で、情報流通、ユーザーのニーズ、情報技術、情報法制の変化に即した情報の管理・提供の新しいモデルを提案し、組織を牽引する人材 <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学図書館の新たなプロジェクトのリーダー(大学図書館職員かつ研究者) 記録情報の管理システムを構築し、組織に浸透させる教育を行うレコードマネジャーやアーキビスト 情報システムの研究を行う企業のエンジニア・研究者

■ 本専攻修士課程学生22名へのアンケート調査結果(平成24年4月実施)

本専攻博士後期課程へ進学を希望するか？

回 答	修士2年	修士1年
進学希望	1	0
進学を検討	1	2
就職希望だが進学も検討	2	2
就職希望	5	9
合計	9	13

※ 平成24年5月現在、本専攻博士後期課程入学希望の研究生が2名在籍

■ 九州地区大学図書館協議会加盟館等(81館)の図書館職員へのアンケート調査結果(平成24年5月実施)

本専攻博士後期課程へ入学を希望するか？

回 答	修士課程修了 (見込)以上	最終学歴が大 学卒業まで	合計
強く希望する	0	0	0
働きながら通学できる環境が整えば希望する	6	12	18
入学したいが、検討中	2	7	9
希望しない	10	34	44
合計	18	53	71

毎年3～5名の進学／編入学希望者が期待できる

学術情報基盤作業部会「大学図書館の整備について(審議のまとめ)」(平成22年12月)より

▶ 今後大学図書館が取り組んでいくべき課題

- 大学図書館以外の学内施設が所蔵する資料、機関リポジトリのデータ、また、インターネット上の学術情報などの収集、蓄積、提供への大学図書館の適切な対応。
- サーエンジン、学術論文に関するデータベースや主題等に特化した書誌データベースなどの大学図書館機能への組み入れ。
- 研究プロセスで生み出される論文になる前の学術情報を蓄積・共有するための、いわゆるe-Scienceやサイバー・サイエンス・インフラストラクチャ(CSI)の構築、運用。
- 大学図書館を、学内における知識・情報流通の結節点と位置付ける仕組み・システムの構築。
- 必要な情報資源を関連付けた学術情報のナビゲーション機能及びディスカバリー機能の強化。

➡ **図書館職員に、高度に専門的な能力が必要**

▶ 養成すべき人材の1つ:

研究者として図書館情報学の発展を担うライブラリアン

「大学図書館の新たなプロジェクトを開発するために調査研究等を行うライブラリアンは、大学図書館に所属しながらも研究を行う職員であり、大学院において研究者としての知識とスキルを学び、修士もしくは博士の学位を取得する必要がある。」

第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)より

国として、研究成果の情報発信と流通体制の一層の充実に向け、**研究情報基盤の強化**を推進

- 国は、機関リポジトリの構築を推進し、論文、観測、実験データ等の教育研究成果の電子化による体系的収集、保存やオープンアクセスを促進する。また、論文誌の電子化、図書館が保有する人文社会科学も含めた文献、資料の電子化及びオープンアクセスを推進する。
- 国は、デジタル情報資源のネットワーク化、データの標準化、コンテンツの所在を示す基本的な情報整備、更に情報を関連付ける機能の強化を進め、領域横断的な**統合検索、構造化、知識抽出の自動化**を推進する。また、研究情報全体を統合して検索、抽出することが可能な「**知識インフラ**」としてのシステムを構築し、展開する。
- 国は、大学や公的研究機関が、電子ジャーナルの効率的、安定的な購読が可能となるよう、有効な方策を検討することを期待し、これらの取組を支援する。

ライブラリーサイエンス専攻博士後期課程の教育研究は、これらの要請や期待に応えるものであり、国の方針に沿ったものである。

九州大学大学院統合新領域学府
ライブラリーサイエンス専攻
博士後期課程設置に係る要望書

1. 長尾 真 前国立国会図書館長
2. 西川 康男 ARMA International 東京支部会長

九州大学
有川節夫総長殿

平成24年5月20日

九州大学にライブラリーサイエンス専攻（博士課程）を設置することに関する要望書

前国立国会図書館長
長尾 真

貴九州大学にライブラリーサイエンス専攻（博士課程）を設置することは以下の理由により重要かつ時宜にかなったことであると認識し、その設置を強く要望いたします。

(1) ライブラリーサイエンス研究の重要性

これからの時代はあふれる情報を整理し、知識化し、誰もが簡単に利用できるような研究がますます重要になってゆく。また、総合科学技術会議の第4期科学技術基本計画にも“知識インフラ”の構築の大切さが明記されているように、社会に存在する様々な異種の情報や知識を相互関連付けて検索し利用できるような情報や知識の組織化の研究が必要である。

したがって、こういった分野について広く深く研究するライブラリーサイエンスの博士課程を設置することは喫緊の課題である。

(2) ライブラリーサイエンスの博士レベルの人材に対する社会における要求

国立国会図書館では平成23年10月に電子情報部を新しく設置し、そこに研究開発室を設け、これからの大量情報の処理、知識化に対処しようとしており、これから毎年1～2名の博士レベルの人材を採用したいとしている。国立公文書館や各地の大規模図書館、NHK アーカイブスのようなアーカイブを必要とする機関等においても博士レベルの人材を欲しがっていると考えられる。

さらにインターネットの世界から有用な情報を検索できるソフトウェア（たとえばグーグル検索システム）を開発したりビジネスにつないでゆこうとする企業がいろいろと出てきており、そういった企業はこの分野の博士レベルの人材を欲しがっている。

文部科学大臣
平野博文 殿

九州大学ライブラリーサイエンス専攻博士後期課程設置に対する要望書

平成24年5月22日
ARMA International 東京支部
会長 西川 康徳

九州大学が平成23年4月に統合新領域学府にライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置し、レコードマネジャーやアーキビストなどの専門職の養成を行なっていることは我々としても注目しているところです。そして、さらに、同専攻に、情報の管理・提供に関わる課題を解決し、ライブラリーサイエンスを深化・発展させ、かつ、次世代の人材を養成する教育研究者の養成を目的として、博士後期課程を設置する計画があることを関係者より伺いました。

我が国は、諸外国に比べ、記録情報の管理・提供に従事する専門家が極めて少なく、昨今の適正な記録管理に対する国民の意識の高まり、公文書管理法の施行を受け、記録情報の管理・提供を行なう高度専門家を養成することは喫緊の課題です。それには、まず、そのような人材を養成する教育研究者を養成する必要があります。また、文書の電子化の趨勢は急激に進んでおり、爆発的な量の記録情報が電子媒体で作成され保存されるという状況になると予想され、そのような状況における適正な記録情報の管理のあり方について、研究を進める必要があります。

このような理由から、同専攻の博士後期課程の設置は、日本国の置かれた現状に鑑み、喫緊の課題を解決する上で非常に重要であり、我々記録・情報管理の専門家の集まりである ARMA International 東京支部としても、その人材養成に大きく期待しており、その設置を強く要望致します。

情報の管理・提供に関わる16組織へのアンケート調査(平成24年5月実施)

(大学図書館11館、情報システム会社1社、地方公共団体2団体、レコードマネジメント会社2社)

本専攻博士後期課程で養成する能力がそれぞれの組織において必要とされるか？

本専攻博士後期課程で養成する人材が身に付ける能力

- ① T字型の研究能力
- ② ユーザーの視点に立って、意義ある情報の管理・提供を考察する能力
- ③ 従来の枠組みにとらわれずに、より良い枠組みを探究する能力

➡ 16組織中、15組織が必要と回答

詳細意見の例:

大学図書館:

- これまで以上に、図書館単独ではなく大学全体の教育研究目標・計画に沿った事業企画力、自館の蔵書にとどまらない情報収集・管理能力が、図書館職員に必要である。
- サービスの現場では②の能力が重要であるが、それを発揮するためには、①③の能力も必要と考える。

情報システム会社:

- 既存のユーザ要求だけでなく、近い将来の情報システムの在り方を提案する必要がある。

地方公共団体:

- これらの能力を持つリーダー的人材はぜひとも必要であり、今後一層必要性が増していくと考える。

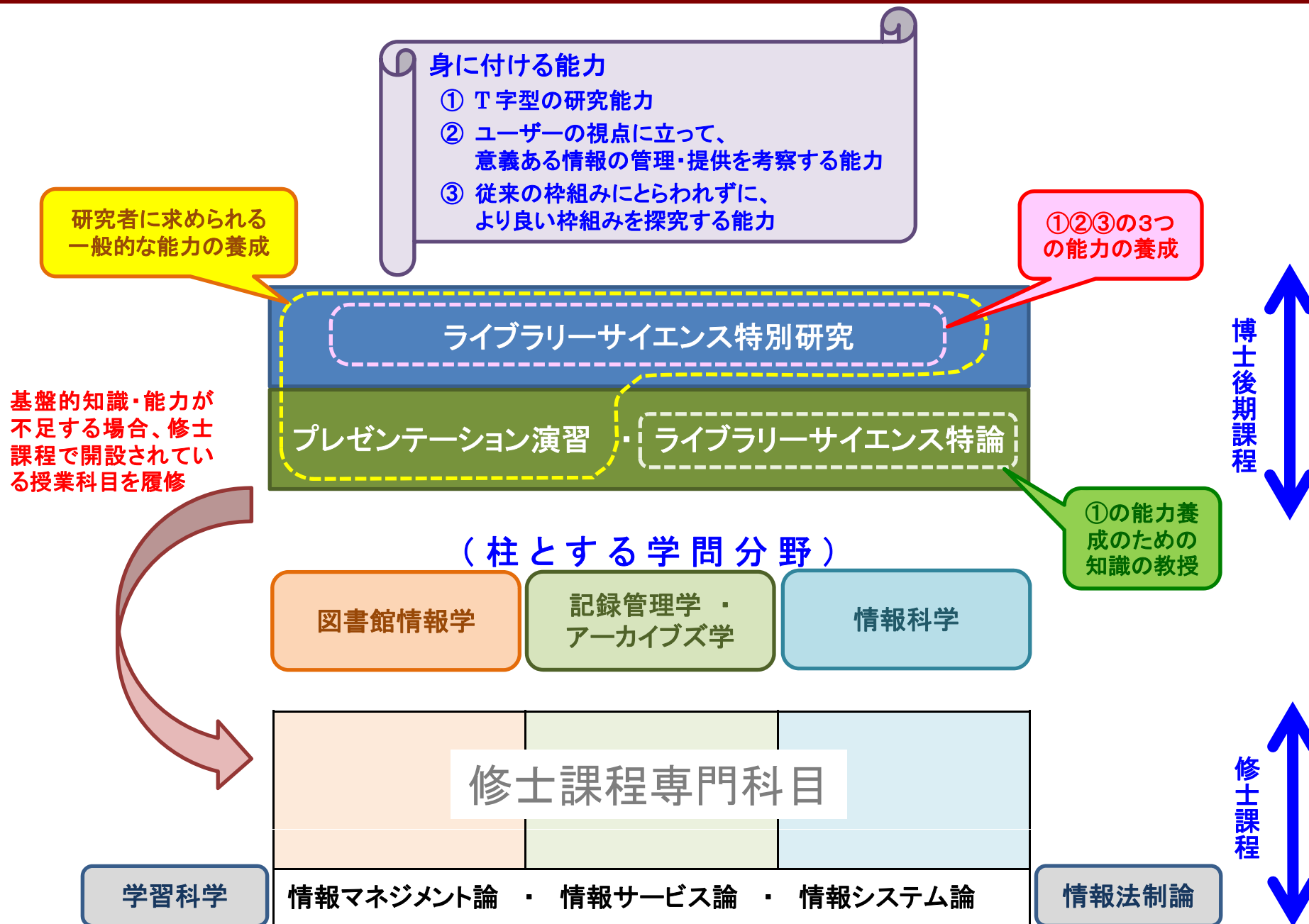
レコードマネジメント会社

- ①~③の能力はいずれも必要であるが、レコードマネジメント業務を行う上で②の能力は必要不可欠。
- 利用者側の観点から問題発見・解決できる能力が不可欠。

本専攻博士後期課程修了者が就職を希望した場合に採用するか？

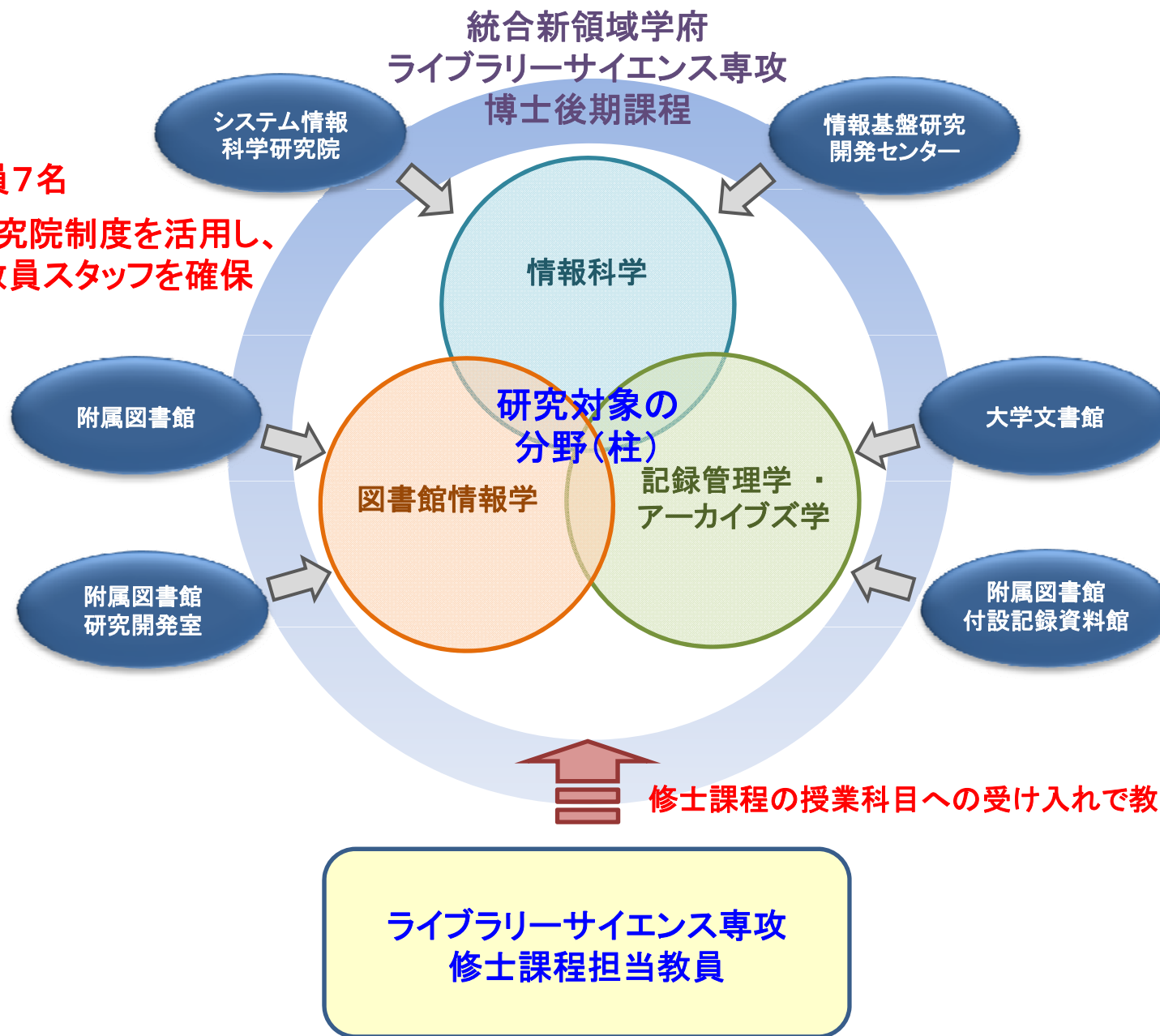
回答	組織数
採用したい	3
採用を検討する	8
採用しない	2
その他	3
合計	16

※ 「その他」には、図書館独自で採用を行っていない、採用方法・枠がない、などが含まれる。



専任教員7名

学府・研究院制度を活用し、
多様な教員スタッフを確保



入学者

本専攻修士課程 修了者

修士課程入学当初より博士課程進学を念頭に置き、情報科学系の専門科目及び、「ライブラリー資料論」「文書記録資料論」を履修した学生。

【必修科目】3科目14単位

- ・ライブラリーサイエンス特別研究(12) … 3年間通年
- ・ライブラリーサイエンス特論(1) … 2年次5月集中講義
- ・プレゼンテーション演習(1) … 1年次、2年次の8月、2月の合計4回、各4時間

【ライブラリーサイエンス特別研究のテーマ】

「グループ学習によるアクティブ・ラーナー育成のための協調的学習環境の構築」

ラーニングコモンズ等の空間で、グループ学習により、協調して一つの課題に取り組むためのiPad等の携帯端末を利用した学習環境の構築に関する研究である。検討すべき課題は、

- ・グループ学習が進むためには、どのような協調的学習環境であればよいか(複数の携帯端末に対してどのような操作を連動させるか)
- ・取り組んでいる課題に対して役に立つ教材や学術情報をどのようにして提供するか(ポートフォリオの利用も検討)

※ 附属図書館、千葉大学アカデミック・リンク・センター等との**共同研究に参画**し、システムを評価する。

※ 研究を進める過程で必要が生じれば、教材開発センターの教員がアドバイザー委員として指導に参加する。

【指導教員】

- ・主指導教員: 図書館情報学(文書情報の組織化、情報検索、文書群からの情報抽出と可視化による分析)に詳しい教員。
[役割分担] 研究全体を指導。特に、シラバス、研究者情報データベース、学術情報リポジトリ、科学研究費データベース、特許データベース等の様々な情報を有効利用した適切な教材へのアクセス法に関して指導・助言を行う。
- ・副指導教員: 情報科学(情報メディア、情報リテラシー、情報システム、教育工学)の手法を用いた情報の提供と利用に詳しい教員。
[役割分担] 主に、教育工学上の観点、技術的な観点からの指導・助言を行う。
- ・副指導教員: 図書館情報学で取り扱う情報の提供と利用に詳しい教員。
[役割分担] 主に、学びの「場」としての図書館の機能の観点からの指導・助言を行う。

修了者

図書館職員 (研究者) or 大学等教員

図書館の学びの「場」としての機能を開発・整備するプロジェクトのリーダーとして活躍するライブラリアン(図書館職員かつ研究者)。あるいは、図書館の学びの「場」の機能とその実現を研究する大学等の教員。

【養成された能力】

- ・図書館情報学、情報科学の知見や研究成果を利用して、課題を解決する能力。
- ・ユーザーの視点に立って、意義ある情報の管理・提供法を考察する能力。
- ・情報の管理・提供の課題を把握し、従来の枠組みにとらわれることなく、情報の管理・提供のより良い枠組みを探究する能力。

入学者

図書館職員

人文系の修士課程を修了後、大学図書館職員となった者。就職後、図書館の蔵書構築や資料の電子化、機関リポジトリの構築を経験している。

【必修科目】 3科目14単位

- ・ライブラリーサイエンス特別研究 (12) … 3年間通年
- ・ライブラリーサイエンス特論 (1) … 2年次5月集中講義
- ・プレゼンテーション演習 (1) … 1年次、2年次の8月、2月の合計4回、各4時間

【履修する修士課程の授業科目】 1年次に履修

- | | | | |
|------|------------|------|--------------|
| (前期) | ・文書記録活動論 | (後期) | ・文書記録マネジメント論 |
| | ・文書記録資料論 | | ・文書記録特殊資料論 |
| | ・構造化文書運用演習 | | ・ライブラリー特殊資料論 |

【ライブラリーサイエンス特別研究のテーマ】

「大規模デジタルアーカイブの構築に関する研究」

ある特定の事件や出来事に関する大規模なデジタルアーカイブを構築するには、記録情報の保存の意義の考察とそれを反映した保存方針の決定、ユーザーのニーズなどを考慮した情報の組織化、収集した情報を提供するためのシステムの構築が必要である。検討すべき課題は、

- ・記録情報の保存の意義を考慮した保存方針
- ・様々なタイプや特性を持つ資料を一元的に管理するためのコレクション構築の方針
- ・多様なユーザーのニーズに対応できる汎用的で頑健なメタデータの設計
- ・大規模なデジタルアーカイブを構築するためのシステムの設計

【指導教員】

- ・主指導教員：記録管理学・アーカイブズ学で取り扱う情報の管理に詳しい教員。
〔役割分担〕 研究全体を指導。特に、文書の評価・選別、文書に付与するメタデータという観点からの指導・助言を行う。
- ・副指導教員：図書館情報学で取り扱う情報の管理(組織化)に詳しい教員。
〔役割分担〕 主に、様々な資料を含めたコレクション構築とそれらの情報に対するメタデータの設計という観点から指導・助言を行う
- ・副指導教員：情報科学(情報メディア、情報リテラシー、情報システム、教育工学)の手法を用いた情報の提供と利用に詳しい教員。
〔役割分担〕 主に、タイプの異なる情報を一元的に管理するためのシステム設計の観点からの指導・助言を行う。

修了者

図書館職員 (研究者)

大規模デジタルアーカイブを設計・構築し、利用者へ提供するプロジェクトのリーダーとして活躍するライブラリアン(図書館職員かつ研究者)。

【養成された能力】

- ・図書館情報学、記録管理学・アーカイブズ学、情報科学の知見や研究成果を利用して、課題を解決する能力。
- ・ユーザーの視点に立って、意義ある情報の管理・提供法を考察する能力。
- ・情報の管理・提供の課題を把握し、従来の枠組みにとらわれることなく、情報の管理・提供のより良い枠組みを探究する能力。

入学者

本専攻以外の 修士課程修了者 (人文系)

歴史研究のため、アーカイブ資料を利用してきた。そのためアーカイブズ学は学んでおり、修士課程の研究室で、文献の管理(整理、データベース構築)等も経験しているが、情報システム一般の知識、Webを利用した情報の発信・収集に関する知識が不足している。

【必修科目】3科目14単位

- ・ライブラリーサイエンス特別研究(12) … 3年間通年
- ・ライブラリーサイエンス特論(1) … 2年次5月集中講義
- ・プレゼンテーション演習(1) … 1年次、2年次の8月、2月の合計4回、各4時間

【履修する修士課程の授業科目】1年次に履修

- | | | | |
|------|-------------|------|--------------|
| (前期) | ・図書館マネジメント論 | (後期) | ・レファレンスサービス論 |
| | ・文書記録管理政策論 | | ・ライブラリー資料論 |
| | ・文書記録資料論 | | ・ライブラリー特殊資料論 |
| | ・情報システム論 | | |
| | ・構造化文書運用演習 | | |

【ライブラリーサイエンス特別研究のテーマ】

「地方における公文書管理のあり方に関する研究」

公文書管理法に則った、しかも、地方公共団体ごとの事情を考慮した公文書の適正な管理システムの構築に関する研究。組織内部での活用だけでなく、図書館情報学の知見を生かし、住民への情報提供サービスも意識したシステム作りを検討する。具体的にいくつかの地方公共団体を対象として考察を進め、公文書管理システムを構築する際の指針を与える。

※ 地方公共団体の文書管理部門あるいはその公文書館との**共同研究に参画**し、システムを評価する。

【指導教員】

- ・主指導教員: 記録管理学・アーカイブズ学で取り扱う情報の管理に詳しい教員。
〔役割分担〕研究全体を指導。特に、文書の評価・選別、廃棄のシステム作りに対して、指導・助言を行う。
- ・副指導教員: 記録管理学・アーカイブズ学で取り扱う情報の提供と利用に詳しい教員。
〔役割分担〕主に、将来における情報の提供と利用を考慮し、歴史的に価値ある資料の選別、体系化について、指導・助言を行う。
- ・副指導教員: 図書館情報学で取り扱う情報の提供と利用に詳しい教員。
〔役割分担〕主に、図書館情報学の立場から、市民への情報提供サービスのためのシステム作りに対して、指導・助言を行う。

修了者

レコードマネジャー、 アーキビスト (システム構築・教育)

記録情報の管理システムを構築し、組織に浸透させる教育を行うレコードマネジャーやアーキビスト。

【養成された能力】

- ・記録管理学・アーカイブズ学、図書館情報学の知見や研究成果を利用して、課題を解決する能力。
- ・ユーザーの視点に立って、意義ある情報の管理・提供法を考察する能力。
- ・情報の管理・提供の課題を把握し、従来の枠組みにとらわれることなく、情報の管理・提供のより良い枠組みを探究する能力。

入学者

本専攻以外の 修士課程修了者 (情報科学系)

情報科学を専攻し、データマイニングや機械学習に関する研究をしてきた者。

【必修科目】 3科目14単位

- ・ライブラリーサイエンス特別研究 (12) … 3年間通年
- ・ライブラリーサイエンス特論 (1) … 2年次5月集中講義
- ・プレゼンテーション演習 (1) … 1年次、2年次の8月、2月の合計4回、各4時間

【履修する修士課程の授業科目】 1年次に履修

- | | | | |
|------|------------|------|------------|
| (前期) | ・情報マネジメント論 | (後期) | ・情報法制論 |
| | ・情報サービス論 | | ・ライブラリー資料論 |
| | ・文書記録資料論 | | ・自然言語解析 |

【ライブラリーサイエンス特別研究のテーマ】

「学術情報検索支援のための学術論文の組織化に関する研究」

キーワードで検索して得た論文集合を自動的に組織化し、鳥瞰図的情報をユーザーに提示する手法に関する研究である。検討すべき課題は、

- ・ユーザーにとって検索支援につながる有効な情報とは何か
- ・実時間性を保証した精度の高い自動組織化手法
- ・契約外の電子ジャーナルの論文も含め、組織化に、論文フルテキストのどこまでをどのような形態で利用できるか(学術情報流通上の問題)

※ 附属図書館等との**共同研究に参画**し、システムを評価する。

※ 研究を進める過程で必要が生じれば、本学大学院システム情報科学研究院の教員がアドバイザー委員として指導に参加する。

【指導教員】

- ・主指導教員: 情報科学(自然言語処理、機械学習)の手法を用いた情報の組織化・抽出に詳しい教員。
〔役割分担〕研究全体を指導。特に、組織化に対する技術的な観点からの指導・助言を行う。
- ・副指導教員: 図書館情報学で取り扱う情報の管理(組織化)に詳しい教員。
〔役割分担〕主に、ユーザーの学術情報検索支援としての有効性の観点から、指導・助言を行う。
- ・副指導教員: 図書館情報学で取り扱う情報の提供と利用に詳しい教員。
〔役割分担〕主に、学術情報流通の観点からの指導・助言を行う。

修了者

企業のエンジニア or 大学等の教員

ユーザーの必要とする情報へのアクセス性を高めるシステム、情報の新たな管理・提供サービスを行うシステム等に関する研究を行う企業のエンジニア・研究者、あるいは大学等の教員。

【養成された能力】

- ・図書館情報学、情報科学の知見や研究成果を利用して、課題を解決する能力。
- ・ユーザーの視点に立って、意義ある情報の管理・提供法を考察する能力。
- ・情報の管理・提供の課題を把握し、従来の枠組みにとらわれることなく、情報の管理・提供のより良い枠組みを探究する能力。

修了までのスケジュール(一般的方針)

資料7-a

年次	月	修士課程基礎科目 修士課程専門科目	専攻共通科目	ライブラリーサイエンス 特別研究											
1年	4	<ul style="list-style-type: none"> 情報マネジメント論 情報サービス論 情報法制論 学習科学 図書館マネジメント論 図書館政策論 レファレンスサービス論 ライブラリー資料論 ライブラリー特殊資料論 文書記録マネジメント論 文書記録管理政策論 文書記録活動論 文書記録資料論 文書記録特殊資料論 など(学生の背景や研究テーマに応じて履修)	<ul style="list-style-type: none"> ● プレゼンテーション演習 ● プレゼンテーション演習 	↓ 研究計画立案 ↓ 研究の実施 ● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)											
	5			<ul style="list-style-type: none"> ● ライブラリーサイエンス特論 ● プレゼンテーション演習 ● プレゼンテーション演習 	● 指導体制: 主指導教員1名 副指導教員2名 (必要に応じてアドバイザー委員)										
	6					● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)									
	7						● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究								
	8							● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)							
	9								● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究						
	10									● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)					
	11										● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究				
	12											● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)			
	1												● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究		
	2													● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)	
	3														● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究
	2年														
5		● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究													
6			● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)												
7				● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究											
8					● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)										
9						● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究									
10							● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)								
11								● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究							
12									● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)						
1										● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究					
2											● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)				
3												● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究			
3年													4	● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)	● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究
	5												● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)		
	6	● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究													
	7		● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)												
	8			● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究											
	9				● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)										
	10					● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究									
	11						● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)								
	12							● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究							
	1								● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)						
	2									● 研究テーマによっては学内外の組織との共同研究					
	3										● 学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)				

修了までのスケジュール(具体例)

資料7-b

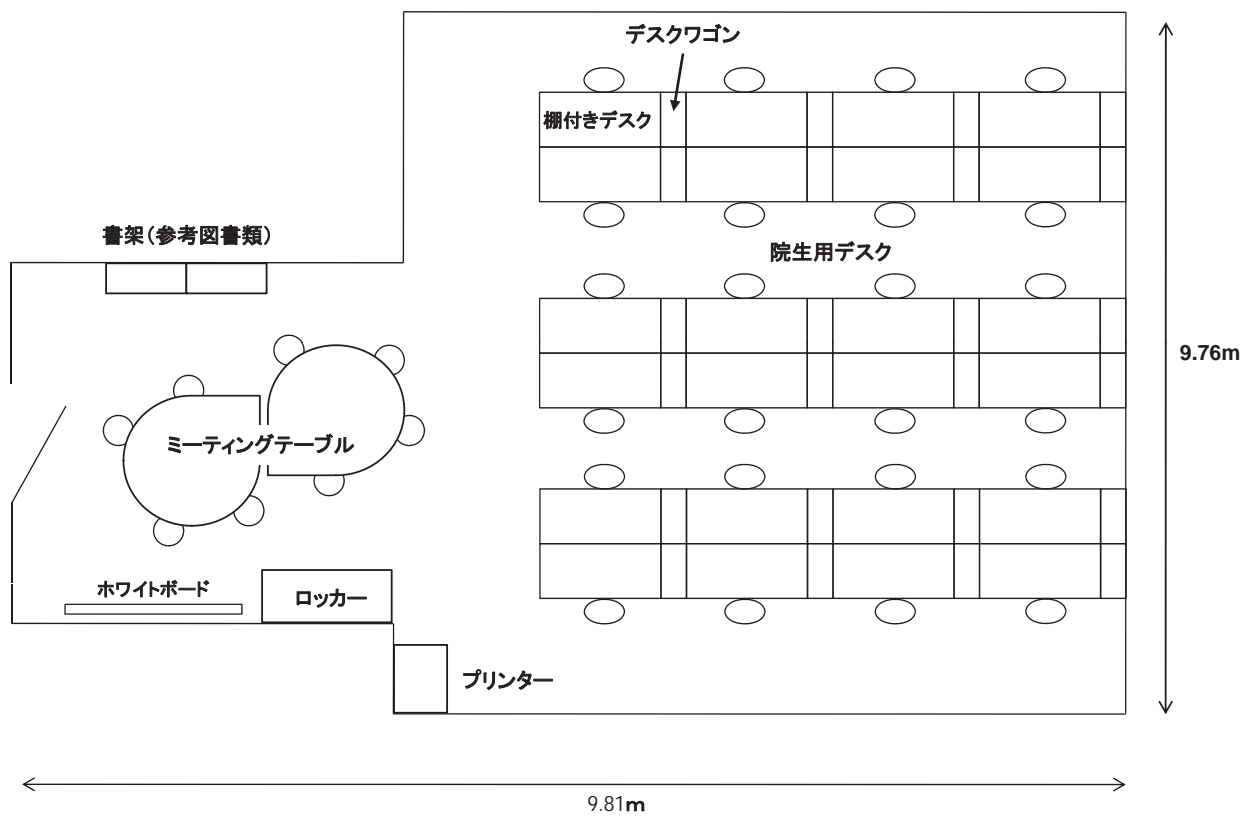
年次	月	修士課程基礎科目 修士課程専門科目	専攻共通科目	ライブラリーサイエンス 特別研究	
1年	4	<ul style="list-style-type: none"> 情報マネジメント論 情報サービス論 情報法制論 ライブラリー資料論 文書記録資料論 自然言語解析 	<ul style="list-style-type: none"> プレゼンテーション演習 	研究計画立案	
	5			文献調査	
	6			学術情報検索支援に有効な自動組織化を考案 予備実験	
	7			● 査読付国際会議へ投稿	
	8			組織化手法の改良 関連文献調査	
	9			プレゼンテーション演習	
	10			大規模評価実験	主
	11				
	12				
	1				
	2				
	3				
2年	4	<ul style="list-style-type: none"> ライブラリーサイエンス特論 プレゼンテーション演習 プレゼンテーション演習 	<ul style="list-style-type: none"> 実験結果の評価・考察 ● 査読付学術雑誌へ投稿 比較評価実験（自動組織化の対象とするテキスト部分の違いによる有効性の比較・評価） 実験結果の評価・考察 学術情報流通に関する文献調査 ● 査読付国際会議へ投稿 	主, 副A, 副B	
	5			主, 副A	
	6			主, 副A	
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12			主, 副B	
	1				
	2				
	3				
3年	4	<p>ライブラリーサイエンス特別研究の指導体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 主指導教員: 情報科学(自然言語処理、機械学習)の手法を用いた情報の組織化・抽出に詳しい教員 副指導教員A: 図書館情報学で取り扱う情報の管理(組織化)に詳しい教員 副指導教員B: 図書館情報学で取り扱う情報の提供と利用に詳しい教員 <p>(必要に応じて、本学大学院システム情報科学研究院よりアドバイザー委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学位論文の構想立案 学位論文の執筆 ● 学位論文の提出 公聴会等の準備 		主, 必要に応じ副A, 副B
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
	2				
	3				

修了までのスケジュール(長期履修の場合の一般的方針)

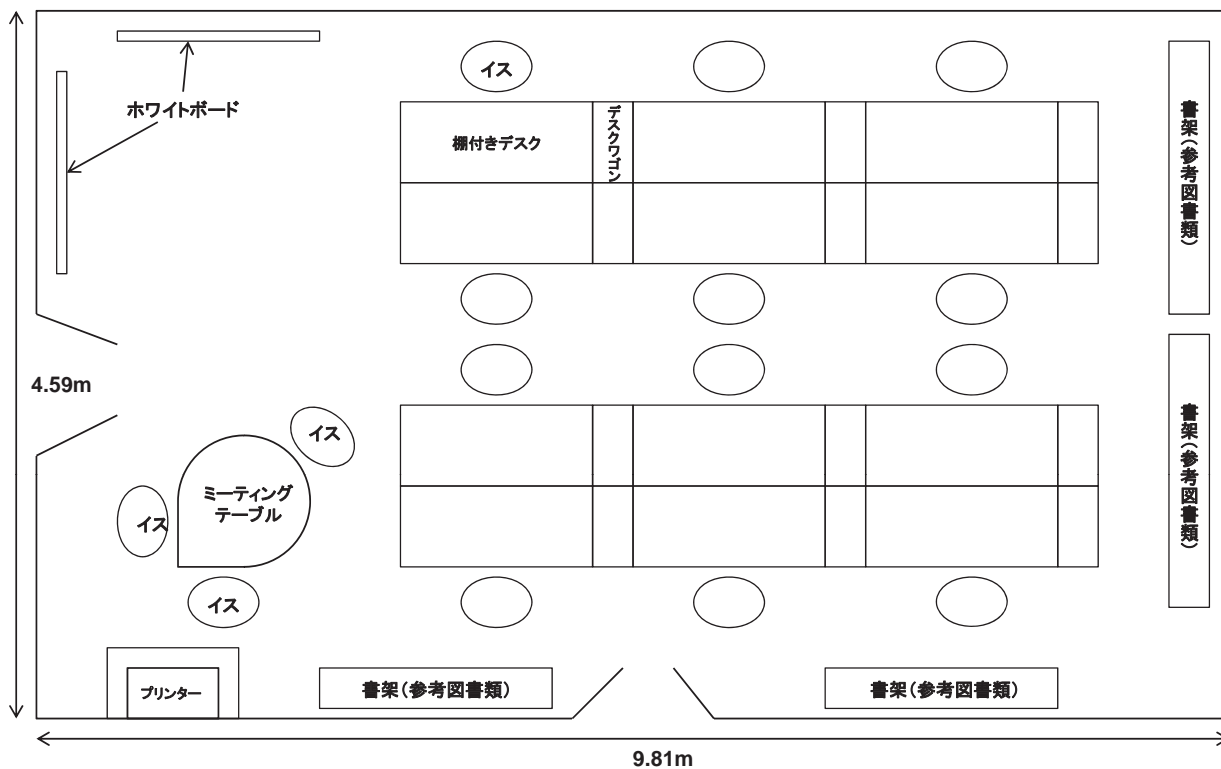
資料7-c

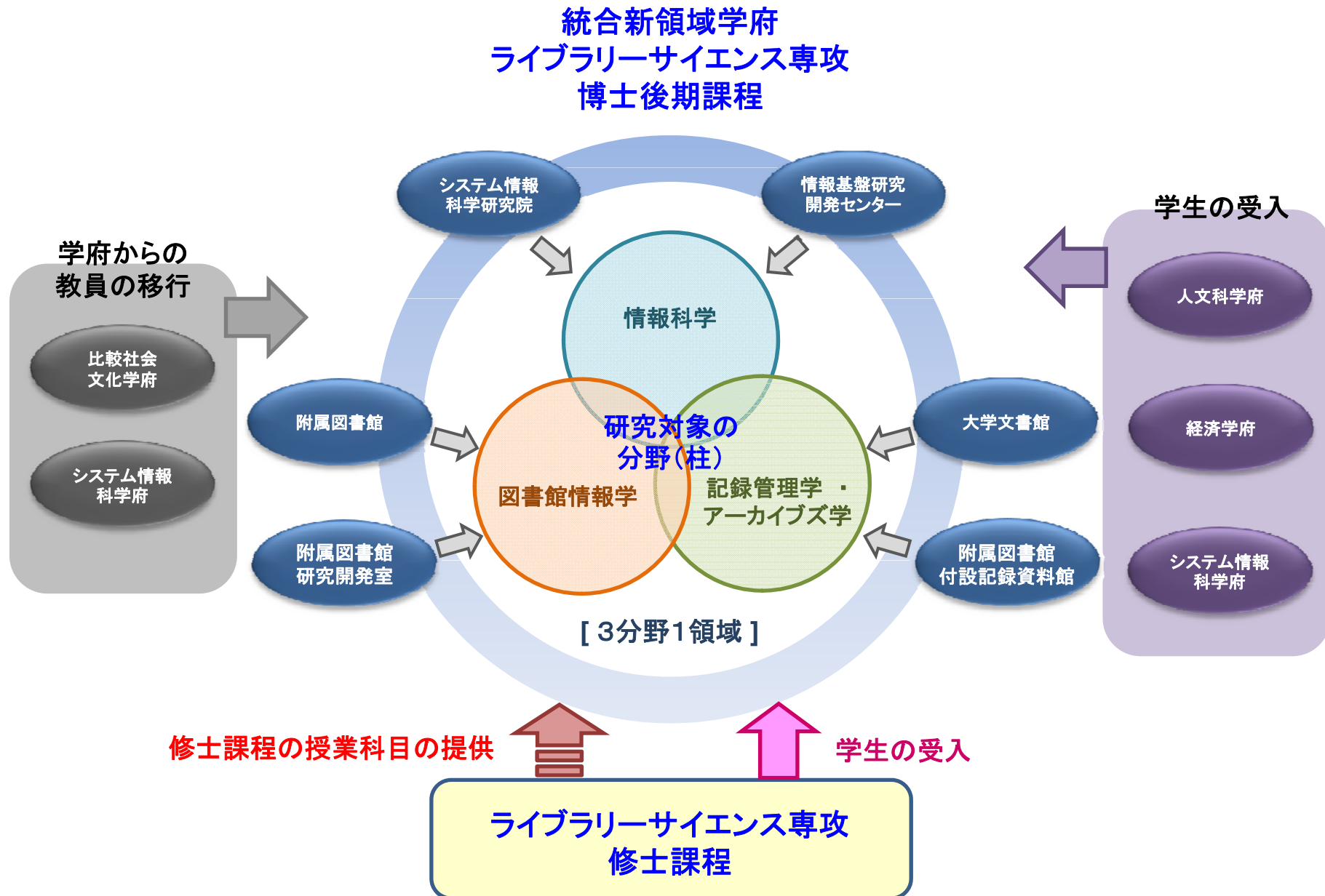
年次	月	修士課程基礎科目 修士課程専門科目	専攻共通科目	ライブラリーサイエンス 特別研究			
1年	4	<ul style="list-style-type: none"> 情報マネジメント論 情報サービス論 情報法制論 学習科学 図書館マネジメント論 図書館政策論 レファレンスサービス論 ライブラリー資料論 ライブラリー特殊資料論 文書記録マネジメント論 文書記録管理政策論 文書記録活動論 文書記録資料論 文書記録特殊資料論 	● プレゼンテーション演習	研究計画立案			
	5			● ライブラリーサイエンス特論	学会・会議での発表・報告(一編以上の査読付き学術雑誌への投稿を含む)		
	6					● プレゼンテーション演習	
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	1						
	2						
	3						
	2年						5
8		● プレゼンテーション演習					
3年	8			● プレゼンテーション演習			
4年	4						
	8		● プレゼンテーション演習	研究テーマによっては学内外の組織との共同研究			
	12			学位論文の構想立案			
	1			学位論文の執筆			
5年	7			学位論文の提出 (学位論文の完成及び提出時期を指導)			
	12			公聴会等の準備			
	3						

院生研究室1 見取り図(79m²)



院生研究室2 見取り図(47m²)







受験生の皆様

学生の皆様

ご家族の皆様

卒業生の皆様

企業一般の皆様

教職員
(学内限定)

Search



教育

教育憲章

教育課程の概要

シラバス

特色ある研究の取り組み

総合選択履修方式

学部：全学教育

大学院：共通教育

21世紀プログラム

博士課程教育
リーディングプログラムアントレプレナーシップ
プログラム

教育プログラム採択状況

教育情報

教育情報

TOP | 教育 > 教育情報

教育情報

学校教育法施行規則第172条の2により公表すべき教育情報について掲載しています。

大学の教育研究上の目的に関すること

- 学部
- 学府(大学院)

教育研究上の基本組織に関すること

- 学部・学府(大学院)の紹介
- 教育研究組織(学部・学府)

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- 教員組織
 - 学則
 - 学府・研究院制度
 - 教員組織(年齢構成)
- 教員数
 - 教職員数
 - 専任教員数
- 教員の学位及び業績
 - 研究者情報

入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- 入学者受入方針・入学者数、収容定員在学学生数
 - アドミッションポリシー
 - 入学者選抜情報
 - 定員及び在籍学生数
 - 学部通則
 - 大学院通則
 - 編入学
- 卒業(修了)者数・進学者数・就職者数・就職状況
 - 卒業生の進学者数・産業別就職状況
 - 卒業生の主な就職先

授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- 学部通則・大学院通則
- 教育課程の概要
- シラバス

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- 各学部・学府規則

校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- アクセス・キャンパスマップ
- 伊都新キャンパス情報
- 学生関係施設
- 学生寄宿舎
- 課外活動
- 図書館

総合情報

教育

研究・研究者・産学連携

国際交流・海外留学

入試・入学

大学病院

図書館

博物館等

各組織へのリンク

百周年記念事業

伊都新キャンパス情報

箱崎キャンパス
跡地利用計画情報プレスリリース
広報誌大学への寄附を
お考えの皆様グローバル30 プロジェクト
Degree Programs
in Englishアクセス
キャンパスマップお問い合わせ
本学へのご提案

 授業料, 入学科その他の大学が徴収する費用に関すること

- 学生納付金
- 入学科免除・入学科領収猶予・授業料免除

 大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- 生活支援
- 経済支援
- 健康支援
- 就職支援
- 海外留学情報

[ページのトップへ](#)

[サイトポリシー](#) | [サイトマップ](#) | [Q-ポスト](#)・[Q-ボックス](#) | [リンク](#) | [資料請求](#)



COPYRIGHT(C) 2007 KYUSHU UNIVERSITY. ALL RIGHTS RESERVED

教 員 名 簿

学 長 就 任 予 定 者 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 〈就任(予定)年月〉	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 〈就任年月〉
一	学長	アカハ セツ 有川 節夫 〈平成20年10月1日〉		理学博士		

別記様式第3号（その2の1）

教 員 の 氏 名 等												
(統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申 請 に 係 る 大 学 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 たり 平 均 日 数
①	専	教授	オリタ エツロウ 折田 悦郎 <平成25年4月>		文学修士 ※		ライブラリーサイエンス特別研究	1～3通年	12	1	九州大学大学文 書館 教授 (平17.10)	5日
							ライブラリーサイエンス特論	2前	0.14	1		
							プレゼンテーション演習	1・2前・後	1	1		
②	専	教授	ミワ ムネヒロ 三輪 宗弘 <平成25年4月>		工学修士 ※		ライブラリーサイエンス特別研究	1～3通年	12	1	九州大学附属図 書館付設記録資 料館 館長(教授) (平17.4)	5日
							ライブラリーサイエンス特論	2前	0.14	1		
							プレゼンテーション演習	1・2前・後	1	1		
③	専	教授	トミウラ ヨウイチ 富浦 洋一 <平成25年4月>		博士 (工学)		ライブラリーサイエンス特別研究	1～3通年	12	1	九州大学システ ム情報科学研究 院 教授 (平23.4)	5日
							ライブラリーサイエンス特論	2前	0.14	1		
							プレゼンテーション演習	1・2前・後	1	1		
④	専	教授	ヒロカワ サチオ 廣川 佐千男 <平成25年4月>		博士 (理学)		ライブラリーサイエンス特別研究	1～3通年	12	1	九州大学情報基 盤研究開発セン ター 教授 (平9.5)	5日
							ライブラリーサイエンス特論	2前	0.14	1		
							プレゼンテーション演習	1・2前・後	1	1		
⑤	専	准教授	イノウエ ヒトシ 井上 仁 <平成25年4月>		博士 (工学)		ライブラリーサイエンス特別研究	1～3通年	12	1	九州大学情報基 盤研究開発セン ター 准教授 (平23.4)	5日
							ライブラリーサイエンス特論	2前	0.14	1		
							プレゼンテーション演習	1・2前・後	1	1		
⑥	専	准教授	イシタ エミ 石田 栄美 <平成25年4月>		修士※ (情報学)		ライブラリーサイエンス特別研究	1～3通年	12	1	九州大学附属図 書館研究開発室 准教授 (平23.4)	5日
							ライブラリーサイエンス特論	2前	0.14	1		
							プレゼンテーション演習	1・2前・後	1	1		
⑦	専	准教授	ワタナベ ユキコ 渡邊 由紀子 <平成25年4月>		博士 (学術)		ライブラリーサイエンス特別研究	1～3通年	12	1	九州大学附属図 書館eリソース サービス室 室長 (平20.4)	5日
							ライブラリーサイエンス特論	2前	0.14	1		
							プレゼンテーション演習	1・2前・後	1	1		

別記様式第3号（その3）

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	2人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	2人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	2人	2人	人	人	人	4人	
	修 士	人	1人	人	2人	人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	